那覇市公報

第１６９５号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
（議会事務局　調査法制課）・・ 491

◇告　　示◇

○特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任について
（情報政策課）・・ 492

◇公　　告◇

○農連市場地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の
縦覧について（市街地整備課）・・・ 492

○保有個人情報目的外利用届出書の公表について（市民生活安全課）・・・・・・・・・ 493

○那覇広域都市計画地区計画の原案について（都市計画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 495

○都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）・・・・・・・・・・・・・・ 496

◇議会訓令◇

○那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・ 498

◇消防局訓令◇

○那覇市消防団活動規程・・・ 499

◇上下水道局告示◇

○公共下水道の供用及び下水の処理開始について…… 515

◇監査委員公表◇

○平成 28 年度包括外部監査の結果について（公表）…… 521

条　　例

那覇市条例第14号
平成29年６月６日
公　　布　　済

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（交付の方法等） 第4条　〔略〕 2～3　〔略〕 4　政務活動費は、交付月の5日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。 5～6　［略］	（交付の方法等） 第4条　〔略〕 2～3　〔略〕 4　政務活動費は、交付月の25日(その日が本市の休日に当たる場合には、その日後において最も近い本市の休日でない日。以下「交付日」という。)に交付する。 5～6　［略］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 141 号
平成 29 年 7 月 3 日

特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 49 条第１項の規定により、平成 29 年６月７日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

那覇市長　城　間　幹　子

公　　告

那覇市公告第 110 号
平成 29 年６月 14 日
掲　　示　　済

農連市場地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年５月９日法律第 49 号）第 143 条第４項の規定に基づき、下記事業に係る図書を、同法第 163 条第６項又は同法第 244 条第２項の公告の日まで、縦覧に供します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　名　　称：農連市場地区防災街区整備事業

２　図　　書：施行地区及び設計の概要を表示する図書

３　縦覧場所：那覇市都市計画部市街地整備課
（那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎９階）

４　縦覧時間：午前８時30分から午後５時15分まで（土･日曜日及び祝日を除く）

那覇市公告第120号
平成29年６月20日
掲　　示　　済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第９条第４項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第８条の２第２項で準用する同規則第２条第２項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成29年6月15日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ちゃーがんじゅう課	目的外利用部課又は提供先	国民健康保険課
業務の名称	国民健康保険レセプト内容点検（再審査）業務		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(審査対象確定時)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	依頼日　被保険者番号　宛名コード　カナ氏名　氏名　生年月日 性別　介護度　認定有効期間　介護サービスの種類　施設の種類 施設名　住所　電話番号　入所年月日　対処年月日		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第　号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	レセプト点検における医療保険と介護保険の給付調整のため		
届出担当部課	健康部　国民健康保険課　電話　2505		

那覇市公告第 142 号
平成 29 年 7 月 3 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和 59 年那覇市条例第 22 号)第２条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第２項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して３週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画の種類
　那覇広域都市計画地区計画

２　都市計画の名称
　那覇市久茂地牧志地区地区計画

３　都市計画の変更又は決定する土地の区域
　那覇市久茂地三丁目及び牧志一丁目地内

４　縦覧場所及び意見書の提出先
　那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎９階、TEL　098-951-3246）

５　縦覧期間及び縦覧時間
　縦覧期間：平成 29 年７月３日（月）から平成 29 年７月 18 日（火）まで。
　　ただし、土・日曜日及び祝日は除く。
　縦覧時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。
　　ただし、正午から午後１時を除く。

６　意見書の提出期間及び提出時間
　提出期間：平成 29 年７月３日（月）から平成 29 年７月 24 日（月）まで。
　　ただし、土・日曜日及び祝日は除く。
　提出時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。
　　ただし、正午から午後１時を除く。

那覇市公告第 143 号
平成 29 年 7 月 3 日
掲　　示　　済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第２条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市
上記代表者　那覇市長　　城間　幹子

１　都市計画の原案の内容
（１）那覇広域都市計画用途地域の変更原案
（２）那覇広域都市計画防火地域の変更原案
（３）那覇広域都市計画道路の変更原案（３・５・20号 一銀線）

２　都市計画の原案に係る土地の区域
（１）～（３）那覇市久茂地三丁目及び牧志一丁目地内

３　公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：平成29年７月25日（火）午後７時
開催場所：那覇市役所12階　第１研修室（那覇市泉崎１丁目１番１号）

４　公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：平成29年７月３日（月）から平成29年７月18日（火）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
提出時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。
ただし、正午から午後１時を除く。
提 出 先：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９階）

５　都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９階）
縦覧期間：平成29年７月３日（月）から平成29年７月18日（火）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。

縦覧時間：午前８時30分から午後５時15分まで。
ただし、正午から午後１時までを除く。

６　その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

議会訓令

那覇市議会訓令第２号
平成 28 年 6 月 1 日
公　　表　　済

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長　翁　長　俊　英

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程(平成13年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(交付請求) 第4条　交付会派の代表者及び交付議員は、次の各号に掲げる日までに、市長に対し政務活動費交付請求書(交付会派にあっては第8号様式、交付議員にあっては第9号様式)を提出するものとする。 (1)　4月5日に交付される政務活動費に係る請求の場合　交付決定のあった日の翌日 (2)　その他の場合　政務活動費の交付日の14日前	(交付請求) 第4条　交付会派の代表者及び交付議員は、交付日の14日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(交付会派にあっては第8号様式、交付議員にあっては第9号様式)を提出するものとする。
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この訓令は、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成29年那覇市条例第14号)の施行の日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第７号
平成２８年９月１日
公　　表　　済

那覇市消防団に関する、那覇市消防団活動規程についての訓令を次のように定める。

那覇市消防局長　平　良　真　徳

那覇市消防団活動規程

平成 28 年９月１日施行
那覇市消防局訓令第７号

（目的）

第１条　この規程は、那覇市消防団の設置等に関する条例、那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例（以下「服務条例」という。）及び那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の定めによるものの他、那覇市消防団（以下「消防団」という。）の水火災、その他の災害に対する活動基準を定め、消防団長（以下「団長」という。）が、関係機関と連携して消防団の活動機能を十分に発揮させるとともに、団員の教育訓練等を積極的に実施し、消防団の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害活動　消防組織法第 18 条第３項の定めにより、消防局長、又は消防署長の所轄の下、水火災、その他災害により被害が予測され、又は発生した場合にその被害を最小限に防止するために行う防御活動の総称をいう。

(2)　活動体制　災害等活動を効果的に行うため、消防団の本部（以下「団本部」という。）及び消防団の分団（以下「分団」という。）の構成と指揮命令系統等を明らかにした基本的な体制をいう。

(3)　消防隊　災害等に対応するため現場に出場した消防署所の消防吏員をいう。

(4)　現場指揮本部　那覇市消防局警防規程（以下「警防規程」という。）第 29 条に定める災害現場の指揮拠点をいう。

(5)　指揮隊長　警防規程第 15 条に定める指揮宣言を行うものをいう。

(6)　団長等　団長及び副団長をいう。

(7)　分団責任者　分団長及び副分団長に事故がある時、又は欠員がある場合の責任者をいう。

(8)　分団長等　分団長、副分団長及び分団責任者をいう。

(9)　団小隊　３人から５人の団員で編成された隊をいう。

(10)　事務局　消防団事務を担当する那覇市消防局警防課のことをいう。

(11)　警備本部　警防規程第２条第１項第８号に定める警備活動の指揮拠点をいう。

(団本部等の活動及び指揮体制)

第３条　団本部及び分団の活動体制は、別図のとおりとする。

2　団長は、分団の運用、指揮統制及び情報連絡等の全般について統率する。団長に事故があるときは、副団長がその任務を代行する。

3　副団長は、団長を補佐するとともに団長の命により、災害現場へ臨場し、活動中の分団及び団小隊の指揮を執るものとする。

4　分団長は、分団員を指揮統率し災害活動を行うものとする。ただし、分団長が現場で不在の場合は、副分団長、又は分団責任者が、災害現場における分団の指揮を執るものとする。

5　災害現場では、分団、又は団小隊で任務を分担して活動することができるものとする。

(消防団現場指揮本部の設置)

第４条　団長は、災害現場において指揮隊長からの要請により、消防隊と連携する必要があると判断した場合には、指揮隊長と協議のうえ災害現場近くに消防団現場指揮本部(以下「団指揮本部」という。)を設置することができる。なお、団指揮隊長は、副団長又は分団長とする。

(災害活動の基本)

第５条　災害活動は、現場指揮本部の下に、団指揮本部を通じて指揮系統の一元化を図り、消防団の保有する装備資機材を十分に活用し、消防隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを基本とする。

2　災害活動は、基本的に分団、又は団小隊とする。ただし、団員数が満たない場合は、消防隊の指示の下に活動するものとする。

(任務遂行上の指導事項)

第６条　団長等及び分団長等は、任務遂行上の指導事項として、次の各号を団員に徹底しておくものとする。

(1)　服務条例第14条に定める事項

(2)　災害の発生を覚知し、又は緊急事態に遭遇した場合は、消防団員として必要な措置をとるとともに、消防隊等に報告すること。

(3)　災害出場に備え、迅速かつ的確な行動がとれるよう諸準備を整えておくこと。

(4)　災害現場では、上司の命令に従い、統率された組織的な活動のもとに、規律厳正な活動を行うこと。

(5)　安全確保の基本は、自己にあることを認識し、安全管理の徹底を図り、事故防止に努めること。

(緊急連絡網の確立)

第７条　団員は、災害時に消防局長、又は消防署長から参集等の命令が発せられた場合、緊急に対応できるように緊急連絡網を確立しておくものとする。

(災害時の参集及び出動要領)

第８条　団員は、市内において災害の発生を認知した場合、又は団長等及び分団長等に出動を命じられた場合は、原則として消防局庁舎に参集し、消防団車両等で災害現場へ出動するものとする。ただし、消防局庁舎に参集するいとまがない場合等、やむを得ない理由がある場合は、直接、災害現場へ参集するものとする。

2　参集時の服装は、原則として活動服、編上靴、保安帽及び手袋を着用するものとする。ただし、次の各号の災害時については、その限りではない。

(1)　風水害時には、必要に応じて雨衣を着用する。

(2)　地震災害時には、着用せず、携行すること。

3　非常招集を受けた団員は、あらゆる参集手段をもって速やかに指定された場所へ参集しなければならない。

4　参集時には、着替え、タオル、水筒、食料、ラジオ、カメラ、メモ帳、筆記具、現金等を努めて持参するものとする。

5　団員は、参集途上における被害状況を、分団長等に報告するものとする。

6　分団長等は、参集人員及び前項の報告内容を取りまとめ団本部へ報告するものとする。

(消防車両事故報告)

第９条　分団長等は、交通事故が発生した場合は、直ちに業務を中止し、道路交通法上の措置を他の乗車員に命じるとともに団本部等へ速やかに事故発生を即報すること。また、消防車両事故報告書を団長及び事務局へ速やかに提出すること。また、当該事故報告書には次の各号に掲げる書類を添付すること。

(1)　事故状況の図面

(2)　写真(事故現場全体像の写真、出来る限り車両番号を入れた相手方と自車の損傷個所の写真)

(分団長等の遵守事項)

第10条　災害現場に出動した分団長等は、次の事項を守らなければならない。

(1)　消防団の上級指揮者が到着した際に、災害状況、消防団の活動状況及び消防活動上必要と認めた事項を報告すること。

(2)　指揮隊長若しくは団指揮隊長の指揮の下で行動すること。

(3)　消防活動中は、適切な判断と決意をもって団員の活動を指揮監督すること。

(4)　常に自己の指揮下にある団員を掌握し、情勢の変化に即応した体制がとれるように努めること。

(5)　所属団員の安全管理に十分に配意し、必要な措置をとること。

(6)　災害活動終了後は、災害出動報告書に必要事項を記入した後、速やかに事務局へ提出すること。

(火災時の活動原則)

第11条　火災現場における消防団の活動等は、次の各号のとおりとする。

(1)　要救助者の有無の確認

(2)　災害弱者等の有無及び人命危険に関する情報の収集

(3)　傷病者の応急救護

(4)　消火活動

(5)　延焼状況の把握と必要な場合の状況報告

(6)　参集後の災害現場への出動は、警防本部、又は団本部の下命に基づき、分団、又は団小隊を指定して出動させるものとする。

(7)　分団長等は、出動団員の行動把握に努め、消防隊と連携した現場活動を基本とする。

(8)　団員は、分団長等の指揮の下で、ポンプ車による消火活動等を行い、現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

(団長等の火災時の活動要領)

第12条　火災時の団長等の活動は、次の各号のとおりとする。

(1)　消防団の指揮統制に関すること。

(2)　指揮隊長からの指示命令の伝達及び調整に関すること。

(3)　消防団の活動状況の把握に関すること。

(分団長等の火災時の活動要領)

第13条　火災時の分団長等の活動は、次の各号のとおりとする。

(1)　自隊の指揮統制に関すること。

(2)　出動した分団員の把握に関すること。

(3)　団本部との連絡に関すること。

(4)　団本部からの指示命令の伝達に関すること。

(5)　団指揮本部の支援に関すること。

(6)　その他消防活動上必要な任務に関すること。

(団員の火災時の活動要領)

第14条　団長等及び分団長等以外の団員の活動は、次のとおりとする。

(1)　ポンプ車を運用し、消防隊と連携した消火活動に関すること。

(2)　消火、救助及び避難誘導に関すること。

(3)　消防警戒区域の設定に関すること。

(4)　群衆の整理に関すること。

(5)　傷病者の応急救護に関すること。

(6)　広報、飛び火警戒に関すること。

(7)　情報収集及び報告に関すること。

(8)　現場指揮本部及び団指揮本部からの下命に関すること。

(火災時の活動上の留意事項)

第15条　火災時における現場活動上の任務は、次の各号に留意して活動にあたること。

(1)　建築物その他の物件の破壊は最小限とし、水損防止にも配慮すること。

(2)　現場解散時には、分団長等が活動状況、団員の受傷及び資機材の異状の有無を団長等に報告すること。

(3)　火災現場で、火災建物関係者に接触した場合は、必ず付き添って、現場指揮本部に案内すること。

(風水害時の活動要領)

第16条　風水害時の活動は、基本的に当該活動規程第11条から第14条の定めによ

るものの他、次の各号のとおりとする。

(1)　風害により強度が低下した建築物や、植栽等の固定及び飛散物の除去に関すること。

(2)　水害箇所への砂のう積による浸水対策に関すること。

(3)　風水害活動終了後は、災害出動報告書及び災害活動集計表の双方に必要事項を記入した後、速やかに事務局へ提出すること。

(地震災害時の活動要領)

第17条　地震災害の活動は、基本的に当該活動規程第11条から第14条の定めによるものの他、次の各号のとおりとする。

(1)　参集発令を覚知した時は、自宅等の出火防止措置を行うとともに、家族等に対して必要な指示及び措置を行い、直ちに参集場所に参集する。

(2)　参集途上に災害を確認した場合は、必要な措置を取るとともに、可能な限り所属分団長若しくは団本部へ通報する。

(3)　参集途上及び出動時の報告内容は次の各号のとおりとする。

ア　道路の状況(交通障害箇所、線路の状況、危険物の流出及びガスの漏えい個所の有無、所在、被害程度等)

イ　高架橋、橋梁等の状況

ウ　地域の被害状況(火災、救助事象、がけ崩れ、家屋の倒壊等)

エ　その他災害活動上必要と認められる事項

(津波警報等発令時の活動要領)

第18条　津波警報等発令時の活動は、基本的に当該活動規程第11条から第14条の定めによるものの他、次の各号のとおりとする。

(1)　津波警報等発令時については、付近住民に避難広報しながら、直ちに最寄りの海抜１０メートル以上の高台、若しくは強固な建築物に避難する。ただし、可能ならば那覇市消防局の中央消防署、小禄出張所及び首里出張所のいずれかに参集し災害活動体制を整えるものとする。

(2)　津波警報等の解除時には、付近の安全を確認し、市内に津波災害が発生している場合には、当該活動規程第8条の定めに基づき、原則として中央消防署へ参集するものとする。ただし、道路及び橋梁等の倒壊により、中央消防署に参集出来ない場合には、最寄りの消防署所へ参集するものとする。

（警戒及び警備の実施）

第19条　消防局長は、水火災その他の災害による被害の未然防止及び市内の催物等の開催に伴い消防団による消防警備が必要であると認めた場合は、消防団へ要請するものとする。

（警戒及び警備の実施要領）

第20条　団長は、警防規程第8条に定める警戒本部、又は警備本部の指揮の下に、必要に応じて団小隊を編成し、次の各号に配意して警戒警備を実施するものとする。

(1)　警戒の目的及び重点項目を明確にすること。

(2)　災害発生時、早期に対応できるよう、必要資器材を準備すること。

(3)　必要に応じて消防団車両を移動配備すること。

(4)　団本部等への連絡体制を状況に応じた方法で確保すること。

（教養及び訓練等）

第21条　団長等及び各分団長等は、団員の品位の向上及び消防活動技能の練磨に努め、定期的に、次の各号にかかげる教育及び訓練等を行わなければならない。

(1)　予防広報活動についての講習

(2)　規律、礼式及び消防活動についての講習、訓練

(3)　消防機械器具取扱の訓練

(4)　救命講習及び応急手当の訓練

(5)　その他必要な講習、指導

第22条　前条に定める教養及び訓練等を実施した場合、分団長等は那覇市消防団訓練等参加者報告書により団長へ報告するものとする。

（消防団活動等に関する報告）

第23条　消防団員は、消防団活動等に係る報告を、消防団出動等報告書により団長へ報告するものとする。

2　前項の報告を受けた団長は、これを取りまとめ、毎月5日までに事務局へ提出するものとする。なお、当該日が事務局閉庁日にあたる場合は、直後の開庁日に提出するものとする。

（その他報告）

第24条　分団長等は、下記の事項に該当する事案が発生した場合は、団長及び那覇

市消防局長へ必要な資料を添えて報告すること。

(1)　交通事故以外の機器損傷事故に関すること。

(2)　分団員の身分等に関すること。

(3)　訓練、演習、警戒における特異事案に関すること。

(4)　服務条例第 3 条に定める「本市に居住し、勤務し、又は在学する者であること。」に変更があった場合

(5)　服務条例第 6 条に定める定年の年齢に達する者がいた場合

(6)　服務条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に定める「分限」に該当する者を認知した場合

(7)　服務条例第 13 条の定めにより、10 日以上居住地を離れる者がいた場合

(その他)

第 25 条　この規程に定めるものの他、必要な事項は団長が別に定める。

付　則

この訓令は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

別図（第３条関係）
災害活動体制図

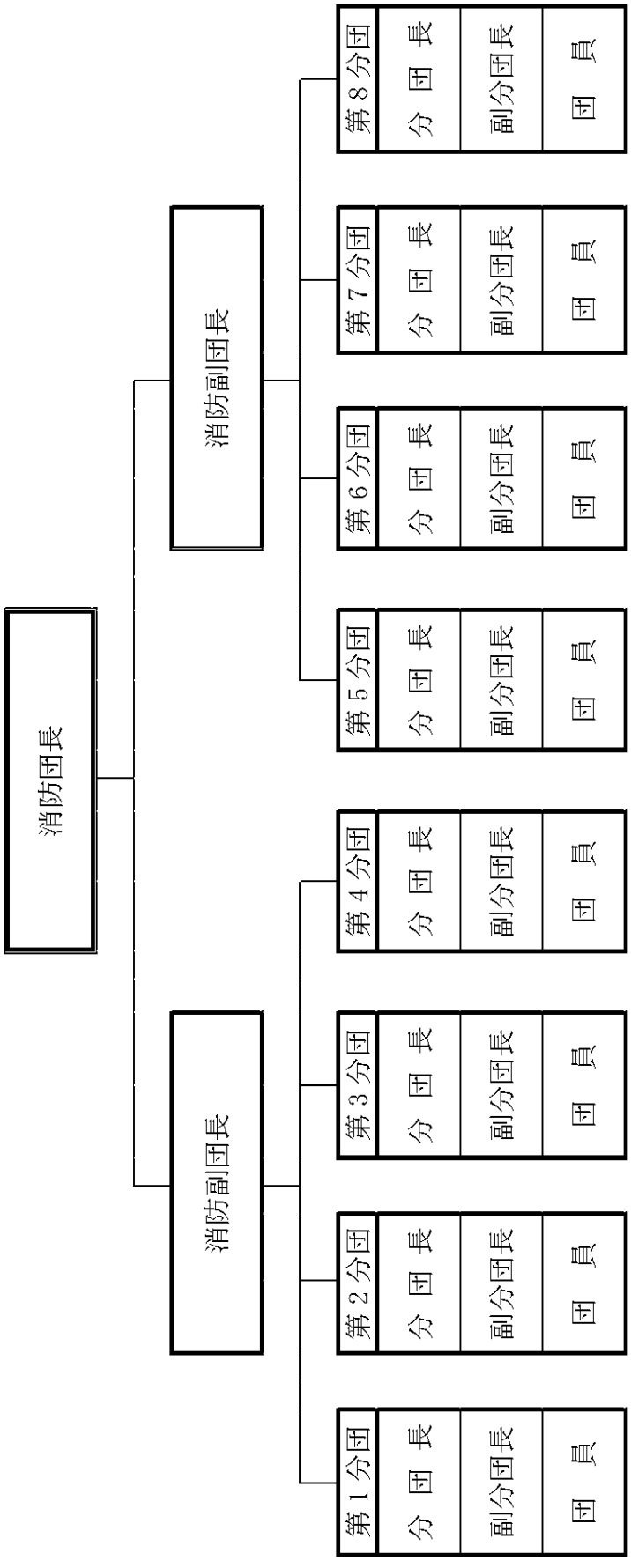

※　分団長に事故がある場合は、分団責任者を階級、年齢、入団順で指定すること。
※　担当任務を分担して活動する場合は、任務ごと責任者を階級、年齢、入団順で指定すること。

第１号様式

年　　月　　日

那覇市消防団長　様
那覇市消防局長　様

第　　分団

階　級

氏　名

消防車両事故報告書

みだしのことについて、那覇市消防団活動規程第９条に基づき、下記のとおり報告します。

記

発生等日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
発生等場所	
事案概要	
処理の経過	
備　考	添付資料 1　事故状況の図面 2　写真 （事故現場全体像の写真、出来る限り車両番号を入れた相手方と自車の損傷個所の写真）

第２号様式

災害出動報告書

団　長	副団長	分団長	課　長	係　長	係　員

報告者	所属	階級	氏名	
覚知日時	年　月　日　時　分頃		出動人員	人
災害場所		使用水利	消火栓　防火水槽 その他　無	
災害種別	火　災	建物　林野　車両　船舶　航空機 誤報　誤認　いたずら　その他		
	火災以外	建物　水難　風水害　機械 交通　ガス酸欠　爆発　その他		
部署位置				
災害概要				
活動概要				

	所　属	階　級	氏　　名
到着時刻　　時　　分			
放水時刻　　時　　分			
放水停止　　時　　分			
帰署時刻　　時　　分			
使用資機材			
50㎜ホース　　本			
65㎜ホース　　本			
その他			

（裏）

活動位置地図（部署位置及びホース配置図）

第３号様式

災害活動集計票

平成　　年　　月　　日（　）				招集人員　　人		消防団本部長
No.	受理時間	種　別	出動分団等	出動場所	要請内容	活動内容

第４号様式

年　　月　　日

消防団長　様

那覇市消防団訓練等参加者報告書

みだしのことについて、那覇市消防団活動規程第22条に基づき、下記のとおり報告します。

日　時	年　　月　　日（　　）　　時　　分		
分団名	分団	参加人数	人
訓練種目		訓練場所	

番号	階　級	氏　　名	備　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

第５号様式

年　　月　　日

消防団長　様

第　　分団　階級：　　氏名：　　印

消防団出動等報告書(平成　　年　　月分)

みだしのことについて、出動状況を下記のとおり報告します。

番号	日	曜日	時　間	出動種目	出動及び訓練内容等
1			～		
2			～		
3			～		
4			～		
5			～		
6			～		
7			～		
8			～		
9			～		
10			～		
11			～		
12			～		
13			～		
14			～		
15			～		
出動件数　合計					回

※　火災出動した時は、出動場所を記入して下さい。

※　団長等が取りまとめ、毎月５日までに事務局へ提出して下さい。なお、当該日が事務局閉庁日にあたる場合は、直後の開庁日に報告して下さい。

※　訂正の場合には、訂正箇所に訂正印を押印して下さい。

団　長	副団長	分団長

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第５号
平成　29　年　6　月　6　日
掲　　示　　済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

下水道法第９条第１項及び同条第２項の規定に基づき第 71 次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。
その関係図面は平成 29 年６月６日から 15 日間、那覇市上下水道局上下水道部 下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　兼次　俊正

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
　　平成 29 年６月６日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
　　首里石嶺町二丁目の一部、首里鳥堀町四丁目の一部、首里大中町の一部、
　　字松川の一部、字仲井真の一部

３　供用を開始する排水施設の位置
　　前項に示す区域（別紙図示）

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
　　分流式

５　当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
　　那覇市西３丁目 10 番１号　那覇浄化センター

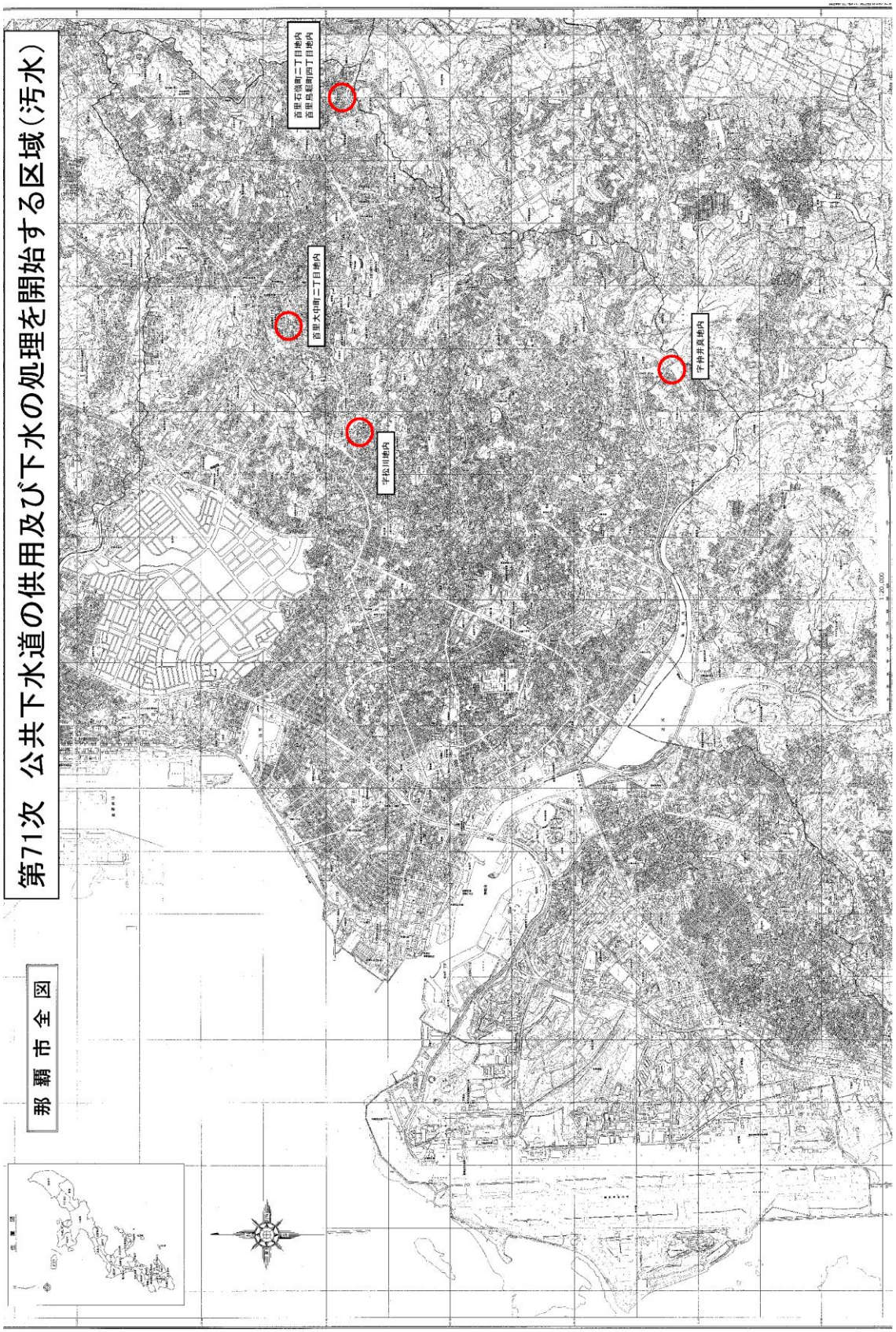
第71次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
那覇市全図
首里石嶺町二丁目地内
首里当蔵町四丁目地内
首里大中町二丁目地内
字松川地内
字神井島地内

第71次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里石嶺町二丁目地内、首里鳥堀町四丁目地内

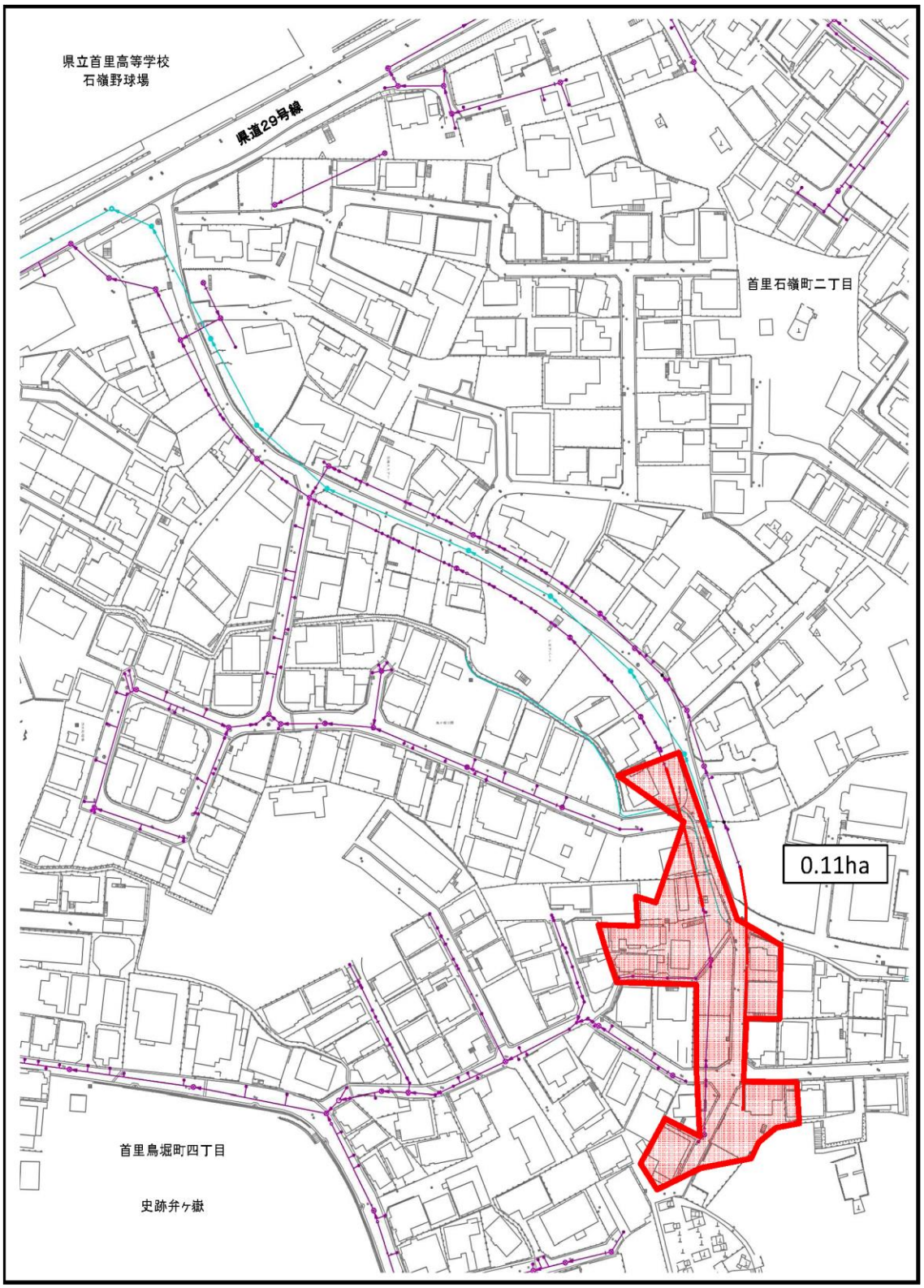

第71次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
首里大中町二丁目地内

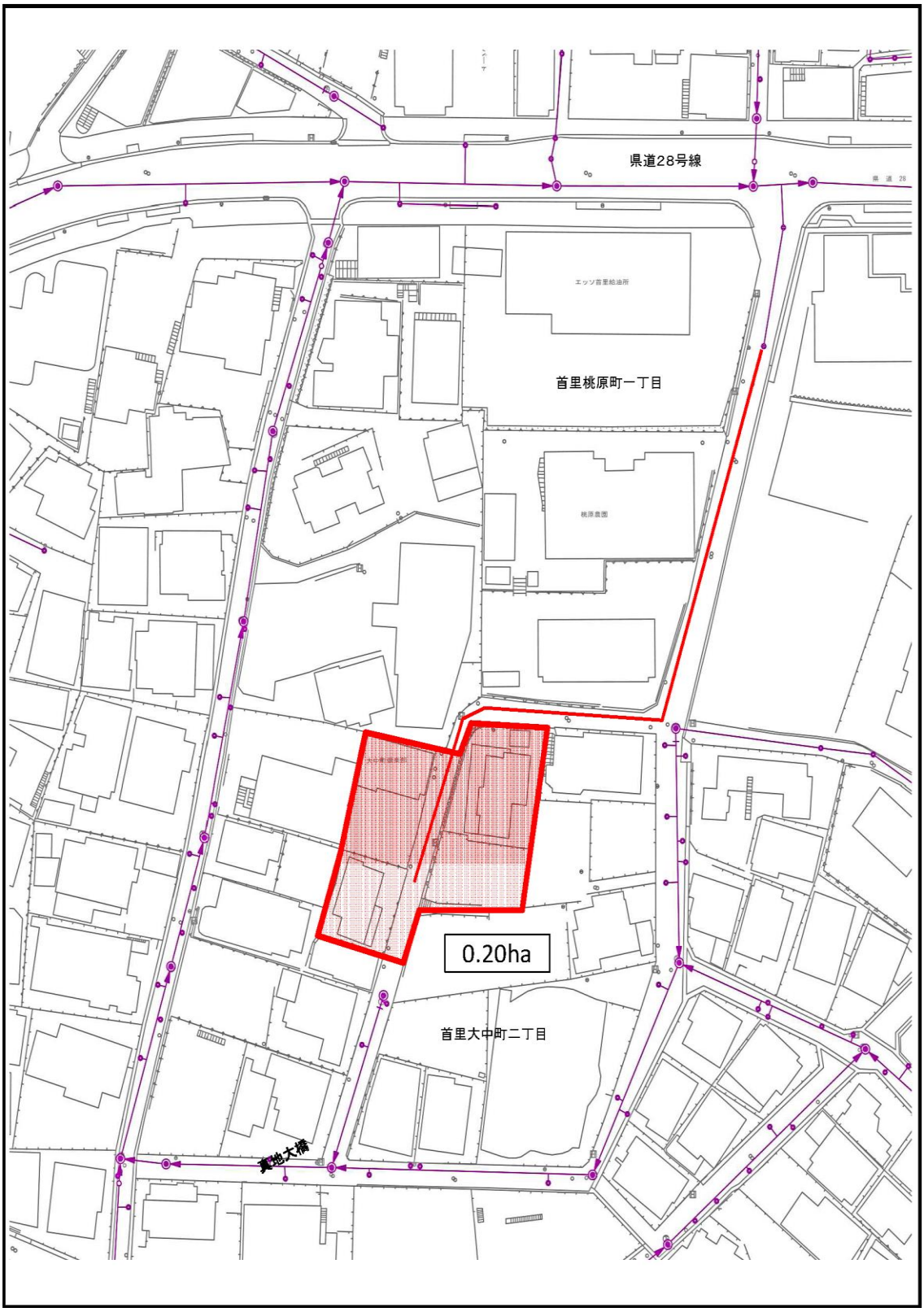

第71次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
字松川地内

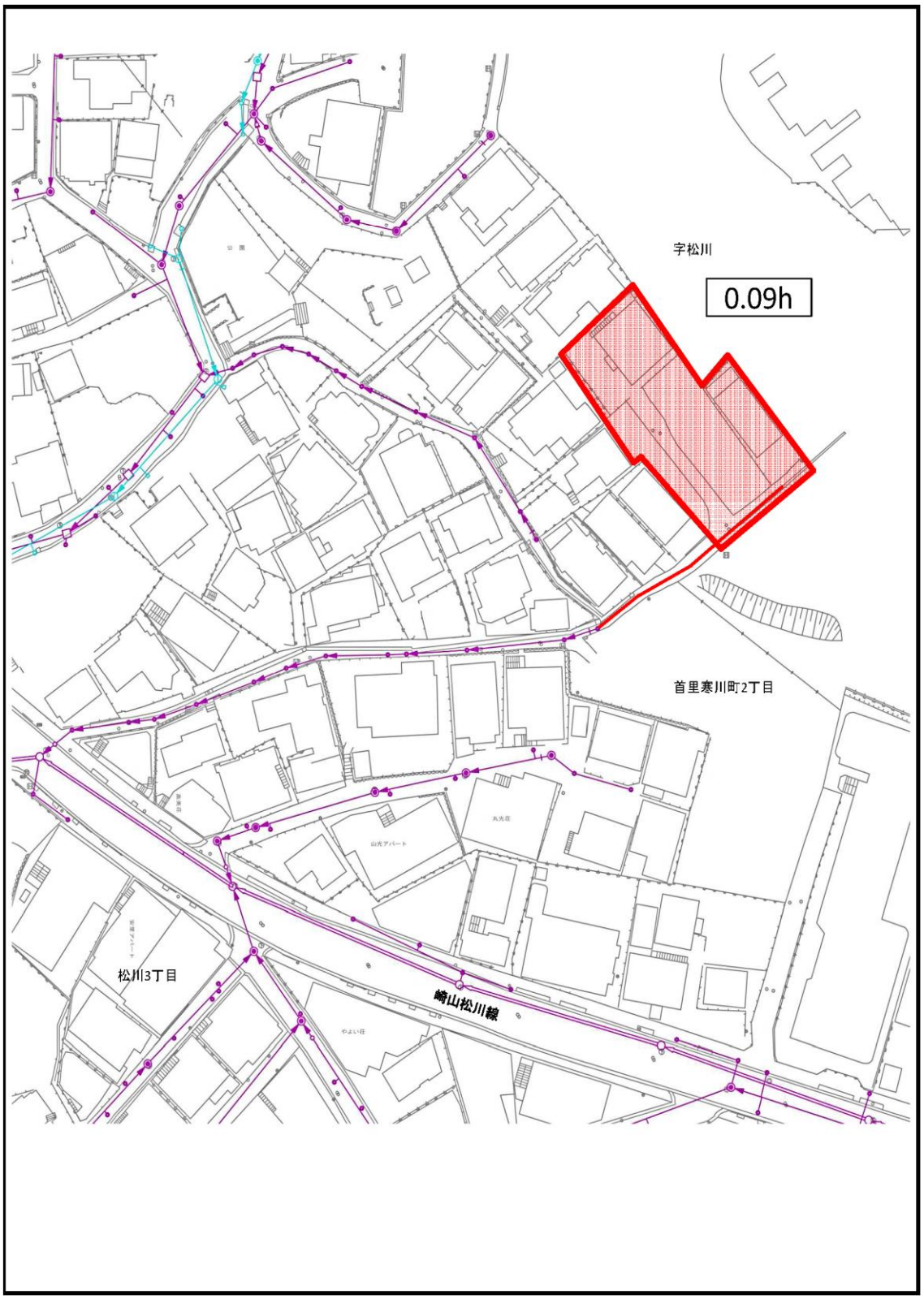

第71次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始区域（汚水）
字仲井真地内

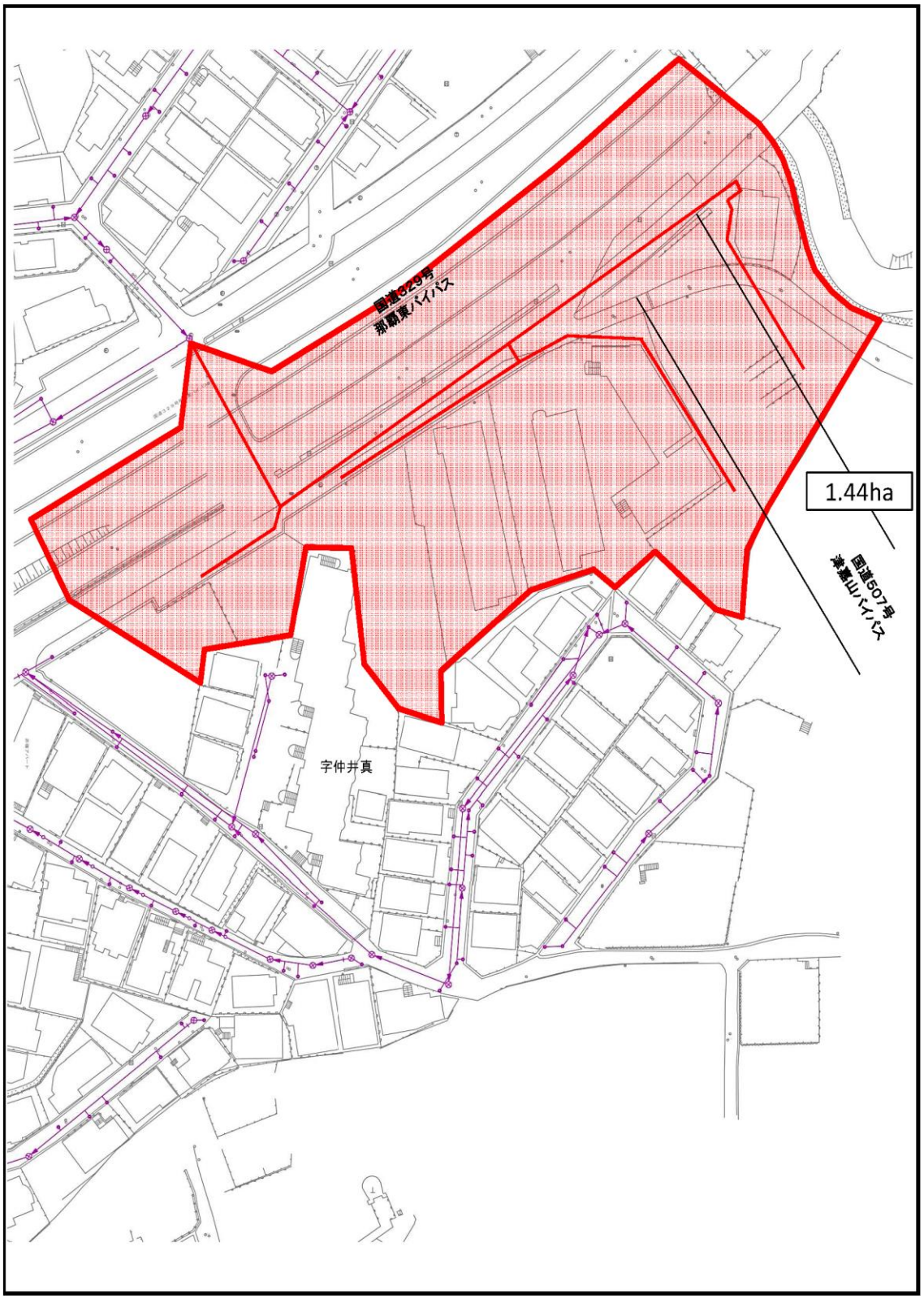

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
平成 29 年 7 月 3 日

那覇市監査委員　　新　城　和　範
同　　宮　里　善　博
同　　高　良　正　幸
同　　糸　数　昌　洋

平成 28 年度包括外部監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第５項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告書の提出がありましたので、同法第 252 条の 38 第３項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年度

包括外部監査結果報告書

「外部委託契約の事務の執行について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士　原　田　泰　人

目次

第１章　包括外部監査の概要 1
１．外部監査の種類 1
２．選定した特定の事件（テーマ） 1
３．監査の対象 1
４．監査の実施期間 1
５．包括外部監査の着眼点 1
６．主な監査手続 2
７．包括外部監査人及び監査補助者 2
８．利害関係 2
第２章　監査テーマの概要 3
１．委託契約について 3
２．那覇市の委託契約事務の概要 8
３．外部委託推進のための那覇市の取り組み 10
４．監査対象の抽出方法と実施した監査手続 11
第３章　外部監査の結果 12
１．総論 18
２．アンケート結果 32
３．個別検証結果 43

第１章　包括外部監査の概要

１．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

２．選定した特定の事件（テーマ）

外部委託契約の事務の執行について

（特定の事件を選定した理由）

外部委託とは、国や地方自治体が事務事業を直接処理せず、民間業者に委託して行うことである。

平成26年度の那覇市一般会計の委託料は決算ベースで92億円となっており、歳出総額1,354億円の6.9%を占め、委託料が財政へ与える影響も大きくなっている。

また那覇市経営改革推進計画において、具体的な取り組みを示した「第4次那覇市経営改革アクションプラン（平成26年度～平成29年度）」の中でも、財政健全化に向け事務事業のアウトソーシングを推進していくことが明記されている。

さらにこれまで本市の包括外部監査において、当該テーマを直接的に特定の事件として取り上げられたことはなく、委託に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているか、経済的・効率的に行われているかを検討することは、今後の委託契約事務の見直しや、新規事業の取り組みに際して有意義であると考え、当該テーマを特定の事件として選定した。

３．監査の対象

（１）監査の対象とした部局等

委託契約を締結したすべての課

（２）監査対象期間

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

但し、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

４．監査の実施期間

平成28年7月22日～平成29年2月28日

５．包括外部監査の着眼点

（１）委託に関する事務の合規性に問題はないか

（２）委託に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

６．主な監査手続

（１）平成27年度に締結した委託契約についてアンケートを実施

（２）委託契約の内容について、所管部署に対する質問及び関連資料の閲覧検討

（３）その他監査人が必要と認めて実施する監査手続

７．包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	原田泰人（公認会計士）
監査補助者	新見研吾（弁護士）
監査補助者	本永敬三（公認会計士）

８．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第２章　監査テーマの概要

１．委託契約について

（１）契約とは

①　契約の定義

契約とは、互いに対立する２個以上の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為である。

地方公共団体が締結する契約は、公法上の契約と私法上の契約に区別される。

公法上の契約とは、公法上の効果の発生を目的とする複数の対等の当事者間の反対方向の意思の合致によって成立する法律行為をいい、地方自治法第252条の14に規定する地方公共団体の事務の一部の他の地方公共団体に対する委託などが該当する。

私法上の契約とは、公法上の契約以外の契約であり、民法その他私法の適用を受ける。

なお、自治体の外部委託契約の多くは私法上の契約である。

②　契約自由の原則と自治体契約に特有の制約

契約自由の原則とは、契約締結、相手方の選択、契約内容、契約方式は当事者間の合意で自由に決めることができるという原則である。

ただし、自治体の契約では、経済性、公平性等の観点から、一定の制約が課されている。

相手方選択に関しては、原則として競争入札等を行い自治体にとって最も有利な価格を提示したものと契約しなければならないと規定されている（自治法第234条第３項）。

例えば、物品の購入に際し２者から見積もりを入手した結果、Ａ社100万円、Ｂ社110万円であったが、Ｂ社の営業マンの対応がよかったためＢ社と契約することは一般の契約では可能である。しかし、自治体契約の場合、自治体にとって最も有利な価格を提示したものと契約しなければならず、このケースでは原則としてＡ社と契約しなければならないことになる。

契約方式に関しては、契約にあたって契約書を作成する場合には、地方公共団体の長が相手方とともに、記名・押印して初めて契約が確定すると規定されている（同法同条第５項）。

（２）委託とは

「(外部）委託」という用語自体は法律用語ではないため必ずしも統一された定義がある訳ではないが、ここでは「外部委託とは本来自治体が自らすべき事務

（業務）を民間業者等に依頼すること」と定義する。

民法は、契約の典型例として 13 類型を列挙しており、そのうち他者から受ける役務提供に関連するものに請負、雇用、委任、寄託がある。

よって民法上の請負、委任が「外部委託」に該当するが、今回は工事にかかる請負契約は監査対象外とした。

「地方自治法施行規則」第 15 条では支出科目を 28 節に区分しているが、今回監査対象とした外部委託に係る支出額は、第 13 節の「委託料」に集約されている。「委託料」には指定管理にかかるものが含まれているが、平成 25 年度の包括外部監査のテーマであること、指定管理は行政上の行為であって契約でないことから監査対象外とした。参考までに工事請負にかかる支出額は第 15 節の「工事請負費」に集約されている。

なお、「外部委託の推進に関する指針」（那覇市企画財務部行政経営課）では、外部委託とは、「市が行う事務事業について、その具体的な実施を外部（民間企業及びNPO 等）に委ねることをいう」と規定している。

（2）委託契約の締結方法

地方自治法では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結できるものとする」（自治法第 234 条第 1 項）、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」（同条第 2 項）と規定されており、一般競争入札を原則と定めている。なお、入札とは誰に（契約の相手方）、いくらで受注させるか（契約価格）を決める手続である。

それぞれの内容は以下のとおりである。

①　一般競争入札

契約内容等を公告し、不特定多数の者を誘引して競争を行わせ、地方公共団体に最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法（最低価格落札方式）。

ただし誰でも自由に参加できるといっても、契約の履行に必要な能力を有していない者が競争に参加すると結果的に地方自治体が損害を被ることもあるため、以下のような方法も認められている。

制限付一般競争入札：入札に参加する者に必要な資格を設定して行う一般競争入札を制限付一般競争入札という（地方自治法第 234 条 6 項、地方自治法施行令第 167 条の 5）。

総合評価方式：予定価格の範囲内の価格で応札した者のうち、価格以外の要

素も選定基準とし落札者を決定する方法（地方自治法第234条3項、地方自治法施行令第167条の10の2)。

低入札価格調査制度：一定の基準価格を設定し、これを下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施工が可能であるかについて審査する制度。

最低制限価格制度：一定の基準価格を設定し、これを下回る入札を無条件で排除する制度。

那覇市では、制限付一般競争入札、総合評価方式（工事の請負契約のみ)、最低制限価格制度を取り入れている。

②　指名競争入札

地方公共団体が資力・信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方を決定し、その者と契約を締結する方法。

③　随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法。見積り合わせ、１者随意契約、プロポーザル方式に分類される。

見積り合わせ:2者以上から見積書を徴し最低価格の業者と契約する方法で、競争する点では入札と実質的に同じ。

１者随意契約：取引の相手方は発注者が決定し、相対で価格を決める方法であり、競争原理は働かない。特命随意契約ともいう。

プロポーザル方式：価格その他で総合的に評価し契約者を決定する方法。

④　せり売り

契約価格等について多数の者を口頭で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する方法。

それぞれの契約方式における流れは以下のとおりである。

一般競争入札	指名競争入札	随意契約
入札の公告	参加者の指名	
予定価格の決定	同左	同左
入札・落札	同左	見積合わせ
契約（契約書の作成）	同左	同左
契約着手	同左	同左
履行完了	同左	同左
代金の支払	同左	同左

一般的にそれぞれの契約方式におけるメリット・デメリットは以下のとおりである。

	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
メリット	・契約の相手方を決める際の恣意性排除できる ・契約の機会均等、公平性の点で優れている ・誰が参加するかわからないため談合しにくい	・不良不適格業者を排除し信用のおける業者と契約できる ・一般競争より手続簡単 ・地元業者保護・育成	・不良不適格業者を排除し信用のおける業者と契約できる ・競争入札より手続簡単
デメリット	・不適格業者を排除できない（契約の確実な履行できるか。総合評価方式なら解決） ・総合評価方式は非価格要素の配点・評価の過程で発注者の恣意性入る可能性あり ・事務が煩雑でコストかさむ	・発注者が入札参加者を恣意的に選び得る（政官業の癒着が生まれやすい、指名の仕方によっては特命随意契約と実質的に同じ） ・誰が入札するか事前に分かっているため談合しやすい	・契約の相手方を誰にするかを発注者が恣意的に決められる（公平性、透明性なし） ・価格も高め（経済性なし）

上記のとおり、地方自治法では一般競争入札を原則としているが、例外的にその他の方法によることができる場合について、以下のように規定している。

指名競争入札できる場合（地方自治法施行令 167 条）

① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき

③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

随意契約できる場合（地方自治法施行令 167 条の 2）

① 委託契約の予定価格が 50 万円を超えないとき（市町村）

② その性質又は目的が競争入札に適しないとき

③ 障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等から、規則で定める手続により、物品等の買い入れ、役務の提供を受けるとき

④ 総務省令で定めるところにより、市長の認定を受けた者から物品を買い入れるとき

⑤ 緊急の必要により、競争入札に付することができないとき

⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき

⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき

⑧ 競争入札に付し入札者がないとき、または、再度の入札に付し落札者がないとき

⑨ 落札者が契約を締結しないとき

①の随意契約できることが出来る場合の限度額について、「那覇市契約規則」第２０条では次のように定めており、外部委託契約は第６号に該当する。

一　工事又は製造の請負 130 万円
二　財産の買入れ 50 万円
三　物件の借入れ 40 万円
四　財産の売払い 30 万円
五　物件の貸付け 30 万円
六　前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

②のその性質又は目的が競争入札に適しないものとは、契約の内容が競争入札に適しない場合を指し、外部委託契約においては、次のような場合である。

・特定の者でなければ役務の提供ができない場合

・特許権・著作権等の排他的権利を有するシステムについての保守･改修業務

・法令等により契約の相手方が特定されている場合

・プロポーザル方式による場合

２．那覇市の委託契約事務の概要

契約事務に関し那覇市が定める主な規則等は以下のとおりである。

那覇市会計規則
那覇市契約規則
那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱
那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式（特別簡易型）試行実施要領
那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領

これらを参考に那覇市の契約事務に関する一連の流れを整理すると以下のとおりである。

〈契約事務の流れ〉

項目	内容	決裁書類	添付書類
予算要求	予算要求（前年度に実施） （当該事務事業の必要性、予算の積算）	起案用紙	歳入歳出予算見積書 債務負担行為台帳（次年度設定分） 長期継続契約台帳 積算書 参考見積 法令・契約書等の写し
執行伺	当該事務事業を執行してよいかの決裁 （予算措置の有無、委託内容、予定価格、最低制限価格（設定する場合）、業者選定方法等） 決裁後、入札等で業者選定	起案用紙	仕様書、見積書、契約書（案）、予定価格調書
契約伺	選定された業者と契約締結してよいかの決裁 （市長と相手方で締結）	起案用紙 （予算執行伺書） 支出負担行為書 ※	執行伺の上記書類 契約書

支出伺	相手方へ支払をしてよいかの決裁 （市長から会計管理者に支出命令するため、法令又は予算に違反していないことを事前審査し、支出命令書を作成する）	起案用紙（検収書発行） 支出命令書	執行伺で使用した書類 支出負担行為書、請求書、実績報告書、検査調書、業務委託検査合格通知書

※．法第 232 条の 3 において、「契約は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」、那覇市会計規則第 22 条で、「支出負担行為しようとするときは「支出負担行為書」により予算の範囲内か確認しなければならない」と規定されている。民間企業では起案用紙（契約伺）ですべてを兼ねるが、自治体契約では別途支出負担行為書での確認が求められている。

３．外部委託推進のための那覇市の取り組み

（１）那覇市経営改革推進計画

那覇市の行政改革への取り組みは、「那覇市経営改革推進計画」（平成 26 年 4 月策定）の「１．那覇市経営改革大綱の改定について」で以下のように説明されている（以下、本文を一部抜粋して記載）。

> 那覇市の行政改革は、昭和 62 年の「那覇市行政改革指針」に始まり、その後幾多の計画等により推進してきた。
> 平成 22 年度からは、これまでの基本理念や方針などの経営改革の基本的な取り組みをまとめた「那覇市経営改革大綱」と、各部署での具体的な取り組み目標をまとめた「第３次那覇市経営改革アクションプラン（平成 22 年度～25 年度）」（以下、「第３次ＡＰ」という。）を策定し、経営改革に取り組んでいる。
> その後、中核市への移行、沖縄振興特別推進交付金の創設、新庁舎の開庁等、那覇市を取り巻く環境は大きく変貌しており、今後もより一層の経営改革を推進する必要があることから、本大綱における経営改革の目標指標を改訂し（「那覇市経営改革大綱（改訂版）」）、その行動計画である「第 4 次ＡＰ（平成 26 年度～29 年度）」を策定した。

大綱では経営改革の目標を掲げているが、その中に「市民満足度の維持・向上」として、「経営改革を進めていくためには、行政サービスが、市民ニーズを踏まえ、時代に合った公共サービスの一環として行われているかどうか。また、費用対効果等に鑑み、効率的・効果的に行われているかについて、市民目線で検証していくとともに、市民の理解を得ていく必要」があると記載されている。

大綱を具体的に各課の施策に落とし込んだ第 4 次ＡＰにおいて、「財政の健全化」項目のひとつに「アウトソーシングの推進」が掲げられている。

ＡＰの進捗状況については、毎年７月頃に「平成〇年度ＡＰ組織目標達成状況」として那覇市ホームページで公表されており、進捗状況をまとめると以下のとおりであり、各課ではアウトソーシングに向けた活動に積極的に取り組んでいる。

〈アウトソーシングの推進に関する進捗状況〉

	26年度	27年度	28年度
期初目標数	12	7	7
（評価）			
達成	7	6	
ほぼ達成・一部達成	5	1	
未達成	0	0	
計	12	7	

（注）28年度は現在進行中のため評価欄は空欄

（２）外部委託の推進に関する指針、今後の現業職のあり方についての基本方針

上記第４次APを推進していくため、「外部委託の推進に関する指針」（平成17年５月市長決裁、２７年７月一部改訂）、「今後の現業職のあり方についての基本指針」（２７年６月市長決裁）が策定された。

現業業務については退職不補充を原則とし外部委託を推進していくこと、現業業務の委託については１０年計画を策定し実施していくこと、外部委託推進に向け全庁的な推進体制を整備すること、外部委託の効果について検証と見直しを行うことなどが示されている。

４．監査対象の抽出方法と実施した監査手続

（１）監査対象の抽出方法

外部委託契約に関する一覧表は作成されておらず、また那覇市の財務会計システムから当該一覧表を出力できないため、支出ベースでの明細（支出命令単位）を入手し、監査人が一部加工の上、抽出データとして利用した。

抽出基準は以下のとおりである。

（ア）契約額が１億円を超える契約について全件抽出した（8件）。

（イ）全契約についてアンケートを実施し、次に該当する契約を抽出した（59件）。

落札率の高いもの、契約年数が長いもの、契約額の変更額が大きいもの、随意契約については全ての所管課から１件以上（1者随意契約やプロポーザル方式も抽出）、その他監査人が必要と認めて抽出した契約

（２）実施した監査手続

監査対象として抽出した委託契約について、契約関係書類一式を閲覧し、所管部署にヒアリングを実施した。

その際の監査の視点は次のとおりである。

監査の視点	合規性：地方自治法等の法令に違反していないかどうか 経済性：無駄なコストがかかっていないか 効率性：より成果の出る方法はないか 有効性：目的とした成果、効果をあげているか

第３章　外部監査の結果

「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
「意見」：「指摘」以外で、改善・検討を求める事項

個別検証の結果、複数の業務委託契約に共通して検出された指摘・意見は、「3. 個別検証結果」に記載した上で、「1. 総論」に集約し、より詳細に記載した。個別の業務委託のみで検出された指摘・意見は、「3. 個別検証結果」にそれぞれ記載している。また、業務委託全般に関する指摘・意見についても、「1. 総論」に記載した。

すべての指摘・意見の概要と該当頁等を取り纏めた一覧表は次のとおりである。

〈指摘・意見一覧〉

No	該当頁	指摘	意見	内　　容
総論(1)	18		○	財務会計システムから契約一覧を出力出来るよう、システムの見直しを検討されたい
総論(2)	18		○	随意契約に関するガイドラインやプロポーザル契約に関するガイドラインを整備・運用されたい
総論(2)	18		○	業務委託契約にかかる総合窓口を設置されたい
総論(3)	19		○	一般競争入札等の公告方法を設定されたい
総論(3) 44,45,61 65	19 154,157,189 196		○	入札等の結果についての公表ルールを設定されたい
総論(4) 28,59,65	19 113,186,196	○		支出負担行為書の決裁は契約前に行うべきある
総論(4)	19	○		那覇市上下水道局の「那覇市上下水道局会計規程」第39条を見直すべきである
総論(5) 62	20 188		○	年度開始前の入札執行の適否については今後の動向を注視されたい
総論(6) 10,16,17	21 69,84,88		○	随意契約から制限付一般競争入札への移行を検討されたい
総論(7) 11,27,43 46,47,58	22 72,110,152 160,162,146		○	指名競争入札から制限付一般競争入札への移行を検討されたい

No	該当頁	指摘	意見	内　　容
総論(8) 41,42,47 66,67	23 148,150,162 199		○	予定価格の事前公表は、弊害の有無を十分検討の上、実施されたい
総論(8) 41	23 148		○	予定価格と最低制限価格を設定する旨を同時に事前公表する場合は、弊害の有無を十分検討の上、実施されたい
総論(9) 44,45,59 61,65	24 157,160,186 189,196		○	プロポーザル方式の評価基準について見直しを検討されたい
総論(10) 6,24,25 64	25 55,102,105 193		○	予定価格を定めるに際しての参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させられるよう検討されたい
総論(11) 10,13,15 17,19,64	26 69,77,82 88,92,193		○	個人情報漏洩事故発生を防止する方策を強化されたい
総論(12) 31,33,34 38,39,48 49,51,52 53,54,55 56	27 122,129,132 143,165 168,172 172,175,178 180	○ (No.54)	○ (No.54以外)	請求書について適切に取り扱うべきである
総論(12) 31,33,34 38,39,48 49,51,52 53,54,55 56	27 122,129,132 143,165 168,172 172,175,178 180		○	請求書の取り扱いについて、電子メールなどの取扱いによる効率化を検討されたい
総論(13) 4,7,8,29 30,31,32 33,35,36 37,38,39 49,56	31 50,59,116 119,122,126 129,135,138 140,143 168,180		○	事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて検討されたい

No	該当頁	指摘	意見	内　　容
1,2,3	44		○	ごみ収集業務について、今後の委託方針を早急に検討されたい
1,2,3	44		○	随意契約以外の契約方式を検討されたい
1,2,3	44		○	積算額の見直しを検討されたい
4	50		○	1者随意契約が長期間続いており、見直しの要否を検討されたい
4	50	○		表題の誤っている書類があり、事務処理を適切に執行すべきである
4	50		○	清掃ルートの見直しを検討されたい
4	50		○	公園への不法投棄・落書き対策を講じられたい
5	52	○		委託先の選定は、競争入札か、又は（随意契約によるとしても）見積り合わせかプロポーザル方式によるべきである
5	52	○		予定価格調書が作成・具備されていない
6	55		○	次期のシステムへの移行を見据えた管理体制、チェック体制の強化を図られたい
6	55		○	システムのカスタマイズを過度に行うことは、控えられたい
7,8	59	○		工期変更のおそれがある長期間にわたる大規模かつ重要な工事契約の手続きについて、債務負担行為とすべきである
7,8	59		○	事業性評価の「検証」について、その評価手法、前提条件の精度を高めることを検討されたい
9	67		○	より多数の業者から見積書を徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討されたい
10	69	○		プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在しない
10	69	○		プロポーザルの評価に際しての配点基準及び配点方法について、議事録等により文書化されておらず、事後的な検証が不可能である
10	69		○	委託期間を５年間とする合理的理由がない
10	69		○	委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討すべきである

No	該当頁	指摘	意見	内　　容
11	72	○		指名競争入札の方法によることの根拠が不十分である
11	72		○	那覇軍港跡地利用は、那覇市のみならず沖縄県全体の重要課題であることからすれば、県に対しても費用負担を求めるべきである
12	74		○	委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結されたい
12	74		○	会議の一部について議事録が作成されておらず、事後的に協議内容を検証することが可能な形で議事録を作成されたい
12	74		○	再委託させる場合の契約のあり方を検討されたい
13	77		○	指名競争入札における入札参加資格を再検討されたい
14	79		○	市が本件業務を行うこと自体を再考されたい
15	82		○	契約期間の見直しを検討されたい
16	84	○		予定価格調書は、契約毎に作成すべきである
16	84		○	委託範囲（契約単位）の見直しを検討されたい
18	90		○	委託期間を2.5年間とする合理的理由がない
18	90		○	委託先の選定に際しては、競争入札の方法によることを検討されたい
18	90		○	委託先決定後、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額について委託先との交渉を実施されたい
19	92	○		1者による長期の受託が継続しており、直ちに委託方法を見直すべきである
19	92	○		入札を実施して相場価格を確認するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである
20	94		○	警備員として従事する者の資格を確認されたい
21,22	96	○		随意契約時において、所定の請負比率を適用せずに委託料を算出して契約するに至っている
21,22	96		○	当初の指名競争入札及び委託契約締結前の段階

				で、後の作業量の増加を予見することができなかったのか、慎重に検証されたい
No	該当頁	指摘	意見	内　　容
21,22	96		○	指名競争入札理由の根拠条項号が適切でない
21,22	96		○	埋蔵文化財調査における報告書の未刊行問題への対策を講じられたい
23	99		○	指名競争入札の入札参加資格について、実質的な競争原理を機能させる方策を検討されたい
24	102		○	事業を実施すること自体を再検討されたい
24	102		○	委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結されたい
25	105	○		1者による既得権益化が顕著であり、直ちに委託方法を見直すべきである
25	105		○	そもそも事業を市が実施すること自体を再検討されたい
27	110	○		指名業者選定に際して法令に抵触している手続があり、今後は、法令遵守すべきである
28	113		○	プロポーザル方式の募集は時間的余裕のあるスケジュールとされたい
30,37	119,140	○		「起案用紙」に記載の「予算額」の訂正について、適切に取扱うべきである
32	126		○	契約額変更の見直しについて「予算額執行伺書」に変更となった理由を記載されたい
34	132		○	概算払の場合の「予算執行伺書」の取り扱いについて、見直しを検討されたい
38,39	143		○	利用者人数に基づく契約額と、実績に基づく精算について、見直しを検討されたい
38,39	143		○	利用人数に基づいて契約額が決定されるルールの「見積書」について、見直しを検討されたい
43	152	○		執行伺の起案用紙が作成されておらず、那覇市事務決裁規程に従い作成すべきである
44	154		○	契約当初から年度を越えることが明らかな場合は、債務負担行為として契約されたい
45	157		○	現場の進捗管理を適切に実施されたい
47	162		○	契約期間の見直しを検討されたい

48	165		○	用地境界立会のクレーム対応について見直しを検討されたい
No	該当頁	指摘	意見	内　　容
48	165		○	土地家屋調査士資格の確認作業について見直しを検討されたい
49	168		○	関連部署との必要な業務連携について見直しを検討されたい
51,52,53	172		○	指名競争入札における業者選定方法について、透明性を高めるための見直しを検討されたい
56	180		○	専門性が著しく高い業務の業者選定において、専門的な審査ができる者を審査員に含めるよう検討されたい
56	180		○	事業による効果測定などの「検証」を踏まえた予算策定を検討されたい
63	191		○	入札に際し、地理的条件を緩和し、広く参加を募ることを検討されたい
64	193		○	そもそも指定金融機関に委託することの必要性を再検討されたい
66,67	199		○	水道局のホームページの各種データは定期的に更新されたい

１．総論

（１）委託契約の概要把握について【意見】

那覇市の財務会計システムからは、委託契約別の一覧表が出力できない。（第2章4（1）、第3章2（2）参照）。

平成18年に財務大臣が発出した「公共調達の適正化について」では、「契約に関する統計」を作成するよう求めている。

委託に関する事務の適正化を図るために契約に関する以下のような統計を作成することは有用と考えられるが、那覇市の財務会計システムからは出力できず、今後システムの見直しを検討されたい。**【意見】**

・外部委託契約の内訳（一般競争入札、指名競争入札、随意契約ごとの契約件数、契約金額）
・随意契約の内訳（見積り合わせ、1者随意契約、プロポーザル方式）
・契約別の一覧表

（２）規則等の整備【意見】

過去5年間の委託料、工事請負費の推移は下表のとおりとなっており、委託料が財政へ与える影響は大きい。委託料は概ね増加傾向になっており、アウトソーシング化が図られている。

（単位：百万円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
工事請負費	15,133	9,242	12,170	8,929	12,736
委託料	7,421	7,372	8,519	9,809	9,294
歳出合計	132,807	122,185	128,883	127,284	135,454
歳出合計に占める委託料の割合	5.6%	6.0%	6.6%	7.7%	6.9%

（注）上記金額は、一般会計のみを集計している。

委託料は増加傾向にあり、「2.アンケート結果」に記載しているとおり随意契約が契約の大半を占めているものの、随意契約に関するガイドラインやプロポーザル契約に関するガイドラインは作成されていない。他の自治体が作成・運用しているガイドライン等を参考に那覇市独自のガイドラインを早急に整備し運用されたい。なおこの点に関しては、27年度の監査委員の行政監査においても同様に「要望事項」としてコメントされている。**【意見】**

那覇市ホームページによると、法制契約課は「建設工事・建設工事に係る業務委託の入札及び契約」を主な業務範囲としている。請負工事については法制契約課で入札・契約の締結を行うため、処理が定型化している。

一方で請負工事を除く委託契約は各課で取り纏めているため、過去からの慣習

等により書式や手続方法が統一されておらず、契約書のひな型等も提供されていない。

委託契約については今後、法制契約課において業務委託契約事務に関する個別の相談に対応するようであるが、早急に実施されたい。**【意見】**

（3）公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規定整備【意見】

一般競争入札を行う際の公告について、地方自治法施行令第 167 条の 6 では、公告の必要事項を定めているが、公告方法については何ら定めていない。そのため自治体の契約規則等で公告の方法を定めることになるが、那覇市契約規則等において、公告の方法を定めた規定はない。

規則等で公告の方法（公報紙、掲示、ホームページなど）を規定し、適切に運用されたい。**【意見】**

また競争入札、随意契約の結果についても透明性、公平性の観点から広く公衆の縦覧に供する必要があるが、公表ルール（公表方法、公表範囲、公表期間等）を定めた規定等はなく、所管課によって対応が異なっている。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
44	平成 26 年度松山公園展示設計製作業務委託
45	那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託
61	プラネタリウム番組開発業務委託
65	那覇市上下水道局お客様センター業務委託

入札結果等についての公表ルールを定め、適切に運用されたい。【意見】

（4）支出負担行為書の決裁時期【指摘】

支出負担行為書の決裁日よりも前に契約締結していたケースが散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
28	エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託
59	那覇市繁多川図書館業務委託
65	那覇市上下水道局お客様センター業務委託

支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、具体的には、物品購入契約、工事請負契約、業務委託契約などがある。これについて、那覇市では次のように定めている。

「契約（支出負担行為）をしようとするときは、支出負担行為書により予算の範囲内において行わなければならない」（「那覇市予算決算規則」第22条）

すなわち、支出負担行為書の決裁は契約締結前に行う必要があり、契約後に支出負担行為書の決裁を受けるのは規則に照らし適切ではない。所管部署の担当者によると、契約書を添付した「支出負担行為書」について決裁を受けているとのことであった。

支出負担行為書の決裁後に契約を締結すべきであり、「支出負担行為書」に添付する書類は契約書（案）とすべきである。**【指摘】**

関連して、那覇市上下水道局の「那覇市上下水道局会計規程」第39条では、「契約（支出負担行為）を締結したときは、支出負担行為書を作成しなければならない」と規定されているが、「しようとするときは」とすべきである。**【指摘】**

（5）年度開始前の入札の執行について【意見】

４月１日が履行開始期間となる契約（契約日４月１日）について、年度開始前に入札を執行しているにもかかわらず、債務負担行為としていないケースが散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
62	那覇市公民館・図書館清掃業務委託契約

会計年度独立の原則により予算の執行は、年度開始前に行うことはできない（地方自治法208条第１項）。「予算の執行」とは、支出負担行為（契約など）、支出命令、支出のすべてを意味する。入札そのものは契約とは異なるが、落札者が決定したときには、自治体は落札者と契約する義務を負うため、入札の執行は支出負担行為（契約）の一連の手続であり、予算の執行に含まれると解される（自治体職員に広く利用されている「地方財務実務提要」（加除式の書籍）ではこの見解が紹介されている）。

この見解によれば、４月１日から履行期間が開始される契約については以下のいずれかの手続きを行う必要がある。

㋐新年度において直ちに契約の事務処理を行う。

４月１日からの契約履行は困難だが、履行期間に空白があっても問題ない契約であれば、この方法を採用すべきであり、この方法で契約しているケースも散見された。

３．個別検証結果のNo.27「平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託」参照。

㋑前年度の 12 月議会もしくは 2 月議会において「債務負担行為」を設定し入札の執行、契約の締結を行う。

これに関し、「那覇市予算決算規則」を所管する財政課からは、「契約の一連の事務のなかで、どの時点で債務が発生するのかをみた場合に、「契約書の作成」によりはじめて契約は確定するので、契約の締結自体は、当該年度内に行われる必要があるが、そこに至るまでの実際の入札の手続は、年度開始前に行っておくことができる」との回答であった。

なお、これまた自治体職員に広く利用されている「自治体契約ゼミナール」(加除式の書籍）では、「入札者の手続は年度開始前に行うことができるものと考えられる」と記載されており、那覇市ではこの見解に基づいて年度開始前に入札を行っているケースもあるようである。

総務省に事務局を置く「地方公共団体の財務制度に関する研究会」が平成 27 年 12 月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、「予算年度開始前入札の可能化」と題し、「予算年度開始前においては、契約の締結はできないものであるが、入札手続についてどの段階まで実施可能かについても明確となっていない」とし、制度の見直しについて言及している。

以上より、年度開始前の入札の可否については、現時点において法令上の解釈が定まっていないが、今後制度の見直し等に注視し適切に対応されたい。**【意見】**

（6）随意契約の採用について【意見】

随意契約の方式が採用されている業務委託において、随意契約理由が不十分であり、業務内容に照らしても、条件設定次第では制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるケースが散見された。

具体的には、随意契約の根拠条文を地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号としたうえで、専門的で難易度の高い業務であることや、豊富な業務経験と高い専門知識を有する事業者を選定する必要があること等を随意契約理由としているケースが存在するが、そのような場合でも、当該業務に関する資格や経験年数、スタッフ数等の設定条件を工夫することにより、制限付一般競争入札によることが可能であると考えられるものがあった。【意見】

安易に随意契約の方式を採用した結果、同一業者への多数年にわたる業務委託の継続という事態に至ると、競争原理は実質的に機能しなくなる。ひいては、市民の目から見て、当該業者への委託という「結論先にありき」の運用がなされているのではないかという疑念すら持たれかねない。

外部委託契約における業者選定方法の大原則は一般競争入札であり、競争原理の機能しない随意契約はあくまで例外的な場合にのみ認められるものであるこ

と（地方自治法 234 条 2 項、同法施行令 167 条、167 条の 2）に留意すべきである。

〈関連する個別検証〉

No.	委託契約名
10	給与関係事務業務委託
16	基幹系業務システム最適化業務（福祉／こども、生活保護区分）運用維持保守等業務委託
17	那覇市納税催告センター運営業務委託

（7）指名競争入札から制限付一般競争入札への移行【意見】

指名競争入札とした理由書に「○○の資格を有する者に依頼する必要があるため」とするものが散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
11	那覇軍港地権者等合意形成活動　活動の方向性の整理等検討調査業務委託契約
27	平成 27 年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託
43	那覇市首里金城 4 丁目・繁多川 4 丁目の一部地籍調査業務委託（F・G 工程）
46	平成 27 年度緑ヶ丘公園樹木剪定業務
47	平成 27 年度街路樹維持管理業務委託（その 1）
58	御細工所跡緊急発掘調査事業委託

資格要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。**【意見】**

（8）予定価格の事前公表【意見】

競争入札にあたり、予定価格を事前公表しているケースが散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
41	平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託
42	平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託
47	平成27年度街路樹維持管理業務委託（その１）
66	平成27年度公共下水道維持管理業務委託（その2）
67	平成27年度公共下水道維持管理業務委託（その1）

那覇市では予定価格を事前に知ろうとする不正な行為を未然に防止する観点から、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により、建設工事等の入札においては予定価格を事前公表するものと定めている。上記業務委託契約は建設工事等の請負契約ではないが、当該取扱要領を準用して予定価格を事前公表したものである。

他方で、平成26年9月30日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」では、「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の適否については十分に検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする」と規定されている。

これを受け、平成26年10月22日発出の「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（総務大臣・国土交通大臣連名通知）では、「予定価格についても、その事前公表の適否については十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと」と通知された。

なお、建設工事等の入札の際に予定価格を事前公表している地方自治体は全自治体の半数弱程度である。

この点に関し、請負工事契約を所管する法制契約課からの回答は以下のとおりであった。

（回答）

万一、事前公表による弊害があった場合は、速やかに対策を検討する旨の認識は持っておりますが、現在のところ下記の実績からも当課で執行する建設工事等について、事前公表することにより落札率が高止まりしているとの認識はありません。参考までに、平成27年度の建設工事等の平均落札率は次のとおりです。

建設工事（129件）　91.89%

業務委託（80件）　87.32%

回答にもあるとおり建設工事等については、必ずしも落札率が高止まりしているとは言えないようであるが、下表のとおり、今回個別検証した業務委託契約の中には落札率が高止まりしているケースもあることから、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。**【意見】**

NO	契約名	落札率
42	平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託	97.6%
66	平成27年度公共下水道維持管理業務委託（その2）	97.5%
67	平成27年度公共下水道維持管理業務委託（その1）	97.7%

なお、No.41「平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託」では、予定価格の事前公表のほか、最低制限価格を設定する旨事前公表しており、積算能力の低い業者が応札するといった弊害の有無を十分検討の上、実施されたい。**【意見】**

（9）プロポーザル方式の評価基準【意見】

プロポーザル方式で業者選定する際の配点方法として、「1位をつけた委員が多い団体を選定する」と審査要領に規定しているケースが散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
44	平成26年度松山公園展示設計製作業務委託
45	那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託
59	平成27年度繁多川図書館業務委託
61	プラネタリウム番組開発業務委託
65	那覇市上下水道局お客様センター業務委託

この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。評価基準のあり方を検討されたい。**【意見】**

例えば、次のようなケースでは上記の選定方法ではＡが選定されるが（Ａは１位が３、Ｂは１位が２）、配点の合計はＢのほうが高い。

	Ａ事業者		Ｂ事業者		Ｃ事業者	
	配点	順位	配点	順位	配点	順位
選定委員１	90	1	80	2	70	3
選定委員２	90	1	80	2	70	3
選定委員３	90	1	80	2	70	3
選定委員４	70	3	90	1	80	2
選定委員５	70	3	90	1	80	2
合計	410		420		370	

那覇市で実施したプロポーザル方式においても、No.28「エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託」では合計点数の高いものを最優秀者としている。

なお、他の自治体等での評価基準を参考までに掲載しておく。

・沖縄県農林水産部の「公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領の運用について」では、「総合評価結果の最高得点者を特定することを原則とする。審査員全員の評価点の合計点が最も高い者を最高得点者として特定する」と定めている（沖縄県HPより）。

・宮崎市 HP に掲載されていたプロポーザル方式の募集要項では「最も高得点の提案をした応募者を優先交渉権者として決定する」と定められていた。

(10) 参考見積書の通数及び徴取先について【意見】

市が外部委託契約を締結する場合においては、第２章「2.那覇市の委託契約事務の概要」の「契約事務の流れ」に従い契約が締結される。

しかるに、監査対象契約の中には、業者から参考見積書を徴取して予定価格を積算する場合において、参考見積書を１者又は２者からしか徴取しておらず、かつ、その中に委託先が含まれているケースが存在した。このような場合、形式的には、上記の契約事務の流れが履行されているが、参考見積書を提出した業者は、自らの見積金額、すなわち、予定価格の算定根拠となる金額の一つを知っているのであるから、実質的に予定価格を予想し得る（少なくとも、予想しやすい）立場にあるといえる。特に、当該業者が従前から多年にわたって受託を継続している場合は尚更である。

たとえば、プロポーザル方式による随意契約の場合で、かつ、価格の点を採点基準としていない場合において、委託先が提出した参考見積書の金額がプロポーザルの募集要項における提案上限額として設定され、（価格の点が採点基準とな

っていないため当然であるが）応募業者は、いずれも同上限額でプロポーザルを行い、選定された委託先との間でも同上限額で契約が締結されるに至っているケースが存在した（例：「２４．マチグヮーのにぎわい事業業務委託」）。

加えて、市において、見積金額の根拠についての実質的検討や、委託先選定後の金額についての交渉もなされていないケースが散見された。

そうすると、委託料の金額の決定において競争原理は十分に機能していないこととなり、そのようにして決定された委託料が妥当性を有するものか、疑問が残る。

したがって、予定価格を定めるに際しての参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させ、予定価格の合理性を担保する方策を検討すべきである。**【意見】**

〈関連する個別検証〉

No.	委託契約名
6	基幹系業務システム最適化業務（住記／税／財務会計／介護保険区分）運用維持保守等業務委託
25	外国人観光客受入整備事業委託
64	那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務の委託

(11) 個人情報保護について【意見】

監査対象とした外部委託契約に係る業務の中には、大量の市民の個人情報を取り扱うものが多数存在する。しかし、かような個人情報保護のための方策は、①委託先との委託契約書上の定型文言、②「個人情報の取扱いを定める特約」等に限られているケースが大半である。

委託契約書上の定型文言のサンプル（「基幹系業務システム最適化業務（住記／税／財務会計／介護保険区分）運用維持保守等業務委託契約書」より抜粋）

（個人情報の提供資料の返還義務）
第10条
受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては市と受託者が協議の上決定することとする。
第32条
本件業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に

関する法律、那覇市個人情報保護条例及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。 ２　本件業務遂行における個人情報の取扱いについては、前項に定める法令等のほか、第16条所定の運用実施計画書によるものとする。

無論、契約書類上かような規定がなされていることのみでは、委託先において現実に個人情報保護の方策がとられていることは確認できないのであり、不十分である。

昨今、大手企業や公的機関からの個人情報漏洩事件が世間の耳目を集めており、市民の関心・懸念も大きいと思われることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、上記の方策以外にも、(i)委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先から徴取する、(ii)市の職員が定期的に委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの方策が有用と考える。**【意見】**

〈関連する個別検証〉

No.	委託契約名
10	給与関係事務業務委託
13	平成28年度市民税賦課パンチ業務委託
15	基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託
17	那覇市納税催告センター運営業務委託
19	那覇市ハイサイ市民課住基システム等入出力業務委託
64	那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務の委託

(12)　請求書の取扱い【意見】

請求者（受託者）が作成する「請求書」について、一部の部署の特定の外部委託業務については、「日付」も印字しているものが認められる（No.29）が、契約内容、金額などは印字しているにもかかわらず、「日付」のみが手書きである請求書が多数散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
31	那覇市地域包括支援センター業務委託
33	那覇市安心生活創造推進事業業務委託
34	那覇市学習支援事業業務委託

38	乳幼児健康支援一時預かり事業委託（安謝小児クリニック）
39	乳幼児健康支援一時預かり事業委託（こくらクリニック）
48	真和志線分筆測量業務委託
49	真和志線補償物件調査算定業務委託
51	首里学校給食センター他学校給食運送業務委託
52	銘苅学校給食センター他学校給食運送業務委託
53	真和志学校給食センター学校給食運送業務委託
54	銘苅学校給食センター調理業務委託
55	健康診断諸検査料（小学校）尿検査他
56	那覇市教育用ネットワーク運用業務委託

請求書を含めた那覇市における事務の取扱いに関するマニュアルである「平成28年度財務会計研修（支出審査事務）テキスト」のP.9の「一般的な支出事務の流れ」の「請求書の受理」に以下の定めがある。

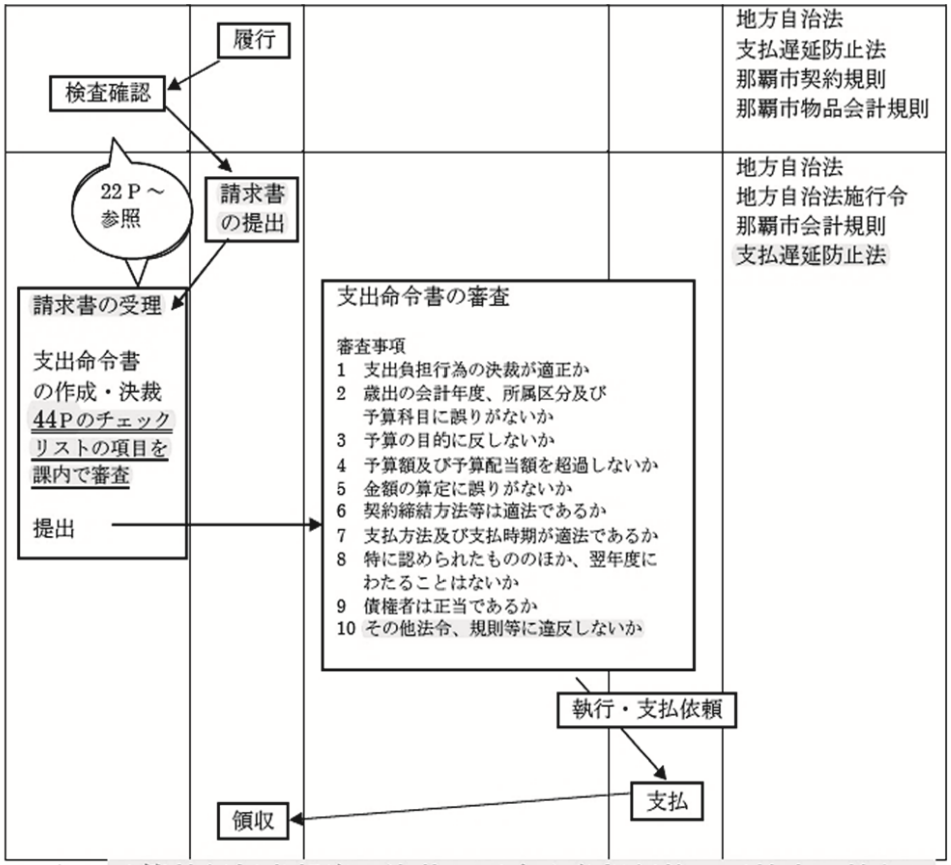

主に予算執行伺書起案の決裁日≦支出負担行為日≦検査・検収日≦請求日≦支出命令日となります。

また、「44Pのチェックリストの項目を課内で審査」とあり、P.46の「チェッ

クリスト」の項目の一つである「添付書類のもれ、印、金額・日付の確認」に「請求書」があり、P.23 の「請求書類への記載事項について(那覇市会計規則第７条)」には、以下のことが定められている。

> ２　証拠書類は、改ざん又は塗まつをしてはならない。
> ３　証拠書類の数字は、内訳を除くほか訂正することができない。
> ４　証拠書類に誤記、脱字等があったときは、誤記は朱書をもって2 線引き、その上位に正書し、脱字は挿入し、おのおの証印し、訂正削除した文字は明らかに読むことができるようにしておかなければならない。

請求書の日付のみが手書きされている理由についての担当部署からの回答は、「過去からの慣行により、日付は請求者において手書きされてきている」とのことである。

しかし、実務上の対応として、請求者が提出した請求書の日付欄に記載がない場合に、那覇市役所職員が補記する例も考えられる。そして、個別検証において、日付が手書きされている請求書が散見されていることから推察すると、日付を空欄とすることを当市が求めているのではないかと思われる。

監査で得られた担当部署の回答、提出された資料などから、請求書の日付を空欄とすることを求める理由としては、以下の二つが考えられる。

> A)　那覇市役所担当者の確認手続による「請求書の記載不備に対応するため」
> B)　那覇市役所が「支払遅延防止法」を遵守するにあたり、「那覇市役所側の諸手続きの時間を確保するため」

しかし、上記A)については、以下の点が問題と考えられる。

> 民間企業の請求手続きにおいては、「製品・サービスを提供した先から代金回収する」だけではなく、「適正な会計を行うため」に、提供した日（もしくは月）、相手先、提供した内容、請求金額を記載した請求書を作成し、相手先に提出している。
>
> 出納室によれば「請求書」の記載内容に不備がなく那覇市役所が受理できる場合の「日付」の空欄は、請求書を持参した請求者が記載する場合は「脱字」に該当せず規定違反とはならないとしている。
>
> また、当事例に該当している担当部署からの回答としては、「請求書の記載不備に対応するために那覇市役所担当者による内容確認後に日付を記入するようにしている」とのことである。
>
> しかし、「日付」を印字していないとしても、「日付」欄以外の印字した項目に記載内容に不備（数字は内訳を除くほか訂正することができない）が

あり訂正する場合は、実務上の対応として、契約書で押印したものと同様の印鑑とされており、実印である場合は、請求書を持参した請求者が「実印」を持参していなければ、その場で「請求書の記載不備に対応」することができないため、現実的ではない。

また、上記B)については、以下の点が問題と考えられる。

受託者は、検査確認後に「請求書」を那覇市役所に提出するが、那覇市役所への提出方法は「持参」だけではなく、「郵送」も認められる。

出納室によれば、提出方法（持参、郵送）の割合は不明であるが、郵送の場合、「請求者」が「日付」を手書きする方法については、「①　再度、郵送でのやりとり」、「②　請求者が市役所にて記入」、「③　担当者が請求者を訪問し記入してもらう」とのことである。なお、各部署から回答によれば、「持参」だけではなく「郵送」による提出もあるとのことである。

しかし、①及び②については受託者の時間を無駄に使わせることになり、③については自治体職員の人件費増につながりかねない。

日付が手書きされている請求書が散見されていていることから推察される、那覇市における事務の取り扱いの実際、並びにその背景については、実務上必要とされるケースも理解できる面もあり、したがって活字とするというような画一的な取り扱いにすべきとは言えないが、上述したような合理的でない面があることにも十分留意したうえで、今後、受託者にとって、実務上、不都合が生じないように配慮しながら、適切な対応をすべきである。**【意見】**

なお、「那覇市文書取扱規程」第１２条第２項において「電子メールまたはファクシミリにより着信したもののうち、課長が文書として収受すると判断した場合は、電子文書として又は紙に印刷して文書として取り扱うことができる」と規定している。日本政府としても「ICTを活用したまち・ひと・しごとの創生」として地方におけるICTの推進を図ってきており、当市においても「No.59.那覇市教育用ネットワーク運用業務委託」のようにICTを活用してきている。

よって、事業者から提出される「請求書」などについても「那覇市文書取扱規程」第１２条第２項に定める取扱いをすることによって、業務の効率化を図ることができるかどうかについて、十分検討されたい。【意見】

(13) 事業の目的達成に向けたさらなる取り組み【意見】

それぞれの外部委託業務について、受託者が実行（D）したことについての委託者としての検証（C）が十分ではなく、改善（A）が十分になされずに、次年度の計画（P）に基づく予算手続きとなっているケースが散見された。

〈関連する個別検証〉

No	委託契約名
4	平成27年度都市公園維持管理（公園清掃等）業務委託
7	平成26年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業
8	平成27年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業
29	介護保険事業書等の照会・検査等業務委託
30	地域ふれあいデイサービス事業委託
31	那覇市地域包括支援センター業務委託
32	平成27年度那覇市リフト付きバス運行事業業務委託
33	那覇市安心生活創造推進事業業務委託
35	特定健康診査
36	４種混合ワクチン個別予防接種委託
37	平成27年度 妊婦健康診査及び委託
38	乳幼児健康支援一時預かり事業委託（安謝小児クリニック）
39	乳幼児健康支援一時預かり事業委託（こくらクリニック）
49	真和志線補償物件調査算定業務委託
56	那覇市教育用ネットワーク運用業務委託

原因として考えられることは以下のとおりである。

- 「事業の必要性」を十分に理解していない。
- 「受託者」、「事業の対象となる市民」だけではなく、「那覇市役所内部」での情報共有が十分ではない。
- 那覇市役所内部で十分に議論できる時間が確保できない。
- 議論していたとしても「課題解決」のための具体的な行動を決める「会議運営」のスキルが十分ではない。

よって、担当部署の責任者、担当者は、法令等の趣旨はもちろんであるが、市民の立場に立って「事業の必要性」を十分に理解するだけではなく、事業の関係者との適時適切に情報共有を行い、那覇市役所内部で十分に議論できる時間を確保するための必要な人員を確保し、「課題解決」のための具体的な行動を決める「会議運営」のスキルを十分に身につけることが望ましい。**【意見】**

２．アンケート結果

（１）アンケートの目的

那覇市の外部委託契約の全体像や傾向を把握するため、アンケートを実施した。

（２）アンケート対象

アンケート対象は、一般会計で委託料に計上されている契約・指定管理全件とした。ただし、「指定管理」はアンケート対象としているが、個別検証の対象とはしていない。

アンケートの対象は、那覇市から提供された平成 27 年度一般会計・特別会計の業務委託料に関する全支出案件データ 5,189 件について、以下に掲げる区分に応じて抽出した案件を対象とした。

区分Ａ、区分Ｂ、区分Ｃについては、全件をアンケート対象先とした。区分Ｄについては、金額的重要性を考慮して、区分Ｄの中での支出金額が上位 10 位までの部署（ただし、1 件あたりの金額が 1 百万円以下である「こどもみらい課」と「健康増進課」は除外）をアンケート対象先とした。その結果、区分Ｄからは 1,239 件抽出し、合計 1,554 件にアンケートを実施した。

なお、決算データの明細が支出ベースであることから、同一契約で複数の支出がある契約についてはそれぞれ 1 件とカウントしており、下記件数は「契約」件数ではなく「支出」件数である。

金額区分別の集計結果、アンケート対象件数は、以下のとおりである。

区分			支出金額	割合	件数	アンケート対象件数	支出金額／件
A	100,000,000	以上	6,050,278,321	48.2%	9	9	672,253,147
B	10,000,000	以上	3,681,809,432	29.3%	170	170	21,657,703
C	5,000,000	以上	988,834,605	7.9%	136	136	7,270,843
D	5,000,000	未満	1,841,010,333	14.7%	4,874	1,239	377,721
合計			12,561,932,691	100.0%	5,189	1,554	2,420,877

（３）アンケート項目

アンケート対象先について、下記 31 項目についてアンケートを実施した。ただし、契約に基づく支払額が 5 百万円以下については、No.7～11、14、15、19～23、30 はアンケートから除外した。

No.	アンケート項目
1	所属名称
2	委託契約名
3	委託先名
4	契約総額（支払額）
5	契約種別
6	契約変更
7	契約変更の理由
8	当初契約金額
9	最終契約金額
10	予定価格
11	予定価格の算定方法
12	委託業務の種類
13	委託理由
14	那覇市職員が従来実施していた業務について、外部委託したもの
15	「はい」の場合は、行政自ら実施する場合におけるコスト（人件費等を含む）
16	地方自治法、施行令、那覇市契約規則、「外部委託の推進に関する指針」以外に準拠しているマニュアル
17	契約方法
18	随意契約にした理由
19	業者選定方法
20	（一般、指名）競争入札の場合の「入札参加事業者数」
21	一般競争入札の場合、公告の方法
22	一般競争入札で１者入札の場合、その理由
23	随意契約の場合の「見積書提出社（者）数」
24	随意契約の見積もり提出者が１者である場合、その理由
25	契約書（「なし」の場合は、該当する理由を選択）
26	契約期間（始期）
27	契約期間（当初終期）
28	契約期間（最終終期）※期間に変更があった場合
29	契約書に再委託禁止の規定があるか
30	同一相手先との契約継続年数
31	契約者の所在地

アンケート項目の選択肢は以下のとおりである。

No.	項目	選択肢
5	契約種別	総価契約 単価契約 概算契約 長期継続契約 その他
7	契約変更の理由	仕様（委託内容、面積等）を変更したため 不測の事態が生じたため 進捗の遅れのため その他
11	予定価格の算定方法	積算基準によって算定（業務内容を踏まえた前提から那覇市担当部署で積算） 過去の実績を参考として算定（過去の委託契約額の実績で算定） 参考見積書を一者から徴取して算定（那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定） 参考見積書を二者以上から徴取して算定（那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定） 予算額を予定価格とした その他
12	委託業務の種類	データ入力・集計・管理業務等の定型的な業務 設計・測量業務、 情報処理業務等の専門的な業務 学校給食調理業務・搬送業務及び塵芥処理業務等の現業的な業務 シンポジウム、フォーラム、講演会等の企画・運営業務 公の施設管理・運営業務や庁舎等の維持管理業務 その他外部委託により効率的・効果的な執行が期待できる業務

No.	項目	選択肢
13	委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため 事務の効率化、経費節減のため 一時的、大量の業務のため 民間のアイデアやノウハウを活用するため 時間外、休日、緊急時等の対応のため その他
17	契約方法	一般競争入札 指名競争入札 随意契約
18	随意契約にした理由	予定価格が少額（５００千円以下）の場合 その性質又は目的が競争入札に適しないとき 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業、小規模作業所、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等との所定の契約をするとき 総務省令による認定新規事業開拓者から所定の買入契約をするとき 緊急の必要により競争入札に付することができないとき 競争入札に付することが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき 落札者が契約を締結しないとき その他
19	業者選定方法	最低価格落札方式 プロポーザル方式（プレゼンテーション方式） その他
21	一般競争入札の場合、公告の方法	「那覇市ホームページ」のみ 「那覇市公報」のみ 「掲示場」のみ 「なは市民の友」のみ 上記のうち複数 その他

No.	項目	選択肢
22	一般競争入札で１者入札の場合、その理由	システム、設備等の開発業者への委託 当該業務を行う唯一の業者への委託 プロポーザル方式による業者選定 競争入札によって落札者がなかったため その他 不明
24	随意契約の見積もり提出者が１者である場合、その理由	入札に参加し売る業者を一定の狭い地域に限定したため 極めて高度な品質を要求したため 随意契約から一般競争入札に移行したが、その後も随意契約の相手方であった特定の業者しか入札に参加しないため もともと競争業者が１者しか存在しないため その他
25	契約書(「なし」の場合は、該当する理由を選択)	あり なし（理由：契約金額が 40 万円以下の契約をするとき） なし（理由：せり売りに付するとき） なし（理由：物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき） なし（理由：物品を購入する場合において、直ちに検査ができるとき） なし（理由：官公署と契約するとき。） その他
30	同一相手先との契約継続年数	１年以下 １年超５年以下 ５年超１０年以内 １０年超 １５年超
31	契約者の所在地	沖縄県内（那覇市内） 沖縄県内（那覇市以外） 沖縄県外

（4）アンケート分析結果

①　契約方法について

同一契約で複数回の支払をしているものは1件として集計し直したことによりアンケート対象先1,554件は907件に集約された。

随意契約は、件数では709件（78.2%）、金額では7,999百万円（85.4%）を占めており、業務委託契約の大部分が随意契約によるものと推察される。

区分	件数(件)	割合	金額(円)	割合
随意契約	709	78.2%	7,999,969,627	85.4%
内、プロポーザル方式	34	3.7%	568,802,154	6.1%
一般競争入札	84	9.3%	584,141,558	6.2%
指名競争入札	114	12.6%	782,145,030	8.4%
計	907	100.0%	9,366,256,215	100.0%

この点に関し、那覇市監査委員が平成28年1月15日付で公表した「平成27年度行政監査の結果について（公表）」によれば、平成26年度における業務委託契約に占める随意契約の件数割合は下表のとおり82.2%であり、上記の件数割合（78.2%）と近似しているといえよう。

業務委託契約全体に対する「一般競争入札による契約」の割合は、件数7.2%、契約金額8.5%と少なく、「随意契約」が、件数82.2%、契約金額76.4%と大半を占めていた。また、随意契約のうち「プロポーザル方式による契約」の全体に対する割合は、件数で2.9%と少ないものの、契約金額で10.9%と一般競争入札による契約を超えている。

沖縄振興特別推進交付金を活用したプロポーザル方式による契約の割合は、件数で21.8%、契約金額で35.3%である。

契約方法	件数（件）	割合（%）	契約金額（円）	割合（%）
一般競争入札	133 (10)	7.2 (8.4)	764,513,846 (24,956,046)	8.5 (3.6)
指名競争入札	196 (25)	10.6 (21.0)	1,359,519,279 (129,196,994)	15.1 (18.4)
随意契約	1,518 (84)	82.2 (70.6)	6,882,030,680 (548,410,378)	76.4 (78.1)
うち プロポーザル方式	54 (26)	2.9 (21.8)	981,059,761 (248,198,191)	10.9 (35.3)
合　計	1,847 (119)	100.0 (100.0)	9,006,063,805 (702,563,418)	100.0 (100.0)

（注）表中（　　）は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業の契約である。

出典：那覇市監査委員　「平成27年度行政監査の結果について（公表）」

② 所属部署別の随意契約の占める割合

部局別の随意契約の割合は以下のとおりであり、随意契約の割合が 80%を超えている部署は、件数ベースでは 46%（6 件/13 件）、金額ベースでは 38%（5 件/13 件）であった。

部局名	随意契約		委託合計		随意契約の割合	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
建設管理部	64	4,348,325,506	93	4,588,350,329	68.8%	94.8%
環境部	31	989,930,208	63	1,113,458,408	49.2%	88.9%
福祉部	141	539,336,316	151	749,181,695	93.4%	72.0%
議会事務局	9	481,530,386	9	481,530,386	100.0%	100.0%
健康部	112	397,173,227	123	407,832,038	91.1%	97.4%
学校教育部	37	284,885,077	57	382,160,893	64.9%	74.5%
市民文化部	173	232,505,569	188	350,390,095	92.0%	66.4%
総務部	10	65,147,681	22	273,608,452	45.5%	23.8%
消防局	29	149,431,270	62	253,274,754	46.8%	59.0%
経済観光部	11	154,373,434	19	229,090,534	57.9%	67.4%
企画財務部	16	174,868,433	16	174,868,433	100.0%	100.0%
都市計画部	3	26,038,736	13	146,304,290	23.1%	17.8%
その他	73	156,423,784	91	216,205,908	80.2%	72.3%
計	709	7,999,969,627	907	9,366,256,215	78.2%	85.4%

③ 見積書徴取事業者数ごとの分布

随意契約（709 件）のうち、支出金額が 5 百万円を超えるもの（150 件）について「見積書提出社（者）数」のアンケートを実施した。

アンケート結果によれば、見積書を 1 者からしか徴取していない随意契約、いわゆる「1 者随意契約」が件数で 110 件(73.3%)、金額で 3,048 百万円(88.5%)となっており、1 者随契の割合が高いことが読み取れる。

事業者数	件数(件)	割合	金額(円)	割合
1	110	73.3%	3,048,762,955	88.5%
2	11	7.3%	186,373,340	5.4%
3	23	15.3%	118,025,860	3.4%
4	5	3.3%	46,079,948	1.3%
10	1	0.7%	46,263,628	1.3%
計	150	100.0%	3,445,505,731	100.0%

1 者随契の先について、「随意契約の見積もり提出者が 1 者である場合、その理由」について実施したアンケート結果は下表のとおりであり、「当該業務を行う唯一の業者への委託」が 36 件（32.7%）、「プロポーザル方式による業者選定」が 26 件（23.6%）と回答した先が多かった。

内容	件数(件)	割合	金額(円)	割合
当該業務を行う唯一の業者への委託	36	32.7%	577,925,440	19.0%
プロポーザル方式による業者選定	26	23.6%	547,358,437	18.0%
随意契約理由が契約の性質・目的が競争入札に適さないためなので、那覇市契約規則第23条第1項第1号により1者とした。	5	4.5%	68,614,957	2.3%
競争入札によって落札者がなかったため	4	3.6%	62,248,500	2.0%
システム、設備等の開発業者への委託	2	1.8%	118,029,420	3.9%
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による	1	0.9%	421,531,666	13.8%
その他	36	32.7%	1,253,054,535	41.1%
計	110	100.0%	3,048,762,955	100.0%

④　委託理由について

随意契約（709 件）の委託理由についてアンケートを実施した結果は下表のとおりであり、「事務の効率化、経費削減のため」、「高度・専門的な知識等が必要なため」と回答した件数は 602 件（割合 84.9%）、金額は 7,659 百万円（割合 95.7%）となっている。

委託理由	件数(件)	割合	金額(円)	割合
事務の効率化、経費削減のため	300	42.3%	6,439,771,432	80.5%
高度・専門的な知識等が必要なため	302	42.6%	1,219,349,252	15.2%
民間のアイデアやノウハウを活用するため	36	5.1%	212662450	2.7%
一時的、大量の業務のため	14	2.0%	7961849	0.1%
時間外、休日、緊急時等の対応のため	5	0.7%	20529242	0.3%
作業の安全性及び効率性が期待できるため	1	0.1%	405000	0.0%
その他	51	7.2%	99,290,402	1.2%
計	709	100.0%	7,999,969,627	100.0%

⑤　同一委託先との契約年数の分布について

アンケート対象の支出案件 1,554 件のうち、支出金額 5 百万円以下に該当する 1234 件を除いた 320 件（契約件数では 211 件）に対して「同一相手先との契約継続年数」についてアンケート実施した。

同一委託先との契約継続年数については、「１年超５年以下」の契約が件数で 78 件（37.0%）、金額で 5,518 百万円（65.7%）であった。

契約継続年数	件数(件)	割合	金額(円)	割合
1年以下	76	36.0%	1,037,035,766	12.4%
1年超5年以下	78	37.0%	5,518,051,126	65.7%
5年超10年以下	15	7.1%	314,897,303	3.8%
10年超	20	9.5%	342,321,223	4.1%
15年超	22	10.4%	1,181,392,586	14.1%
計	211	100.0%	8,393,698,004	100.0%

10年超＋15年超	42	19.9%	1,523,713,809	18.2%

なお、「10 年超」と「15 年超」を合わせた「10 年超＋15 年超」は、件数で 42 件（19.39%）、金額で 1,523 百万円（18.2%）であった。その中で金額が大きいものは、以下のとおりで４先の合計で 1,220 百万円である。なお、これらの委託契約は個別検証を実施している。

No	部局	委託契約名	金額（千円）
1	環境部 クリーン推進課	一般家庭ごみ収集 運搬業務委託	123,434
2			322,300
3			485,693
37	健康部地域保健課	妊婦健康診査及び委託	289,296

⑥　落札率の分布について

アンケート対象の支出案件 1,554 件のうち、支出金額 5 百万円の以下に該当する 1,234 件を除くと 320 件であつた。単価契約は、今回のアンケートでは落札率の回答を求めなかったため、これらを控除した結果回答数は217 件となり、それを対象として落札率の分布を整理した。

落札率	件数(件)	割合	金額(円)	割合
50%未満	72	33.2%	1,287,167,281	26.9%
50%以上60%未満	1	0.5%	8,010,625	0.2%
60%以上70%未満	0	0.0%	0	0.0%
70%以上80%未満	8	3.7%	141,201,506	2.9%
80%以上90%未満	14	6.5%	125,357,319	2.6%
90%以上100%未満	60	27.6%	2,284,679,597	47.7%
100%	60	27.6%	926,588,171	19.4%
100%超	2	0.9%	14,701,400	0.3%
計	217	100.0%	4,787,705,899	100.0%

なお、随意契約のみの落札率の分布は以下のとおりである。

落札率	件数(件)	割合	金額(円)	割合
50%未満	49	37.7%	988,117,154	27.6%
50%以上60%未満	1	0.8%	8,010,625	0.2%
60%以上70%未満	0	0.0%	0	0.0%
70%以上80%未満	1	0.8%	21,700,000	0.6%
80%以上90%未満	0	0.0%	0	0.0%
90%以上100%未満	21	16.2%	1,753,508,704	49.0%
100%	57	43.8%	800,283,235	22.4%
100%超	1	0.8%	7,357,400	0.2%
計	130	100.0%	3,578,977,118	100.0%

落札率が 100%、100%超である 58 件について「随意契約にした理由」をアンケートした結果は下表のとおりであり、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」との回答が多かった。

随意契約にした理由	件数（件）	割合	金額（円）	割合
その性質又は目的が競争入札に適しないとき。	55	94.8%	853,889,751	93.4%
競争入札に付し入札者がないとき、 又は再度の入札に付し落札者がないとき。	2	3.4%	55,538,732	6.1%
その他	1	1.7%	5040000	0.6%
計	58	100.0%	914,468,483	100.0%

（５）個別検証の選定方法

区分Ａについては全件、区分Ｂ、区分Ｃ、区分Ｄについては、アンケート結果を踏まえて選定した。詳細な選定基準は第２章４（１）参照。

なお、部署別・金額別の集計結果は以下のとおりである。

部署名	A		B		C		D		合計		割合	
	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	金額	件数
クリーン推進課	931,427,000	3	94,446,000	4	12,636,000	2	79,959,618	123	1,118,468,618	132	8.9%	2.5%
こどもみらい課			42,684,000	3	5,040,000	1	71,041,653	283	118,765,653	287	0.9%	5.5%
こども政策課			71,614,813	5	64,217,402	7	16,297,557	83	152,129,772	95	1.2%	1.8%
ちゃーがんじゅう課			68,667,118	6	21,446,661	3	12,234,867	51	102,348,646	60	0.8%	1.2%
なはまちなか振興課			125,786,300	7	17,379,650	3	14,546,325	35	157,712,275	45	1.3%	0.9%
ハイサイ市民課			136,644,060	4	6,692,100	1	17,262,288	21	160,598,448	26	1.3%	0.5%
まちづくり協働推進課			31,154,400	2	5,205,600	1	55,330,841	172	91,690,841	175	0.7%	3.4%
花とみどり課			105,192,000	3	6,987,600	1	27,092,654	47	139,272,254	51	1.1%	1.0%
学校給食課			257,548,670	12	5,196,467	1	13,837,602	42	276,582,739	55	2.2%	1.1%
学校教育課			42,785,960	3	11,079,720	2	55,555,191	124	109,420,871	129	0.9%	2.5%
学務課							1,665,900	7	1,665,900	7	0.0%	0.1%
環境衛生課			12,657,000	1	8,099,991	1	6,656,430	11	27,413,421	13	0.2%	0.3%
環境政策課							3,967,920	5	3,967,920	5	0.0%	0.1%
環境保全課					12,366,000	2	16,683,726	19	29,049,726	21	0.2%	0.4%
監査委員事務局							357,000	1	357,000	1	0.0%	0.0%
管財課			89,721,540	4	34,128,000	5	34,229,319	52	158,078,859	61	1.3%	1.2%
観光課			49,361,844	3	33,808,740	5	10,852,864	13	94,023,448	21	0.7%	0.4%
企画調整課					9,500,000	1	2,560,341	43	12,060,341	44	0.1%	0.8%
救急課							1,846,804	34	1,846,804	34	0.0%	0.7%
教育委員会総務課							295,298	3	295,298	3	0.0%	0.1%
教育研究所			16,251,840	1			8,700,850	24	24,952,690	25	0.2%	0.5%
契約検査課							2,351,160	6	2,351,160	6	0.0%	0.1%
警防課							1,963,897	5	1,963,897	5	0.0%	0.1%
建設企画課					9,871,200	1	2,970,226	4	12,841,426	5	0.1%	0.1%
建築工事課							737,100	1	737,100	1	0.0%	0.0%
建築指導課			19,500,480	1			2,592,600	6	22,093,080	7	0.2%	0.1%
公園管理課	152,270,000	1			14,530,800	2	55,551,653	67	222,352,453	70	1.8%	1.3%
行政経営課			10,518,120	1			97,200	1	10,615,320	2	0.1%	0.0%
国民健康保険課							575,672	3	575,672	3	0.0%	0.1%
財政課							259,200	1	259,200	1	0.0%	0.0%
子育て応援課			52,012,000	1			34,496,042	47	86,508,042	48	0.7%	0.9%
市営住宅課	333,601,664	1	72,777,497	1			17,212,414	65	423,591,575	67	3.4%	1.3%
市街地整備課							3,974,400	1	3,974,400	1	0.0%	0.0%
市民スポーツ課			169,224,713	3	16,122,836	2			185,347,549	5	1.5%	0.1%
市民生活安全課							1,203,120	3	1,203,120	3	0.0%	0.1%
市民税課					7,235,622	1	6,556,732	7	13,792,354	8	0.1%	0.2%
指令情報課			57,399,840	2			595,836	2	57,995,676	4	0.5%	0.1%
施設課			31,238,000	1	6,199,084	1	87,529,980	60	124,967,064	62	1.0%	1.2%
資産税課			12,182,400	1	5,775,408	1	3,321,348	3	21,279,156	5	0.2%	0.1%
首里学校給食センター			20,160,000	1			6,656,328	8	26,816,328	9	0.2%	0.2%
首里公民館G							2,576,466	14	2,576,466	14	0.0%	0.3%
出納室					6,788,572	1			6,788,572	1	0.1%	0.0%
庶務課			18,900,000	1			12,677,288	17	31,577,288	18	0.3%	0.3%
商工農水課	421,531,666	1	86,506,548	4	48,320,720	7	20,287,159	24	576,646,093	36	4.6%	0.7%
小禄学校給食センター			20,217,600	1			189,000	1	20,406,600	2	0.2%	0.0%
小禄南公民館G							1,107,574	9	1,107,574	9	0.0%	0.2%
消防局総務課							10,445,362	26	10,445,362	26	0.1%	0.5%
障がい福祉課			68,339,360	3	139,099,813	18	20,539,572	67	227,978,745	88	1.8%	1.7%
情報政策課	110,415,960	1	166,929,387	8	62,431,992	8	85,925,032	128	425,702,371	145	3.4%	2.8%
真和志学校給食センター			34,858,265	2	5,160,000	1	801,514	4	40,819,779	7	0.3%	0.1%
人事課			27,351,768	1	5,940,000	1	29,365,676	43	62,657,444	45	0.5%	0.9%
生涯学習課			69,010,000	4			5,774,046	4	74,784,046	8	0.6%	0.2%
石嶺公民館G							918,385	9	918,385	9	0.0%	0.2%
選挙管理委員会事務局							3,085,020	1	3,085,020	1	0.0%	0.0%
総務課							15,195,432	15	15,195,432	15	0.1%	0.3%
地籍調査課					6,858,000	1	4,172,040	2	11,030,040	3	0.1%	0.1%
中央公民館			25,104,868	2					25,104,868	2	0.2%	0.0%
中央図書館			10,664,232	1	9,890,600	1	7,935,871	30	28,490,703	32	0.2%	0.6%
都市計画課					28,866,360	4	12,167,532	7	41,033,892	11	0.3%	0.2%
道路管理課			57,393,306	4	28,182,800	4	17,802,892	38	103,378,998	46	0.8%	0.9%
道路建設課	4,101,032,031	2	65,181,601	3	89,288,254	13	49,255,770	44	4,304,757,656	62	34.3%	1.2%
特定健診課							187,690	1	187,690	1	0.0%	0.0%
納税課			18,400,442	1			14,050,611	14	32,451,053	15	0.3%	0.3%
廃棄物対策課					9,023,400	1	78,998,911	82	88,022,311	83	0.7%	1.6%
秘書広報課							26,134,842	27	26,134,842	27	0.2%	0.5%
福祉政策課			143,483,285	4	5,306,831	1	17,778,442	23	166,568,558	28	1.3%	0.5%
文化財課			289,853,936	10	16,392,240	3	35,086,453	123	341,332,629	136	2.7%	2.6%
文化振興課			158,511,008	5	15,687,464	2	39,946,035	27	214,144,507	34	1.7%	0.7%
平和交流・男女参画課			10,044,000	1			1,728,078	5	11,772,078	6	0.1%	0.1%
保健所　健康増進課			430,109,768	28	188,283,510	25	558,833,098	2,402	1,177,226,376	2,455	9.4%	47.3%
保健所　生活衛生課							7,031,340	17	7,031,340	17	0.1%	0.3%
保健所　地域保健課			289,296,670	12			63,675,639	147	352,972,309	159	2.8%	3.1%
保護管理課			102,124,793	5			14,640,127	33	116,764,920	38	0.9%	0.7%
牧志駅前ほしぞら公民館G					9,795,168	1	2,150,480	5	11,945,648	6	0.1%	0.1%
予防課							927,000	2	927,000	2	0.0%	0.0%
総計	6,050,278,321	9	3,681,809,432	170	988,834,605	136	1,841,010,333	4,874	12,561,932,691	5,189		

３．個別検証結果

個別検証結果の報告書は、以下の構成で作成している。

（１）概要

① 事業の概要

② 委託契約の概要

（２）監査の結果

① 当該事業を市が直接実施する必要性

② 外部委託することの妥当性

③ 事業選定方法の妥当性

④ その他

No.1　一般家庭ごみ収集運搬業務委託（中央環境サービス公社）

No.2　一般家庭ごみ収集運搬業務委託（那覇東クリーン）

No.3　一般家庭ごみ収集運搬業務委託（那覇クリーンサービス）

（1）概要

①　事業の概要

一般家庭から排出される一般廃棄物の収集は、行政収集と一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、許可業者という）による収集に分けられる。

行政収集とは、市の直営によるごみ収集と委託業者によるごみ収集をいう。

許可業者による収集とは、定期収集が難しい一部の集合住宅等について許可業者が行う収集である。

行政収集は、直営の24コースと委託3業者の59コースで全エリアをカバーしている。

家庭ごみは5分類し、「燃やすごみ」は週2回、「燃やさないごみ」及び「有害・危険ごみ、その他」は隔週、「粗大ごみ」及び「資源化物」は週1回定日収集している。「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」については、平成14年度より有料化を実施している。

また平成18年度より、那覇市全域で門口収集を実施している。

今回の事業は行政収集のうち、委託業者による収集について、業務を委託するものである。

②　委託契約の概要

（有限会社中央環境サービス公社）

契約名	一般家庭ごみ収集運搬業務委託
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託開始時期	平成14年4月（通算14年）
担当部課	環境部　クリーン推進課
契約額	123,434,000円（税込）
予定価格	123,434,743円（税込）
落札率	99.99％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（有限会社那覇東クリーン）

契約名	一般家庭ごみ収集運搬業務委託
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 11 年 4 月（通算 17 年）
担当部課	環境部　クリーン推進課
契約額	322,300,000 円（税込）
予定価格	322,300,218 円（税込）
落札率	99.99％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（有限会社那覇クリーンサービス）

契約名	一般家庭ごみ収集運搬業務委託
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	昭和 57 年 4 月（通算 34 年）
担当部課	環境部　クリーン推進課
契約額	485,693,000 円（税込）
予定価格	485,693,486 円(税込)
落札率	99.99％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定められており、収集業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性**【意見】**

市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第４条第１項に基準を定めており（以下「委託基準」という。）、委託基準を満たした場合には委託することが可能である。

よって、委託基準を満たした場合には、外部委託すること自体に問題はない。

那覇市では、従来直営により収集業務を行ってきたが業務量の増加、那覇市経営改革推進計画に基づくアウトソーシングの推進等により、収集業務の委託化を進めている。現時点ではエリアの約 80%が委託、残り 20%が直営で収集している。

当初計画では将来的には直営収集を廃止し、全エリアを委託化する方針であった。しかし近年地震や洪水などの大規模災害が発生しており、災害時にごみ収集が滞ると住民生活に支障が出ることが懸念される。

そのため災害・緊急時の際の対応のため、現業業務の一部はそのまま残すべきかどうかを検討する必要があることから、「今後の現業職のあり方についての基本方針」（平成 27 年６月発出）においては、平成 30 年度までを検討期間とし現在検討中である。

那覇市でも今後大規模災害が発生する可能性はあることから、他の自治体の災害時の対応や問題点等について情報収集を行い、早急に対応方針を検討されたい。**【意見】**

③ 業者選定方法の妥当性**【意見】**

那覇市では昭和 47 年からごみ収集業務の外部委託を開始している。当初は許可業者が集まって組合やグループを結成し、当該組合等と契約していた。

その後、那覇市主導で組合等の法人化を進め、エリアごとに１者随意契約により委託している。

業者選定にあたっては、競争性・公平性・経済性等の観点から競争入札が原則的な契約方法だが、ごみ収集については、収集の遅延や失念は許されないこと、猫などによる生ごみの散らかし防止のため短時間で効率的な収集が求められていることから経済性よりも、業務の継続的・安定的遂行が求められる。

このことは、廃棄物処理法施行令第４条第１項第１号に、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」、同項第５号に、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」と規定されていることから、廃棄物処理法は地方自治法と異なり、経済性の確保よりも、業務の確実な履行

を求めている。

那覇市では、「現在、上記 3 業者の他に基準に適合する業者はいない」と判断しており、それぞれ 1 者随意契約を締結している。

現状では、那覇市内の他の許可業者で単独で契約を締結できるほどの規模の業者はいないこと、3 社の設立経緯を鑑みると、競争入札では本来の目的（住民の福祉の向上）が遂行できないおそれがある。

なお、一般ごみ収集について 28 年 5 月に他の中核市が行ったアンケート結果は以下のとおりである。

〈回答は中核市を含む 50 市〉

項目	区分	回答数
運営方式	直営と委託の併用	43
	委託のみ	7
	計	50
委託の契約方式	1 者随契のみ	16
	1 者随契と指名競争入札	12
	指名競争入札のみ	10
	1 者随契と一般競争入札	5
	一般競争入札のみ	3
	その他	4
	計	50

アンケート結果によると、他の自治体の多くも那覇市同様「1 者随意契約のみ」と回答しており、業者選定方法については、必ずしも問題があるとはいえない。ただし、不適格業者の排除の観点から競争入札を併用している自治体もあり、制限付一般競争入札又は指名競争入札の導入も検討されたい。**【意見】**

④　契約金額の妥当性【**意見**】

過去10年間の委託金額の推移は以下のとおりである。

（単位:千円）

	那覇クリーンサービス	那覇東クリーン	中央環境サービス公社	計	業者収集ごみ量(トン)	1トン当たり委託料
平成18年度	461,202	259,034	85,635	805,871	40,876	19.7
平成19年度	461,202	259,034	85,635	805,871	39,458	20.4
平成20年度	461,202	259,034	85,635	805,871	37,827	21.3
平成21年度	461,202	259,034	85,635	805,871	37,797	21.3
平成22年度	461,202	259,034	85,635	805,871	38,125	21.1
平成23年度	461,202	259,034	85,635	805,871	38,545	20.9
平成24年度	461,202	291,404	118,005	870,611	44,022	19.8
平成25年度	472,202	311,518	120,006	903,726	42,849	21.1
平成26年度	485,693	321,640	123,434	930,767	43,323	21.5
平成27年度	485,693	322,300	123,434	931,427	42,725	21.8

委託料の推移をみると、18年度から23年度までは委託料は同額で推移しており、その後増額改定されている。

主な増額理由は、委託エリアの拡大、消費税率の引上げ（5%→8%）によるものである。

また委託先の直近の決算書の数値は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

	那覇クリーン	那覇東クリーン	中央環境
決算日	26年4月期	26年3月期	26年3月期
売上高	476,327	298,859	235,756
当期利益	7,707	21,125	18,876
利益剰余金	279,699	85,407	131,190
流動比率	162%	305%	312%
現預金残高	59,972	83,290	34,715
借入金残高	14,656	0	3,500

那覇クリーン、那覇東クリーンは売上高のほぼ100%、中央環境は売上高の約50%が那覇市からの委託料となっている。いずれの会社も当期利益は黒字であり、過去の利益の累積額を示す利益剰余金もプラスとなっている。また流動

資産を流動負債で除して算出される流動比率は、企業の安全性を図る指標の一つで、日本の上場企業平均でみると全業種平均で 120%程度となっているが、委託先はいずれも上回っている。

各社の企業努力もあると考えられるが、いずれの会社にも多額の利益剰余金が残っていることから果たして委託額は適正だったのか、今一度積算額の妥当性について検討されたい。**【意見】**

№4　平成27年度都市公園維持管理（公園清掃等）業務委託

（1）概要

①　事業の概要

公園維持管理業務は、公園の清掃、除草、トイレ清掃、施設等の点検、修繕、花壇の植栽、ちょうちょガーデンの維持管理等を行い、年間を通じて公園等の快適な環境の向上を図ることを目的に実施される。

対象となるのは都市公園172公園、トイレ115箇所である。

公園維持管理を業務委託する事業である。

②　委託契約の概要

契約名	平成27年度都市公園維持管理（公園清掃等）業務委託
契約先	公益社団法人　那覇市シルバー人材センター
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託開始時期	平成16年4月（通算12年）
担当部課	建設管理部　公園管理課
契約額	152,280,000円（税込）
予定価格	152,270,000円（税込）
落札率	99.9％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第3号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

都市公園の管理は、都市公園法第2条の3により、地方公共団体が行うことになっており、管理業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

対象となる都市公園等の数が多く、直営では対応できないため外部に委託しており、特段指摘事項はない。

③　業者選定方法の妥当性**【意見】**

現業業務から委託業務への切り替え初年度及び翌年度は、複数の業者から見

積書を入手し、最安値を提示した那覇市シルバー人材センターと契約を締結している。

見積書の金額はシルバー人材センターが圧倒的に低かったため、3 年目以降は 1 者随契しているようである。

また、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設置されているシルバー人材センター(高齢者の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条)の積極的活用の観点から、同センターに業務を委託している（一定の政策目的)。

ただし、今後も長期間にわたり同センターと 1 者随契をすることの是非について検討されたい。**【意見】**

なお、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号によりシルバー人材センターと随意契約を締結する場合は、那覇市契約規則第 21 条において随意契約の内容を公表（事前、事後）することになっているが、那覇市ホームページに掲載されており、特段指摘事項はない。

④　事務処理の適切な執行**【指摘】**

那覇市契約規則第 23 条では、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならないとあるが、那覇市で入手した見積書の表題は「入札書」となっていた。適切にチェックしていれば書類の不備に気付いたはずであり、今後は事務処理を適切に執行すべきである。なお、28 年度の見積書の表題は「見積書」となっていた。

⑤　清掃ルートの見直し**【意見】**

公園清掃業務に関しては公園の草刈りが不十分という住民の声が多いようである。業務委託設計書、仕様書等によれば、1 日 1 回はすべての公園について見回り清掃を、草刈りについては 4 月～10 月は月 1 回、11 月～3 月は 2 か月に 1 回行うことになっている。限られた予算の中で安心・快適な公園を提供するためには、例えば規模の小さい公園や汚れの少ない公園は 2 日又は 3 日に一度とし、余力人員を草刈り業務に配置するなどの対応を検討されたい。

⑥　不法投棄・落書き対策**【意見】**

一部の公園は不法投棄や落書きが絶えないようである。市では看板の設置、見回り強化により対応しているようであるがこれらの行為は減少していない。予算の関係もあるが、不法投棄・落書きが多い公園への監視カメラの設置、近隣住民への啓蒙活動などの対策を検討されたい。

№5　那覇市プレミアム付商品券事業業務委託

（1）概要

①　事業の概要

国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月）を踏まえ、市内の小売店、飲食店等で使用できるプレミアム付商品券を発行する。具体的には、次の業務を委託する。

- 商品券等の作成
- 商品券事業の広報
- 商品券の販売
- 販売店舗及び参加店舗の募集・審査・登録・調整等
- 利用者への対応
- 商品券等の保管・輸送
- 商品券売上金の管理及び換金
- 効果測定
- データ管理
- 業務の管理・執行体制
- その他必要な業務

本件業務により、域内の消費喚起、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市プレミアム付商品券事業業務委託契約
契約先	那覇商工会議所
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 6 月 12 日～平成 28 年 2 月 29 日
委託開始時期	平成 27 年 6 月 12 日
担当部課	経済観光部　商工農水課
契約額	契約額 429,418,000 円（税込）（上限額）。（実績による減額後の確定額は 421,531,666 円）
予定価格	431,513,000 円（税込）
落札率	99.5％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした。
委託理由	事務の効率化、民間のアイデア・ノウハウの活用。短期間かつ広範囲・専門性のある業務であること。これまで同様

	の事業を実施したことのある市内唯一の団体であること。市内商工業のネットワーク強化の中心的役割を担い、那覇市の商工業全体をサポートできる唯一の地域経済団体である那覇商工会議所が適当であり、他の団体では事業目的が達成できないこと等。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

（2）監査の結果

①　業者選定方法及び委託料の妥当性

本件業務については、入札によることなく委託先への委託がなされている。随意契約理由書の記載内容に照らしても、委託先の妥当性について実質的な調査をした形跡はなく、単に、委託先が、市内商工業のネットワーク強化の中心的役割を担い、那覇市の商工業全体をサポートできる唯一の地域経済団体であることや、これまでに類似の地域商品券事業の実績があること等が記載されているのみである。

この点、担当課の説明によれば、本件事業は、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」により実施されるものであるところ、交付金支給決定から事業開始時期までの時間が限られていたとのことであった。

しかし、時間が限られていたとしても、競争入札やプロポーザルを実施する時間がなかったは考えがたい。他の業者への委託は検討すらされた形跡がなく、「結論先にありき」の委託となっている。

委託料に関しても、委託先以外からの見積書も徴取されていない（那覇市契約規則 23 条 1 項違反である。）、同見積金額の妥当性が検討された形跡もない。すなわち、競争原理が一切機能していない。

（参照条文）
那覇市契約規則 23 条 1 項
随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人の者から見積書を 徴することができる。
(1) 契約の性質又は目的により契約者が特定されるとき。
(2) 1 件の予定価格が 5 万円（修繕に係るものにあっては、10 万円）未満のとき。
(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が 2 人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

② 予定価格調書の不備

委託先と随意契約を締結するに先立ち、予定価格調書が作成されていない。

この点、決裁書類には、「本事業委託執行予定額を予定価格とみなす（那覇市契約規則第22条第3項)」との記載があるが、那覇市契約規則22条3項は、

> 随意契約の予定価格が第20条各号に定める額以下となる場合、又は次条第2項各号のいずれかに該当する場合は、当該随意契約に係る予算の執行を伺う文書における執行予定の金額の記載をもって、第1項の規定により予定価格を定めたものとみなすことができる。

と規定しているところ、本件事業は、上記のいずれにも該当しないと解されることから、原則どおり予定価格調書の作成が必要である。

> （参照条文）　那覇市契約規則
> 第20条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
> (1) 工事又は製造の請負 130万円
> (2) 財産の買入れ 50万円
> (3) 物件の借入れ 40万円
> (4) 財産の売払い 30万円
> (5) 物件の貸付け 30万円
> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円
> 第23条2項
> 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴さないことができる。
> (1) 官公署と契約を締結するとき。
> (2) 法令等により価格が定められている物品を購入するとき。
> (3) 災害の発生により緊急を要するとき。
> (4) 前3号に定めるもののほか、市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

【指摘】

① 委託先の選定は、競争入札か、又は（随意契約によるとしても）見積り合わせかプロポーザル方式によるべきである。委託料の金額についても、複数の業者から見積書を徴取する、見積金額の根拠を実質的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。

② 予定価格調書が作成・具備されていない。

№6　基幹系業務システム最適化業務（住記／税／財務会計／介護保険区分）運用維持保守等業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市では、基幹系業務システムを平成27年2月に刷新しており、本件は、基幹系業務システムのうち、住記（住民記録）／税／財務会計／介護保険にかかるシステムの運用維持保守等業務の委託である。

業務内容は、導入したサーバー等のハードウエア保守、基本ＯＳ保守、業務アプリケーションのほか、関係するソフトウェア保守、システム設定保守、業務オペレーション、日常のシステム運用、各業務アプリケーションのバグ修正保守及び制度改正対応保守、統合共通ＤＢシステムへのデータ更新、主管課運用支援業務、ヘルプデスク業務、印刷データ作成業務等であり、システム導入後の運用・維持・保守業務を実施している。

なお、運用維持保守等契約とは別にサービス利用契約も締結している。

②　委託契約の概要

契約名	基幹系業務システム最適化業務（住記／税／財務会計／介護保険区分）運用維持保守等業務委託契約
契約先	沖縄行政システム株式会社
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年2月1日～平成32年1月31日
委託開始時期	平成19年
担当部課	企画財務部情報政策課
契約額	運用維持保守等契約につき552,079,800円（税込） これとは別途にサービス利用料が発生する。
予定価格	558,157,000円（税込）
落札率	98.9％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定 （那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。 基幹系業務システム（住記／税／財務会計／介護保険区分）の安定運用を図るため、システムの導入業者と運用維持保守業務の委託を行う。
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項2号

（2）監査の結果

① プロポーザルをしないことの妥当性

本件事業については、プロポーザルすら行われないまま随意契約の方法が採られている。決裁書類においては、随意契約理由として次の記載がある。

> 本件は、現在稼働中の基幹系システムのうち、住記、税、財務会計、介護区分(以下、「現行システム」という)について、継続利用することを目的としたものである。
>
> 現行システムは、平成 19 年にプロポーザル方式で導入され、「沖縄行政システム株式会社」によりシステムの運用維持保守が行われている。
>
> 現行システムのサーバー機器については、メーカー保証の期限が平成 27 年 3 月末となっており、それ以降は保守が担保されないこととなる。これにより、当該期限までには新たな基幹系システムを導入しなければならず、導入期間が 1 年(基幹系システムの構築には通常 1 年半以上を要する)という非常にタイトな取り組みを要請された。
>
> しかし、システムの完成度の確保、予期せぬ事案発生によるスケジュール遅滞といったリスク管理を考慮すると、当該期間で安全かつ確実にシステムの入れ替えを行うことは困難である。
>
> よって、現行システムについてはバージョンアップによる更新が妥当と判断され、競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、「沖縄行政システム株式会社」と随意契約を締結する。
>
> なお、本件については第 1 回基幹系業務システム最適化事業推進本部会議(H25.11.29)にて承認済みである。

しかし、上記の「現行システムのサーバー機器については、メーカー保証の期限が平成 27 年 3 月末となっており、それ以降は保守が担保されないこととなる」ことは、当然ながら事前に分かっていたことである。この点について担当者からヒアリングをしたところ、(i)メーカー保証が平成 27 年 3 月末で切れることは平成 25 年の段階で分かっていた、(ii)にもかかわらず、那覇市の中核市への移行（平成 25 年 4 月）に伴う県から市への業務の移管や、那覇市庁舎の移転等への対応に追われており、基幹系システム導入のための作業に手が回らなかったとのことであった。これは、注意を払っていれば回避できた事態である。

② 随意契約によることの妥当性

また、入札要件の設定次第では制限付一般競争入札の方法によることも可能であると考えられ、上記理由は随意契約の方法による理由として不十分である。委託先は、平成 19 年から本件業務を受託している上、本件業務のほかにも、基幹系業務システム最適化業務（福祉／こども、生活保護区分）運用維持保守等業務委託契約も随意契約によって受託しており、市民の目から見れば、実質的に「結論先にありき」でワンセットで委託したとの印象を持たれかねない。

随意契約締結に際して徴取した見積書も、（担当課から交付を受けた資料を見る限り）委託先のもの１者分のみである。これは、改正前那覇市契約規則 21 条の３に照らして妥当でない。実際の契約金額も、委託先から提出された見積書に記載された金額そのもの（552,079,800 円）であり、金額についての交渉がなされた形跡もない。

【参照条文】
改正前那覇市契約規則　21 条の３本文
随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく２人以上から見積書を徴さなければならない。

以上の結果として当然ながら、長期かつ高額な委託契約であるにもかかわらず、契約に際して競争原理は働いていない。

③ システムのカスタマイズについて

前記のとおり、新たな基幹系システム導入が間に合わず、現行システムのバージョンアップによる対応をせざるを得なかった一因として、システムのカスタマイズが過度になされてきたことが挙げられる。すなわち、委託先は、平成 19 年に本件業務を受託して以来、那覇市に特化したカスタマイズを行ってきたところ、カスタマイズを過度に行いすぎると、汎用性のある業者パッケージの使用が困難となり、法改正への対応や新たなシステム（パッケージ）への移行が容易でなくなってしまう。また、同一業者への継続的委託、ひいては競争原理の阻害という事態を招来してしまう。

【意見】

① メーカー保証期間の満了という明らかに予見可能な事態への対応の遅れを理由に、随意契約の方法を選択し、入札によることなく委託契約を締結しており、競争原理が働いていない。次期のシステムへの移行を見据えた管理体制、チェック体制の強化を図られたい。

② 随意契約締結に際して、1者からしか見積書を徴取しておらず、改正前那覇市契約規則21条の3に照らして妥当でない。

③ システムのカスタマイズを過度に行うことは、新たなシステムへの移行を困難とし、同一業者への継続的委託、ひいては競争原理の阻害という事態を招来してしまうことから、控えるべきである。

№7　平成26年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業

№8　平成27年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業

（1）概要

①　事業の概要

昭和58年11月12日付締結（平成24年3月16日付改定）の「市道にかかる都市モノレールインフラ事業の施工に関する協定書」第２条に基づき、平成31年の開業に向けた沖縄都市モノレール線の延伸工事のインフラ部の整備事業であり、平成23年度から平成30年度にかけてインフラ部分の事業主体は沖縄県・那覇市・浦添市で、車両などインフラ以外の事業主体沖縄都市モノレール株式会社である。

当市は、那覇市内の沖縄都市モノレール構造物工事及び測量調査設計及び当該業務に付随する事務を沖縄県に委託する。

②　委託契約の概要

契約名	平成26年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業
契約先	沖縄県
契約方法	随意契約
契約期間（変更前）	平成26年6月25日～平成27年3月31日
契約期間（変更後）	平成26年6月25日～平成28年3月10日
委託開始時期	平成23年度（通算5年）
担当部課	建設管理部　道路建設課
契約額	1,222,908,000円（税込）
予定価格	1,222,908,000円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

契約名	平成27年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業
契約先	沖縄県
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年7月8日～平成28年3月31日
契約期間（変更後）	平成27年7月8日～平成29年2月28日

委託開始時期	平成 23 年度（通算 5 年）
担当部課	建設管理部　道路建設課
契約額（変更前）	2,202,000,000 円（税込）
契約額（変更後）	3,192,200,000 円（税込）
予定価格	2,202,000,000 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

那覇都市圏の道路の渋滞は、東京・大阪・名古屋の三大都市圏に次いで悪い状況であり、沖縄県の経済発展の妨げとなっているため、那覇都心部での移動や県中北部とのアクセスについても、渋滞の影響を受けない公共交通の整備をする必要がある。また、自動車利用から公共交通利用への転換を促進し、交通渋滞を緩和させることが必要であるため、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

沖縄県への観光客数は年間600万人近くあり、今後さらに増える傾向にある。同様にレンタカーの台数も増加し、この 10 年で約 3.4 倍になっているため、交通渋滞という「課題」は那覇市だけのものではなく、観光立県である沖縄県としての「課題」である。よって、上記①の目的を達成するために、平成 22 年に沖縄県、那覇市、浦添市、沖縄都市モノレール株式会社の 4 者で「沖縄都市モノレール延長整備に関する基本協定書」を締結し、沖縄県がモノレール延伸事業の主幹であるため、沖縄県に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

検討した結果、特段指摘すべき事項等はなかった。

④　工期変更のおそれがある長期間にわたる大規模かつ重要な工事契約の手続きについて、債務負担行為とすべきである**【指摘】**

「平成 26 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業」（以下、「平成 26 年度契約」）、「平成 27 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業」（以下、「平

成 27 年度契約」）ともに当初契約終了期間はその年度の 3 月 31 日であったが、【表１】、【表２】のとおり、それぞれ 345 日、334 日延長しており、期間の延長については、「履行期間変更願い」手続きを適切に行っている。

【表１】「平成 26 年度契約」の変更状況

平成26年度

区分	変更前	一部完了報告	検査調書	支出命令書	履行期間変更願い	業務完了報告書
契約日	H26.5.19	H27.3.18	H27.3.20	H27.3.23	H27.3.20	H28.3.10
業務委託料	1,222,908,000	1,222,908,000				
支出命令済額				314,075,969		908,832,031
開始	H26.6.25				H26.6.25	
完了	H27.3.31				H28.3.10	
日数	279				624	

延長日数　345

【表２】「平成 27 年度契約」の変更状況

平成27年度

区分	変更前	履行期間変更願い	委託料変更願い	支出命令書	支出負担行為書
契約日	H27.5.22	H27.10.16	H27.12.28	H28.3.31	H28.4.1
業務委託料	2,202,200,000	2,607,200,000	3,192,200,000		2,164,759,873
支出命令済額				1,027,440,127	
増減額		405,000,000	585,000,000		
開始	H27.7.8	H27.7.8			
完了	H28.3.31	H29.2.28			
日数	267	601			

延長日数　334

「平成 26 年度契約」の契約期間を平成 27 年 3 月 20 日付の「履行期間変更願い」で平成 28 年 3 月 10 日に約１年延長している。この変更の理由は、モノレールインフラ部整備は石嶺線街路の拡幅や支障となる占用物件の移設が完了した後の施工開始となるが、占用物件の移設が遅れ、インフラ部整備が進められなかったため、期間を延長したものである。

また、「平成 27 年度契約」は、平成 28 年 3 月 31 日までの契約期間として、平成 27 年 7 月 8 日付けに締結しているが、この変更の理由は、「PC 軌道桁発注の平準化」、「インフラ外施設整備の促進」、「PC 軌道桁（支承部分）の早期発注」である。なお、この変更の理由となる事実については、遅くとも平成 27 年度 12 月補正要求のために議会へ提出するために平成 27 年 10 月時点では認識しており、平成 27 年 10 月 16 日付の「履行期間変更願い」で平成 29 年 2 月 28 日に約 1 年延長及び 405,000,000 円の増額、平成 27 年 12 月 28 日にさらに 585,000,000 円の増額、そして、平成 28 年 4 月 1 日付の「支出負担行為書」で

支出命令残額の 2,164,759,873 円を「繰越明許」としている。

なお、平成 23 年度～平成 25 年度の契約内容の変更は以下のとおりである。

年度	契約 年月日	契約金額 （当初）	契約金額 （最終）	契約期間 （当初）	契約期間 （最終）	契約 変更日	契約変更理由
平成 23 年度	H24.3.28	25,225,000 円	－	H24.3.29 ～ H25.2.8	－	－	－
平成 24 年度	H24.7.30	25,225,000 円	23,964,898 円	H24.7.31 ～ H25.3.31	（1 回目） H25.9.30 （2 回目） H26.1.31 （最終） H26.2.28	（1 回目） H25.3.27 （2 回目） H25.9.30 （3 回目） H26.1.31 （最終） H26.2.28	（1、3 回目）モノレールインフラ部の設計に当たり、沖縄都市モノレール技術検討委員会を開催し、委員である学識経験者からの意見へ対応しながら進める必要があるが、その委員への回答や対応に不測の時間を要したため期間を延長。 （2 回目）モノレール延長事業の工事着手に伴い、現場技術業務委託等を予定しているが、工事期間が平成 25 年度末となったため、その期間にあわせ委託期間を延長。 （最終）入札差額等による実績減のため委託料を減額。
平成 25 年度	H25.5.7	280,500,000 円	280,491,484 円	H25.5.27 ～ H26.3.31	（1 回目） H27.2.28 （最終） H27.3.20	（1 回目） H26.3.26 （最終） H27.2.27	（1 回目）駅舎設計に当たり、那覇市都市景観審議会及び沖縄都市モノレール景観検討委員会へ諮問し、助言・指導を受けて駅舎設計に反映する必要があるが、その意見集約に時間を要すことから期間を延長。 （最終）道路橋示方書の改訂に伴い、下部工の資材単価特別調査が必要になったことから期間を延長。また、入札差額等による実績減のため委託料を減額。

このように、当事業のように延伸地域の市民の協力も必要であり、長期間にわたる大規模かつ重要な工事であるため、当初の計画どおり、かつ、単年度で工事が履行できないおそれがある。

上記の状況を勘案すると、少なくとも「平成 27 年度契約」については、当初から「債務負担行為」としての手続きをすべきであった。**【指摘】**

⑤　事業性評価の「検証」について、その評価手法、前提条件の精度を高めることを検討されたい**【意見】**

平成 28 年 2 月に沖縄県が作成した「沖縄都市モノレール費用便益比算定業務委託　報告書」（以下、「報告書」）によれば、費用について「当初」から「今回変更」について【表３】のとおり、工事全体の工事費として当初 350 億円から 480 億円と 130 億円増額している直近の状況を踏まえたとしても、【表４】のとおり、「割引率 4%、計算期間 30 年と 50 年間でいずれも 1 を大きく越える結果が算出されており、社会的に意義のある事業と判断できる。」としている。

【表３】費用の増額の状況

項　　目	費　　用（億円）		
	今回変更	当初	変更÷当初
インフラ工事費（消費税込み）	３３５	２３１	1.45
インフラ外工事費（消費税込み）	１４５	１１９	1.22
計	４８０	３５０	1.37
インフラ部維持管理費（※）	２千万円/ｋｍ/年		

※「都市モノレールおよび新交通システムの費用対効果検討調査 報告書」（H11.3 建設省）より

【表４】費用便益比（平成 28 年 2 月報告書）

単位：百万円

			鉄道プロジェクト方式	
			30年	50年
総便益（B）			70,487	80,210
	モノレール利用者便益		25,352	31,054
		時間短縮便益	26,495	32,454
		費用節約便益	−1143	−1400
	供給者便益		10,600	13,553
	自動車利用者便益		27,260	32,771
		時間短縮便益	20,328	24,439
		費用節約便益	6,932	8,332
	事故減少便益		1,864	2,239
	計算期末残存価値		5,411	593
総費用（C）			45,409	46,218
純現在価値（B－C）			25,078	33,992
費用便益比（B／C）			1.55	1.74

しかし、上記「④契約期間の変更における手続きについて」のとおり、当市の「平成 27 年度契約」は、当初契約額 2,202 百万円から 3,192 百万円と 990 百万円の大幅な増額となっており、「平成 27 年 11 月 14 日現在の沖縄都市モノレールインフラ事業における各工事増減一覧表」によれば、当市が負担すべき工事全体の金額は認可時の 6,499 百万円から、11,776 百万円と 5,277 百万円と当初金額から 1.8 倍に膨れ上がっている状況を踏まえて、【表５】において算定したインフラ及びインフラ外の総費用の「試算値」は、56,357 百万円となる。

【表５】監査人による工事費の試算値

（金額単位：百万円）

区分	インフラ		インフラ外	計
	全体	内、那覇市		
当初	23,100	6,499	11,900	35,000
変更後	33,500	11,776	14,500	48,000
増加額	10,400	5,277	2,600	13,000
倍率	1.45	1.81	1.22	1.37
試算値	41,857	（※）	14,500	56,357

※：インフラの当初の金額（23,100）×那覇市の倍率（1.81）

また、H28.2 の「報告書」の費用便益比の「総費用」を【表５】で試算した「総費用」の 56,357 百万円をもとに、【表６】のように簡便的に算定した現在価値の「総費用」53,314 百万円に置き換えると、監査人の試算による純現在価値は 17,173 百万円の黒字、費用便益比は 1.32 と試算される。

【表６】監査人による費用便益比の「試算値１」

（金額単位：百万円）

項目		算式	H28.2「報告書」	試算値1		増減額
①	総便益		70,487	70,487		0
②	総費用		45,409	53,314	（※）	7,905
③	純現在価値	①―②	25,078	17,173		▲ 7,905
④	費用便益比	①÷②	1.55	1.32		−0.23

※：56,357×（現在価値）総費用（45,409）÷変更後の工事費計（48,000）

一方で、平成 23 年 8 月に作成された「沖縄都市モノレール延長整備計画概要」において、その当時の費用便益分析結果は、「割引率 4%。計算期間 30 年と 50 年間でいずれも 1 を大きく越える結果が算出されており、社会的に意義のある事業と判断できる」としている。ここで、双方の計算結果を示すと【表７】のとおり、「社会的に意義のある事業と判断できる」とした「費用便益比」について H23.8 の 1.13 から H28.2 は 1.55 と大きく増加している。これは、「総費用」の増加額 16,028 百万円をさらに上回って、「総便益」の増加額が 37,252 百万円となっているためである。この５年弱の間に「総便益」を算定する前提が大きく改善していることについては、疑問が残る。

【表７】費用便益比の比較

（金額単位：百万円）

			H23.8	H28.2	差額
総便益			33,235	70,487	37,252
	モノレール利用者便益		15,826	25,352	9,526
		時間短縮便益	15,903	26,495	10,592
		費用節約便益	−77	−1,143	−1,066
	供給者便益		4,456	10,600	6,144
	自動車利用者便益		9,116	27,260	18,144
		時間短縮便益	6,810	20,328	13,518
		費用節約便益	2,306	6,932	4,626
	事故減少便益		608	1,864	1,256
	計算期末残存価値		3,229	5,411	2,182
総費用			29,381	45,409	16,028
純現在価値			3,854	25,078	21,224
費用便益比			1.13	1.55	0.42

上記を踏まえて、「総便益」について、簡便的に H23.8 の「沖縄都市モノレール延長整備計画概要」の 33,235 百万円と置き換えた場合、【表８】のとおり監査人の試算による純現在価値は 20,079 百万円の赤字、費用便益比は 0.62 と試算される。

【表８】費用便益比の試算値

（金額単位：百万円）

	項目	算式	H28.2「報告書」	試算値2		増減額
①	総便益		70,487	33,235	（※）	▲ 37,252
②	総費用		45,409	53,314		7,905
③	純現在価値	①−②	25,078	▲ 20,079		▲ 45,157
④	費用便益比	①÷②	1.55	0.62		−0.93

※：H23.8「沖縄都市モノレール延長整備計画概要」の総便益(33,235)

上記の「試算値」は、包括外部監査の限られた時間で把握した限られた情報に基づき、当初計画に対しての実績とのギャップを把握し、当事業の「社会的意義」があるかどうかの「検証」のために算定したものであり、何ら保証をするものではない。

計画はその当時の前提条件で考えて決めたことであり、事業を進めていくにあたり、前提条件の変更、想定外の事項などにより、当初の目論見どおりにならないことがあることは当然である。

しかし、「総便益」の見積額について、H23.8 から H28.2 の５年弱で、33,235 百万円から 70,487 百万円と２倍以上に大幅に増加した理由が、「社会的に意義のある事業と判断できる」とするために「費用便益比」を１以上にしたのではないかと疑念を抱かざるをえず、また、H23.8 か H28.2 のどちらか、もしくは双方とも見積もりの精度がかなり低いと思われる。

特に当事業は沖縄県全体としての取り組みであり、金額も非常に大きなものとなっており、社会的意義は認められるものの、当市においても「社会的に意義のある事業と判断できる」とした「費用便益比」については、見積もりの前提となる諸条件について十分な実態把握を行い、当初の計画と実績との間に生じているギャップである「課題」の「原因」を分析し、十分に関係者と必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に早急につなげるべきである。**【意見】**

№9　那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市役所本庁舎等の設備機器の保守点検業務を行い、運転管理業務、保全管理業務、小修繕を主な業務とする。中央監視室は、本庁舎等のすべての設備機器の監視、制御ができる機能を有し、災害時には対策本部となり、庁舎管理の中枢となる重要な場所となっている。庁舎の防災関係設備すべての監視制御が行える機能があるため、火災等の災害発生時には、緊急の措置を行うとともに那覇市本庁舎等防火・防災管理者の指揮に従い防災設備の運転操作も行う。火災に限らず、停電・漏電・ 断水・ガス漏れ等が発生した場合にも非常対応措置についても実施する。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託契約
契約先	沖縄ビル管理株式会社
契約方法	制限付一般競争入札後、不落による随意契約
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
担当部課	総務部管財課
契約額	64,296,720 円（税込）
予定価格	64,296,720 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	8 者
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。 本庁舎等設備機器の適正な動作と継続的運用を図ることを目的とする。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 8 号

（2）監査の結果

①　委託期間について

本件業務の委託期間は、「那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」2 条 2 号、同施行規則 2 条 2 項⑵により、2 年間とされている。

②　委託料の決定方法の妥当性**【意見】**

結果として競争入札が不落に終わったため、当初、委託先が提出した参考見

積書の金額（64,296,720円、落札率100%）で委託契約が締結されるに至っている。委託契約を締結するに際し、見積書の金額について実質的な検討が加えられた形跡もない。そのため、現実の契約金額が、競争原理により導き出された金額であるといいうるか、疑問が残る。

長期継続契約であることにかんがみれば、より多数の業者から見積書を徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである**【意見】**。

№10　給与関係事務業務委託

（1）概要

①　事業の概要

職員の給与及び福利厚生に関する事務、臨時・非常勤職員の社会保険に関する事務等の外部委託である。

②　委託契約の概要

契約名	給与関係事務業務委託契約
契約先	株式会社人材派遣センターオキナワ
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成25年10月1日～平成30年9月30日
委託開始時期	平成22年
担当部課	総務部人事課給与共済グループ
契約額	132,960,000（税込）（5年分）
予定価格	132,960,000（税込）（5年分）
落札率	100%
参加事業者数	2者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした。
委託理由	事務の効率化、経費節減のため。 民間事業者の持つノウハウや経験等を生かして、事務の改善や簡素化、経費の削減を行うため。
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項2号

（2）監査の結果

①　委託先の決定方法（随意契約、プロポーザル方式）の妥当性

地方自治法施行令167条の2第1項2号を根拠として、随意契約（プロポーザル方式）の方法が採られているが、プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在していない。

この点、随意契約、プロポーザル方式採用の理由について、担当課に説明を求めたところ、次の回答を得た。

本事業は、臨時・非常勤職員を含む市職員の給与・共済（臨時・非常勤職員は社会保険）に関する事務の質向上及び効率化を目的として、委託を行うものである。

那覇市における給与に関する事務は、公務員全般に言えることではあるが一般職の職員の給与については、民間事業所との均衡を前提に複雑な支給規定が条例

等により定められており、また、臨時・非常勤職員については様々な職務形態があることから、これらについての給与支給業務や社会保険制度にも精通している必要があり、また、大量な職員情報を扱うことから給与システムを迅速かつ適正に駆使できなければならない専門的で難易度の高い業務である。
本事業の目的を確実に達成するため、本事業の受託業者の選定にあたっては、豊富な業務経験と高い専門知識を有する事業者を選定する必要があることから、「公募型プロポーザル」により、参加資格を有する事業者から提案された企画提案書等を基に事業者を選定しているものである。

しかし、上記の業務内容に照らしても、条件設定次第で制限的一般競争入札によることは可能であると考えられる。現に、同一業者に対して約８年にわたって継続的に委託することとなっている。

プロポーザルの評価に際しての配点基準及び配点方法についても、議事録等により文書化されておらず、事後的な検証が不可能である。それゆえ、主観的、恣意的、場当たり的な審査がされたのではないかという疑いが残る。このような審査では、従前から受託している業者が有利になってしまう事態が危惧される。

② 委託期間の妥当性について

委託期間も５年間とされている（前回の委託は３年間）。

しかし、外部委託契約はあくまで単年度契約が原則とされているのであり（地方自治法 234 条の３等）、複数年契約、特に５年間にわたる契約は、法令に根拠を有し、かつ高度の必要性が認められる場合に限られるべきといえる。

この点、委託期間を５年間とした理由について、担当課に説明を求めたところ、次の回答を得た。

H22年度からの3年契約により、ある程度効率化が図れ、安定したため、H25年度においては、より効率的に運用する目的で5年契約としたところです。

しかし、なぜ年数を３年から５年にすれば「より効率的に運用する」ことができるのか、不明である。そもそも上記の理由は、今後も継続して同一業者と契約を締結していくことを前提にしていると読めるのであり、本来の外部委託のあるべき姿から乖離している。

【指摘】

① プロポーザル方式の採用に至る起案文書及び随意契約理由書が存在しない。

② プロポーザルの評価に際しての配点基準及び配点方法についても、議事録等により文書化されておらず、事後的な検証が不可能である。

【意見】

① 委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討すべきである。

② 委託期間を５年間とする合理的理由がない。

③ 職員（個人）の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。

№11　那覇軍港地権者等合意形成活動　活動の方向性の整理等検討調査業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画《見直し版》に基づき、平成 25、26 年度に引き続き、全体計画の周知活動や土地活用に関する勉強会の開催、情報誌の発行等による地権者等の「意識醸成」と次世代の会の開催継続、先進地視察の実施、地主会理事会と次世代の会の合同意見交換会の開催など「組織づくり」に向けた取り組み、また、移行期間３年目となることから、地権者へのアンケート調査や有識者検討委員会を開催し、跡地利用策定段階である第２ステージへの移行に向けて方向性の整理を行った。

那覇軍港の跡地利用の基本政策に関して、必要な基礎調査や検討の実施を進め、地権者等の「意識醸成」と若い世代の「組織づくり」に向けた取り組みを行うことにより、平成 28 年を目途に跡地利用計画策定段階である第２ステージに移行することを事業の目的とする。

②　委託契約の概要

契約名	那覇軍港地権者等合意形成活動　活動の方向性の整理等検討調査業務委託契約
契約先	昭和株式会社那覇営業所
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成 27 年 5 月 27 日～平成 28 年 3 月 22 日
委託開始時期	平成 16 年（ただし、平成 22 年度は別業者へ委託）
担当部課	総務部　平和交流・男女参画課　那覇軍港総合対策室
契約額	10,044,000 円（税込）（うち 8 割は沖縄振興特別推進交付金により賄われている。）
予定価格	10,297,800 円（税込）
落札率	97.5％
参加事業者数	10 者
予定価格積算方法	積算基準によって算定（業務内容を踏まえた前提から那覇市担当部署で積算）
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。 市で対応できる人数が限られている。民間のノウハウを活かす。
指名競争入札理由	地方自治法施行令 167 条 3 号

（2）監査の結果

①　市が行うべき必要性

委託料の８割は沖縄振興特別推進交付金により賄われている。担当課の説明によれば、那覇軍港が那覇市に所在していることから那覇市が本件事業を行っているとのことであるが、那覇軍港跡地利用は、那覇市のみならず沖縄県全体の重要課題であることからすれば、県に対しても費用負担を求めるべきである。

法的にも、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法21条1項は、「沖縄県知事は、第十九条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。」と規定していることから、同条項に基づく県の関与は可能である。

②　委託先の決定方法

委託先の選定に際しては、指名競争入札の方法が採られているが、決裁書類においては、指名競争入札の理由として、地方自治法施行令167条3号が挙げられているだけである。しかし、同号は、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき。」と規定しているところ、本件業務について「一般競争入札に付することが不利と認められる」根拠が不明であり、同号は指名競争入札の方法によることの根拠とはならない。

委託先業者に対しては、平成16年度から平成21年度、平成23年度から平成27年度において委託が継続しており、ほとんど1者独占状態にあることにかんがみても、指名競争入札の方法によることを見直し、原則どおり、（制限付）一般競争入札の方法を検討すべきである。

現に、長期にわたり、実質的に1者との継続的契約となっていること、近年の落札率も継続的に95％以上となっていることからすれば、競争原理が機能しているか疑わしい状況である。

【指摘】

指名競争入札の方法によることの根拠が不十分である。

【意見】

①　那覇軍港跡地利用は、那覇市のみならず沖縄県全体の重要課題であることからすれば、県に対しても費用負担を求めるべきである。

②　（制限付）一般競争入札の方法を検討されたい。

№12　那覇市版総合戦略等策定支援業務委託

（1）概要

①　事業の概要

国において、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成 26 年度に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略が示された。それに伴い、同法 10 条の規定に基づき、那覇市版総合戦略を策定するものである。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市版総合戦略等策定支援業務委託契約
契約先	NTT ビジネスソリューションズ株式会社九州支店
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 27 年 5 月 22 日～平成 28 年 3 月 25 日
委託開始時期	平成 27 年 5 月 22 日
担当部課	企画財務部企画調整課
契約額	9,500,000 円（税込）
予定価格	10,000,000 円
落札率	95％
参加事業者数	3 者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした。
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

（2）監査の結果

①　外部委託することの妥当性

那覇市版人口ビジョン及び那覇市版総合戦略を策定するという業務の性質上、民間の知識・経験・ノウハウを活用することは望ましい。平成 27 年 1 月付け内閣府地方創生推進室発行の「地方版総合戦略策定のための手引き」においても、「地方版総合戦略の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用することも有効です。」とされている。したがって、本件業務を外部委託すること自体は妥当である。

②　業者選定方法の妥当性

確かに、業務の性質上、価格の点のみを重視して委託先を決定するのは妥当

でなく、プロポーザル方式を用いること自体は適切だといい得る。

しかし、当該プロポーザルにおける採点基準の中に価格の点が含まれていないことは疑問である。事業費は、1000 万円を上限として、国からの交付金（地域住民生活等緊急支援のための交付金）が支給されるが、外部委託契約における業者選定方法の大原則は一般競争入札であり、競争原理の機能しない随意契約はあくまで例外的な場合にのみ認められるものであること（地方自治法施行令 167 条の 2）からすれば、少なくともプロポーザルにおける採点基準の一項目として価格の点を含めるべきである。さもなくば、選定（採点）は極めて主観的なものとなり、事後的に妥当性が検証しがたいものとなってしまう（結果として、委託先が提出した見積書の金額（9,500,000 円）で委託契約が締結されるに至っている。）。

委託料の金額の決定において競争原理が十分に機能していないうえ、委託料の金額の妥当性の検証がなされているか、疑問が残る。

③　業務の進捗、委託先との協議について

本件事業に係る仕様書（「那覇市版総合戦略等策定支援業務委託仕様書」）においては、「業務内容の項目ごとに、最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、受注者の提案を基に、発注者と受注者で協議のうえ決定していく」とされている。これを受けて「進捗会議」が開催されているが、一部の進捗会議について議事録が作成・備置されていない。

この点について担当課に確認したところ、週次のメールにて「進捗状況報告書」「課題管理表」「業務行程表」の確認を行っており、その中で、作業項目ごとに作業概要、代表的な中間・最終成果物及び担当者を決めて、誰が、何を行うかを確認していたとのことであった。

議事録作成作業の負担もあるとは思われるが、やはり、当該会議体においていかなる議論がなされ、いかなる意思決定がなされたかについて、事後的・客観的に検証するためには、議事録の作成・備置は必要であると考える。

たとえば、前掲の平成 27 年 1 月付け内閣府地方創生推進室発行の「地方版総合戦略策定のための手引き」においては、

> ２－２ 起草作業
> 戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします。

との注意喚起がなされているところ、議事録が作成されていなければ、果たして、那覇市自らが戦略の起草作業自体を行っているのかも、事後的検証ができないおそれが出てくる。

④　再委託についての妥当性

委託先との委託契約締結後、委託先から再委託先（アビームコンサルティング株式会社）に対し、重要な業務（人口ビジョン分析業務、那覇市版総合戦略（案）策定業務等）が再委託されている。しかし、再委託は、プロポーザルに際しての募集要項で定められた条件の潜脱、市によるチェックの希薄化等につながりかねないことから、必要最小限にとどめるべきである。委託業務のうち重要なものの再委託の必要性が予め判明しているのであれば、委託先と再委託先との共同事業としてプロポーザルさせるなどの対応が望ましい。

【意見】

①　価格の点をプロポーザルにおける採点基準に含める、見積金額の根拠を実質的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結されたい。

②　進捗会議の一部について議事録が作成されていない。事後的に協議内容を検証することが可能な形で議事録を作成されたい。

③　委託業務のうち重要なものを再委託しているが、委託先と再委託先との共同事業としてプロポーザルさせるなどの対応を検討されたい。

№13　平成28年度市民税賦課パンチ業務委託

（1）概要

①　事業の概要

市民税賦課のための課税資料（給与支払報告書、市申告書、及び公的年金等個票）のパンチ業務(データ入力）の委託である。課税資料を基にパンチ入力にて作成した課税データを短期間で作業し那覇市に納入する（平成28年度賦課パンチ作成件数162,826件)。

②　委託契約の概要

契約名	平成28年度市民税賦課パンチ業務委託契約
契約先	株式会社スピア
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成27年12月8日～平成28年3月31日
委託開始時期	確認できる範囲で平成23年
担当部課	企画財務部　市民税課
契約額	単価：給与支払報告書40円00銭、公的年金等（個票）30円00銭、市申告書50円00銭 実績合計7,235,622円（税込）
予定価格	7,449,000円(税込)
落札率	97.1%
参加事業者数	3者
委託理由	一時的、大量の業務のため。
指名競争入札理由	地方自治法施行令167条2号

（2）監査の結果

①　業者選定方法の妥当性

業者の選定に際しては指名競争入札の方法が採られている。

当初の予定価格は、6,779,000円に設定されていた。1回目の入札は指名業者3者から入札がなされたが、2回目及び3回目は、委託先以外の2者は辞退し、委託先のみが入札した。1回目ないし3回目は、全入札額が予定価格を上回ったため、予定価格を7,449,000円に上げて再度入札を実施した。

再度の入札においても、1回目（通算4回目）は、委託先以外の2者は辞退し、委託先のみが入札した。2回目（通算5回目）も委託先のみが入札し、ようやく予定価格を下回ったため、契約に至った。

この点、決裁文書においては、指名競争入札の方法による理由として、地方自

治法施行令 167 条 2 号（「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。」）が挙げられている。しかし、仮に一般競争入札をした場合において入札者が「少数」となるか否かは定かではなく、入札参加資格が厳格に過ぎることが推認される。

現に、長期にわたり、1 者との継続的契約となっていること、3 者が参加した入札は 5 回のうちわずか 1 回だけであることからすれば、競争原理が機能しているとはいいがたい状況である。

現実の入札参加者が 3 名しかいなかったことにかんがみても、指名競争入札における原則どおり 5 名以上の指名ができる入札参加資格の設定を検討すべきである。

【参照条文】
那覇市契約規則 18 条 1 項
市長は、指名競争入札に付そうとするときは、別に定める指名基準により、資格を有する者の中からなるべく 5 人以上指名するものとする。

② 委託料の決定方法の妥当性

また、上記のとおり、3 者が参加した入札は 5 回のうちわずか 1 回だけであることからすれば、実質的に本件業務についての指名競争入札は機能しておらず、現実の契約金額が、競争原理により導き出された金額であるといいうるか、疑問が残る。

再度の入札に際して設定された予定価格（7,449,000 円）も、算定根拠やその妥当性は不明であり、結局のところ、委託先が受託するという結論先にありきで、契約可能な金額まで予定価格を上げたというのが実情であると考えられる。

③ 指名競争入札における入札参加資格の再検討**【意見】**

以上のとおりであるから、指名競争入札の入札参加資格について、5 名以上の指名ができるようなものにする、参考見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討されたい。

④ 個人情報の取扱について**【意見】**

大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。

№14　平成28年度標準宅地の時点修正に関する鑑定評価業務委託

（1）概要

①　事業の概要

固定資産税の評価額は、原則として基準年度の価格を3年間据え置くこととされている（地方税法349条）。しかし、地価が下落している場合においては、賦課期日における価格が基準年度の価格を下回ることとなり、賦課期日における価格を上回る価格に基づき税額を計算することになる。このような地価の下落局面においては、市長の判断により、簡易な方法で価格を修正することができる(地方税法附則17条の2)。

上記の規定に基づき、那覇市内461地点の標準宅地について、那覇市固定資産鑑定評価員の不動産鑑定士が、売買実例や県の地価調査価格を踏まえた調査を行い、地価の下落が認められるときは価格の修正を実施する。

②　委託契約の概要

契約名	平成 28 年度評価替えに係る標準宅地の時点修正に関する業務委託契約
契約先	公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年6月30日～平成27年8月19日
担当部課	企画財務部　資産税課
契約額	5,775,408円（税込）
予定価格	5,775,408円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定 （那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。 標準地の鑑定委託については、集団的評価体制により多数の鑑定士による精度の向上と信頼性の確保を図る必要があること。 前回評価との継続性や地価公示等との一体性の確保を図る必要があること。 鑑定内容については地点間・市町村間・ブロック間・全国価格の整合性確保を図る必要があるが、鑑定士個人との

	個別契約の場合は、他の鑑定士の行っている評価内容を知ることができないこと。 　不動産鑑定士のほとんどが鑑定士協会の会員であり、また鑑定士協会は沖縄県における唯一の不動産鑑定士の組織であり、本件業務を一括で行えるのは公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会以外にはないこと。
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項2号

（2）監査の結果

①　本件業務を行う必要性

本件業務は、平成27年度の税制改正により、価格を据え置くべき平成28年度及び平成29年度における特例措置が講じられたことによるものであるところ、結局、本件業務の対象である461地点（標準宅地425地点、地価公示値と同一地点の標準宅地36地点）のうち、平成28年度（平成29年度の課税のためのもの）において下落が認められた土地はゼロ件であった（なお、平成27年度においては、2件であった。）。かかる結果にかんがみれば、本件業務を行う必要性はなかったこととなる。

そして、那覇市においては、約3年前から不動産の下落は止まっていることは、マスコミ報道などによっても明らかな事実であるし、県が公表している基準地点の鑑定評価額（本件業務の対象外）を見ても明らかである。すなわち、上記の結果は、本件業務委託時点で、相当程度予見可能であったものといえる。

【参照条文】

地方税法附則17条の2

当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、平成二十八年度分又は平成二十九年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）によつて修正した価格（当該土地が次の表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における平成二十八年度分の固定資産税又は当該土地が次の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成二十九年度分の固定資産

税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。（表省略）

【意見】

そもそも現状において市が本件業務を行うこと自体を再考すべきである。仮に行うとしても、代表的な地点をピックアップして、下落傾向がないことを確認できれば十分であると考えられる。

№15　基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託

（1）概要

①　事業の概要

基幹系業務システムで作成したデータを委託先へ提供し、313 種類の帳票へのデータ印字作業、裁断処理・封入封函・圧着作業等の加工処理、及び口座振替データ処理等（10 業務）の業務を委託している。

5 年（60 か月）の契約で、172,246,926 円を上限額とし、委託料の支払は、対象帳票ごとのデータ印字及び加工処理単価に納品月の実績件数を乗じたものに 10 業務委託料を加えた分を支払っている。

②　委託契約の概要

契約名	基幹系業務システム最適化事業に係る印刷関連業務委託契約
契約先	株式会社オーシーシー那覇支店
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成 27 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日
委託開始時期	平成 22 年
担当部課	企画財務部情報政策課
契約額	172,246,926 円（税込）を上限とする。
予定価格	177,934,428 円（税込）
落札率	96.8%
参加事業者数	2 者
委託理由	事務の効率化、経費節減のため。

（2）監査の結果

①　契約期間の妥当性**【意見】**

契約期間を 5 年間とする根拠が薄弱である。**【意見】**

担当課の説明によれば、本件業務を遂行するために機械を導入する必要があり、単年度契約では委託先業者の採算が合わなくなるため契約期間を 5 年間とした、とのことであったが、業務内容に照らせば、特殊機械の導入が必要とも思えない。結果としてではあるが、落札者は平成 22 年度から本件業務を継続して受注しているのであり、機械導入コストはかかっていないものと思われる。

また、ハードウェアのメーカー保証期間が 5 年であり、委託期間をそれに合わせているようであるが、委託期間を 5 年とすべき根拠（必要性）とはならない（保証期間内で、より短い期間での契約が可能である。）。

業務の性質に照らして、5 年度にわたる契約を締結する必要があるか、より短期間（単年度）での契約が可能かどうかを検討すべきである。

② 個人情報の取扱について**【意見】**

本件業務は、市民の大量の個人情報を取り扱う業務であるところ、委託先との契約書類上、個人情報保護を規定している条項は、業務委託契約書 21 条（資料等の提供及び返還）、「個人情報の取扱いを定める特約」等に限られている。万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、これら以外にも、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。

№16　基幹系業務システム最適化業務（福祉／こども、生活保護区分）運用維持保守等業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市では、基幹系業務システムを平成27年2月に刷新しており、本件は、基幹系業務システムのうち、福祉・こども（福祉支援業務、障害者手帳、障害者医療費助成、こども医療費助成、児童扶養手当、児童手当等）及び生活保護にかかるシステムの運用維持保守等業務の委託である。

業務内容は、導入したサーバー等のハードウェア保守、基本ＯＳ保守、業務アプリケーションのほか、関係するソフトウェア保守、システム設定保守、業務オペレーション、日常のシステム運用、各業務アプリケーションのバグ修正保守及び制度改正対応保守、統合共通ＤＢシステムへのデータ更新、主管課運用支援業務、ヘルプデスク業務、印刷データ作成業務等であり、システム導入後の運用・維持・保守業務を実施している。

なお、福祉・こども、生活保護区分においては、運用維持保守等契約とは別にサービス利用契約も締結している。

②　委託契約の概要

契約名	基幹系業務システム最適化業務（福祉／こども、生活保護区分）運用維持保守等業務委託契約
契約先	沖縄行政システム株式会社
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成27年2月1日～平成32年1月31日
委託開始時期	平成19年
担当部課	企画財務部情報政策課
契約額	運用維持保守等契約につき139,792,392円（税込） これとは別途にサービス利用料が発生する。
予定価格	運用維持保守等契約のみの価格についての予定価格調書は存在しない。（サービス利用契約と合算したもののみ存在する。）
落札率	不明
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を3者から徴取して算定（那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。

	基幹系業務システム（福祉・こども、生活保護区分）の安定運用を図るため、システムの導入業者と運用維持保守業務の委託を行う。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

（2）監査の結果

①　随意契約によることの妥当性

本件事業については、プロポーザル方式による随意契約の方法が採られている。決裁書類においては、随意契約理由として、「システムは、価格面だけでなく、技術力、専門性、サポート体制、研修体制、導入実績等を総合的に判断して、確実な安定稼働を担保できるシステムを選定する必要から、競争入札には適さず、プロポーザル方式を採用した」との記載がある。

しかし、入札要件の設定次第では制限付一般競争入札の方法によることも可能であると考えられ、上記理由は随意契約の方法による理由としては不十分である。委託先は、平成 19 年から本件業務を受託している上、本件業務のほかにも、基幹系業務システム最適化業務（住記・税・財務会計・介護区分）運用維持保守等業務委託契約も随意契約（プロポーザルなし）によって受託しており、市民の目から見れば、実質的に「結論先にありき」でワンセットで委託したとの印象を持たれかねない。

実際にも、プロポーザルを行ったのは委託先 1 社のみであり、契約に際して競争原理は働いていない。

②　契約区分の妥当性

また、本契約においては、本来的に別区分であるはずの「福祉・こども」区分と「生活保護」区分が 1 つの契約により委託先に委託されている。両区分についてのプロポーザルは、両区分毎に行われている。

しかし、「生活保護」区分についてのプロポーザルに対する審査評価集計表は、下記のとおりであり、全委員の審査評価が 100 点満点中 50 点を下回っており、満足のいく提案内容でなかったことは明らかである。やはり、市民の目から見れば、実質的に「結論先にありき」でワンセットで委託したとの印象を持たれかねない。これでは、業務区分が形骸化し、競争原理も働かない上、委託先選定の妥当性が確保されていないものといわざるを得ない。

基幹系業務システム最適化事業【生活保護区分】審査評価集計表

評価区分	沖縄行政システム
価格審査(20点満点)	0.97
情報技術審査評価(8点満点)	5.83
機能審査評価(60点満点)	30.16
合計((1))(88点満点)	36.96

	委員	沖縄行政システム			
		委員評価((2))(12点満点)	①+②(100点満点)	順位	
提案審査評価	A	8.09	45.05	1位	
	B	7.74	44.70	1位	
	C	7.74	44.70	1位	
	D	8.29	45.25	1位	
	E	7.81	44.77	1位	
	F	7.74	44.70	1位	
	G				欠席
	H	8.77	45.73	1位	

第一位とした委員の数	7

優先交渉権者	第一位とした委員の数
沖縄行政システム	7

③　予定価格調書の妥当性

「福祉／こども、生活保護」の各区分の中でも、運用維持保守等契約とサービス利用契約は法的に別個の契約である。業務内容や料金の定め方も異なる上、現に、契約書も個別に作成されている。

しかるに、予定価格調書は、上記２契約分の合計金額についてのみ作成されている。これでは、現実の契約金額と予定価格との対比が直ちにできない。那覇市契約規則 22 条１項は、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。」と規定しているところ、契約当事者が同じであっても、契約が別途であれば、契約毎に予定価格を定めて調書化すべきものと考えられる。

【指摘】

予定価格調書は、契約毎に委託料の妥当性を検証できるようにするため、契約毎に作成するべきである。

【意見】

①　随意契約によることの理由が不十分である。特に、長期にわたり継続して受注をしている業者や、他の業務についても市から業務委託を受けている業者と

の間で随意契約を締結する場合は、慎重な検討と、随意契約を締結すべき高度の必要性が要求されるといえる。さもなくば、競争入札の方法によるべきである。

② 契約区分を再検討すべきである。本来別区分の契約について、プロポーザルにおいて一方の評価が著しく低いにもかかわらず、安易に、両区分について一括して契約することは避けるべきである。契約区分毎に、委託先の選定を慎重に行うべきである。

№17　那覇市納税催告センター運営業務委託

（1）概要

①　事業の概要

平成 20 年度から、庁舎内に催告センターを設置し、民間の専門オペレーターと管理者を配置し、電話催告システムを活用して、市税の現年度課税分未納者に対して、電話による納付の呼びかけ、納付書の再発行、市税の口座振替依頼書の送付等の業務を行っている。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市納税催告センター運営業務委託契約
契約先	株式会社ベルシステム 24
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 26 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日
委託開始時期	平成 20 年
担当部課	企画財務部納税課
契約額	総額は 55,201,327 円（平成 27 年度は 18,400,442 円）（税込）
予定価格	55,347,000 円（税込）
落札率	99.7%
参加事業者数	5 者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした。
委託理由	民間のアイデアやノウハウを活用するため。 市税現年度課税分の大量に発生するいわゆる「納め忘れ」による滞納の未然防止と、「初期滞納者」へ早期接触することにより迅速な対応を実施し、徴収体制の強化・効率化により自主財源の確保に努める。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

（2）監査の結果

①　委託先の決定方法の妥当性

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号を根拠として、随意契約（プロポーザル方式）の方法が採られているが、業務内容に照らせば、制限付一般競争入札によることも可能であると考えられる。

現に、同一業者に対して約 9 年にわたって継続的に委託することとなっている。

【意見】

① 委託先の選定に際しては、制限付一般競争入札の方法によることを検討されたい。

② 市民の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。

№18　那覇市市民課窓口業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市においては、平成 11 年 1 月に新那覇市行政改革実施計画、平成 14 年 4 月に「那覇市経営改革アクションプラン」、平成 17 年 5 月に「外部委託の推進に関する指針」が策定され、市民課窓口業務委託も具体的な取り組みの方策のひとつとして取り上げられた。市民課においては、平成 23 年 5 月に市民課職員を構成員とした市民課窓口業務委託検討会議を設置し、18 回の会議の結果、25 年度に窓口業務民間委託実施という話し合いがなされ、9 月には市民文化部長へ報告を行った。

平成 24 年 4 月に、市民課窓口業務一部委託準備会を設置し、25 年 2 月、市民課窓口業務の外部委託を開始した。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市市民課窓口業務外部委託契約
契約先	株式会社 PB コミュニケーションズ（代表者） 株式会社沖縄コングレ（構成員）
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 25 年 2 月 12 日～平成 27 年 8 月 31 日
委託開始時期	平成 25 年 2 月 12 日
担当部課	市民文化部ハイサイ市民課
契約額	269,679,528 円（税込）（平成 26 年に 4,357,242 円増額）
予定価格	270,017,800（税込）
落札率	99.9%
参加事業者数	10 者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした。
委託理由	事務の効率化、経費節減のため。 民間の有する多様な専門性や機能性、ノウハウを活かし、質の高い市民サービスの提供と行政コストの節減を図るため。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

（2）監査の結果

①　委託先の決定方法（随意契約、プロポーザル方式）の妥当性

地方自治法施行令167条の2第1項2号を根拠として、随意契約（プロポーザル方式）の方法が採られているが、起案用紙に記載された随意契約理由は、何ら実質的な理由となっていない。

業務内容に照らしても、条件設定次第で競争入札によることは可能であると考えられる。

②　委託期間の妥当性について

委託期間は2.5年間とされている。この理由について担当課に説明を求めたところ、委託先が本件業務のために新たな社員を採用することが理由の一つとして説明された。

しかし、随意契約の方法を採用したうえで、新たな社員の雇用を理由として委託期間を（原則である）単年度から延長するとなれば、今後、当該1者への委託の継続、既得権益化という事態を招来しかねない。新たな社員を雇用したことをもって、複数年契約を締結する根拠とすべきではない。

③　委託料の妥当性について

プロポーザルによる委託先決定後、委託先の提案額そのままで委託契約が締結されるに至っており、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額についての委託先との交渉がなされた形跡もない（落札率も99.9%である。）。

プロポーザル方式においては、当初の提案価格は、入札額ではなく見積額であると考えられる。プロポーザル方式を採用する場合においても、総合評価一般競争入札方式に準じた、透明性、客観性への配慮が必要となることに留意すべきである（総務省「地方公共団体の行うＰＦＩ事業における事業者選定に係る調査報告書」（平成18年6月）、3ページ参照）。

【意見】

①　委託先の選定に際しては、競争入札の方法によることを検討されたい。

②　委託先決定後、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額についての委託先との交渉を行うべきである。

③　委託期間を2.5年間とする合理的理由がない。

№19　那覇市ハイサイ市民課住基システム等入出力業務委託

（1）概要

①　事業の概要

契約期間内に発生する次の業務について処理するものとする。

- 住民基本台帳法に基づく異動届及び通知等による入出力
- 戸籍法に基づく届出及び通知等による入出力
- 国民健康保険関係届出等に基づく入出力
- 朝の準備業務（端末機器の立上げ、入出力等の確認）
- その他住民記録に関する入出力業務

②　委託契約の概要

契約名	那覇市ハイサイ市民課住基システム等入出力業務委託契約
契約先	株式会社那覇データ・センター
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成27年9月1日～平成31年8月31日
委託開始時期	昭和59年
担当部課	市民文化部　ハイサイ市民課
契約額	107,827,200円（税込）
予定価格	107,827,200円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	過去の実績を参考として算定（過去の委託契約額の実績で算定）。
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。 民間事業者による専門知識・技術やノウハウを活用し、業務の安定運用を図ることが市民サービスの向上につながるため。
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項2号

（2）監査の結果

①　業者選定方法の妥当性

本件業務については、昭和59年から同一業者への随意契約による委託が継続している。プロポーザル方式が採用されているが、平成27年度の公募に際しては、1者しか参加がなかった。担当課の説明によれば、理由としては、専

門的技能・知識が必要であること（たとえば戸籍法の知識）や採算が合わないことが挙げられるとのことであった。

しかし、30年以上にわたって同一業者が受託しているというのは異常事態であり、直ちに改善が必要である。

本件業務を遂行するに際しては、特段の資格が必要なわけではないし、また、専門的技能・知識が必要な業務（戸籍法関係など）とそれが不要な業務を分けて別個に委託することも考えられる。したがって、条件設定次第では競争入札の方法も可能であると考えられる。

② 委託料の妥当性

文書上確認できる範囲でも、平成20年度以降、委託料の単価（作業員の人件費）はほとんど変わっていない。随意契約を締結するに先立ち、見積書を2者のみからしか徴取しておらず、さらに、そのうちの1者のみがプロポーザルに参加した結果、その業者の見積金額そのままで契約がなされている（落札率100%）。競争原理が機能しているとはいいがたい状況である。

受託者にとって採算が合いづらい業務とのことではあるが、現状では、長期間にわたって委託料の妥当性の検証が全くなされていない。少なくとも、競争入札を実施して、入札価格の相場を確認する作業は必要であろう。

【指摘】

① 1者による長期の受託が継続しており、直ちに委託方法を見直すべきである。競争入札の方法の可否、委託事業の分割等を検討すべきである。

② 委託料の金額についても、入札を実施して相場価格を確認するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。

【意見】

大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、実際に作業に当たる職員から誓約書を徴取する、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先から徴取する、市の職員が委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。

№20　平成27年度なは市民協働プラザ警備業務委託

（1）概要

①　事業の概要

なは市民協働プラザの建物、敷地、敷地周辺を警備する警備員を毎日24時間、昼勤務・夜間勤務各1名を配置する。また、駐車場整理業務員を12月29日から翌年1月3日までを除く毎日午前8時15分から午後10時15分まで、2名配置する。

②　委託契約の概要

契約名	なは市民協働プラザ警備業務委託契約
契約先	株式会社レキオセキュリティーサービス
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託開始時期	平成27年4月1日
担当部課	市民文化部まちづくり協働推進課
契約額	14,547,600円（税込）
予定価格	15,999,120円（税込）
落札率	90.9%
参加事業者数	36者
予定価格積算方法	過去の実績を参考として算定（過去の委託契約額の実績で算定）。
委託理由	事務の効率化、経費節減のため。 なは市民協働プラザの建物内外の警備及び駐車場整理を行うため。

（2）監査の結果

①　本件業務の委託について

本件業務については、平成15年度から外部委託がなされている。従前は管財課が所管しており、平成26年度以降は、市民文化部まちづくり協働推進課が所管するようになった。

契約予定価格が1,000万円を超える契約であるため、警備業務委託入札参加資格者名簿に登載された業者のうちＡランク業者から入札を募集している（制限付一般競争入札。「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱」別表第1）。

② 警備員資格のチェック**【意見】**

警備業法上、「破産者で復権を得ないもの」は、警備員の欠格事由とされている（同法３条１号）。したがって、現実に本件の警備業務に従事する警備員から、本人作成の誓約書（「破産者で復権を得ないもの」でない旨）を徴取し、欠格事由に該当しないことを確認することが望ましい（現状では確認はなされていない。）。

№21.№22　県道153号線外１線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託

（1）概要

①　事業の概要

「首里平良橋周辺遺跡」の発掘調査である。図面作成・写真撮影・土層観察記録などを行い、遺跡の詳細な記録を作成するものである。

沖縄県南部土木事務所による県道153号線外1線街路改良工事に伴い、事前に当該地に存する「首里平良橋周辺遺跡」の発掘調査を行い、文化財の保護を図ることを目的とする。

②　委託契約の概要

契約名	埋蔵文化財調査業務委託契約
契約先	株式会社アーキジオ　パシフィック支店
契約方法	当初は指名競争入札、その後は随意契約
契約期間	平成27年5月20日～平成27年12月28日（当初） その後契約変更を経て、最終的には平成28年9月30日までとなっている。
委託期間	トータルで約1年4か月
担当部課	市民文化部文化財課
契約額	77,544,000円（税込）（平成27年度当初） 80,725,172円（税込）（平成27年度変更後） 90,239,972円（税込）（平成27年度変更後） 29,343,600円（税込）（平成28年度当初） 45,743,564円（税込）（平成28年度変更後） 47,845,400円（税込）（平成28年度変更後）
予定価格	78,977,000円（平成27年度当初）
落札率	98％（平成27年度当初）
参加事業者数	10者（平成27年度当初）
予定価格積算方法	参考見積書を3者から徴取して算定 （那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）
委託理由	事務の効率化、経費節減のため。
指名競争入札理由	地方自治法施行令167条3号

（2）監査の結果

①　外部委託することの妥当性

沖縄県の方針では、県内の文化財発掘については、県から当該文化財が存在する市町村に委託して、当該市町村に行わせている。当該事業は、もとより専門的技術、知識、経験が必要である上、対象地も那覇市首里に所在する平良橋周辺であり、危険性を伴うことから、外部委託すること自体は妥当であると考えられる。

②　業者選定方法及び委託料等の妥当性**【意見】**

ア　確かに、文化財（遺跡）という性質上、外部委託前の段階で必要な作業の全容が明らかでなく、発掘を進めるにつれて、当初予定していなかった作業が必要となる事態は想定できる。

しかし、当該事業については、平成 27 年度の当初の委託契約後、実際に発掘を進めるにつれて想定外の作業が必要となり、作業量が大幅に増加したため、平成 27 年度に 2 度の契約変更（委託料の大幅な増額）、平成 28 年度に 2 度の契約変更（委託料の大幅な増額）がなされるに至っている。（予算との関係で平成 28 年 3 月までで契約期間を一旦区切ったという事情はあるにせよ）そうすると、当初の指名競争入札がなされた時点とは事情が大きく異なっており、これでは、当該事業を全体としてみれば、競争原理を働かせた上で委託先を選定し、委託料を決定したとはいいがたい状況になっている。

当初の委託契約締結前の段階で、入念な試掘等の調査をすることにより、作業量を予見することができなかったのか、慎重に検証する必要がある。

イ　当初の指名競争入札の理由として、地方自治法施行令 167 条 3 号（一般競争入札に付することが不利と認められるとき）が記載されているが、なぜ「不利」といえるのか、明らかではない。指名競争入札理由としては、むしろ同条 1 号が適しているものと考えられる。

③　変更契約に際しての委託料の計算ミス**【指摘】**

県（南部土木事務所）の特記仕様書においては、「本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする」とされている。

しかるに、平成 28 年度の当初の随意契約時において、上記の請負比率を適用せずに委託料を算出して契約するに至っている（事後的に修正されている。）。

初歩的なミスであることから、複数人によるチェック体制をとるなどして、再発防止を図るべきである。

④　契約方法等の再検討の必要性**【意見】**

上記②のとおり、当初の指名競争入札及び委託契約締結前の段階で、入念な試掘等の調査をすることにより、作業量を予見することができなかったのか、慎重に検証すべきである。

また、指名競争入札理由としては、むしろ同条１号が適しているものと考えられる。

⑤　埋蔵文化財調査における報告書の未刊行問題について**【意見】**

平成 28 年 12 月のマスコミ報道により、那覇市が実施する埋蔵文化財調査において、調査後に刊行する調査報告書 14 件が、専門員の原稿執筆の遅れにより未刊行となっていること、未刊行が常態化しており、印刷物の納品がないにもかかわらず、業者に対し印刷費全額が支払われていたことが明らかとなった。

文化財課の担当者によれば、上記問題が生じた理由としては、発掘調査から資料整理・報告書作成・納品までを１名の職員にて担当し、他の職員による確認を行わなかったこと、課内における支出決裁に際し、納品された報告書の確認がなされなかったことが挙げられる。

今後は、(i)報告書の納品に際し、担当職員以外の職員も立会い、確認する、(ii)支出帳票の作成においては、検収調書とともに印刷物の添付を必須とする、(iii)事務処理マニュアルを作成し、それに即して業務を遂行するなどの対策が有用であると考えられる。**【意見】**

（なお、本件事業（「首里平良橋周辺遺跡」の発掘調査）については、平成 30 年度に報告書を刊行する予定であり、上記の未刊行問題はないとのことであるが、同じ課の問題であることから、今後注意が必要であり、ここに意見として記載することとした。）

№23　那覇市民会館舞台技術業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市民会館における下記の業務を舞台業務専門技術者へ委託している。

記

ア　各催し物の詳細確認を行う打合せ業務

イ　各舞台設備の始業点検業務

ウ　舞台使用時の設備操作等の現場業務

エ　舞台やホールの安全確認業務

オ　日常的な保守点検業務

業務委託の目的は、那覇市民会館に設置されている舞台設備の安全かつ確実な運転操作、使用者（主催者）に対する適切な助言、指導等を行うことにより、会館使用者に質の高い舞台技術を提供することである。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市民会館舞台技術業務委託契約
契約先	有限会社沖縄舞台
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託期間	通算約15年
担当部課	市民文化部　文化振興課
契約額	35,354,880円（税込）
予定価格	35,655,120円
落札率	99.2％
参加事業者数	3者
予定価格積算方法	積算基準によって算定（業務内容を踏まえた前提から那覇市担当部署で積算）。
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。
指名競争入札理由	地方自治法施行令167条2号

（2）監査の結果

①　外部委託することの妥当性

舞台設備の運転操作等、専門的技術と経験が必要であり、かつ、高度の安全性が要求される業務であることから、外部委託することは妥当であると考

えられる。

② 業者選定方法の妥当性

業者の選定に際しては指名競争入札の方法が採られているが、結果的に、約15年にわたり、同一の委託先への委託が継続されている。過去10年の委託先及び委託料は下表のとおりとなっている。

年 度	委託先	委託料
平成18年度	有限会社 沖縄舞台	36,960,000円
平成19年度	〃	35,805,000円
平成20年度	〃	35,805,000円
平成21年度	〃	35,805,000円
平成22年度	〃	35,805,000円
平成23年度	〃	35,805,000円
平成24年度	〃	35,805,000円
平成25年度	〃	35,805,000円
平成26年度	〃	36,828,000円
平成27年度	〃	35,354,880円

この点、決裁文書においては、指名競争入札の方法による理由として、地方自治法施行令167条2号（「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。」）が挙げられている。確かに、当該業務は専門的技術と経験を要するものであるが、果たして、仮に一般競争入札をした場合において入札者が「少数」となるか否かは定かではなく、入札参加資格が厳格に過ぎることも一因である可能性がある。なお、入札参加資格の決定方法について担当課に照会したが、「調査等によるものと思われますが、当時の資料が残っておりません。」との回答であった。

現に、長期にわたり、1者との継続的契約となっていること、落札率も99%となっていることからすれば、競争原理が機能しているとはいいがたい状況で

ある。

現実の入札参加者が３名しかいなかったことにかんがみても、指名競争入札における原則どおり５名以上の指名ができる入札参加資格の設定を検討すべきではなかろうか。

【参照条文】
那覇市契約規則 18 条１項
市長は、指名競争入札に付そうとするときは、別に定める指名基準により、資格を有する者の中からなるべく５人以上指名するものとする。

③　委託料の決定方法の妥当性

那覇市民会館においては、当該契約期間（１年間）のうち、８月と２月の２か月間は、保守点検がなされており、委託先以外の業者に保守点検業務が委託されているとのことである。

しかるに、業者が作成した見積書や、市が作成した「平成 27 年度舞台技術業務委託料算定」書においては、単純に期間を１年間（365 日）として算定されており、上記の２か月分（当然、他の月とは業務内容が大きく異なってくるはずである。）がどのように考慮されているのか、明らかではない。

また、上記②のとおり、１者との継続的契約となっていること、落札率も 99％となっていることからすれば、現実の契約金額が、競争原理により導き出された金額であるといいうるか、疑問が残る。

【意見】

以上のとおりであるから、指名競争入札の入札参加資格について、５名以上の指名ができるようなものにする、見積書について、より多数の業者からより具体的なものを徴取するなど、実質的な競争原理を機能させる方策を検討すべきである。

№24　マチグヮーのにぎわい事業業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市松尾にある牧志公設市場衣料部２階に開設した小劇場「ひやみかちマチグヮー館」を拠点に、周辺通りも利用しながら、次のとおり、ウチナー芝居や琉球伝統芸能、その他集客が見込まれるイベント等を実施する。

平日：体験講座等

休日：ステージイベント（伝統芸能等）

その他：常設展示、屋外での大型イベント（紅白歌合戦・大道芸等）

業務委託の目的は、ひやみかちマチグヮー館を拠点に、平和通りや公設市場周辺等のマチグヮー（市場）において、沖縄伝統芸能・音楽・お笑い等、集客が見込まれる企画を展開し、地元客や観光客を誘致することにより、当該地域に賑わいを創出し、活性化を図ることである。

②　委託契約の概要

契約名	マチグヮーのにぎわい事業業務委託契約
契約先	沖縄広告株式会社
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成27年5月13日～平成28年3月25日
委託期間	今後予定されている平成29年3月までで通算4年（ただし、平成25年度は、なは市場振興会との事業共同体として受託）
担当部課	経済観光部　なはまちなか振興課
契約額	35,562,000円（税込）（平成27年度）
予定価格	35,562,000円
落札率	100％
参加事業者数	2者
予定価格積算方法	参考見積書を2者から徴取して算定 （那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）
委託理由	民間のアイデアやノウハウを活用するため。
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が実施する必要性

元来、当該事業が行われている市営建物は、2階の空きスペースが増えてきたことから、平成23年、2階のテナントを1階に移動させることにより、2階を空け、そこをイベント会場（「ひやみかちマチグヮー館」）として開設し、今日まで継続してきたものである。

しかしながら、昨今の沖縄県における観光客の増加、人口の増加、他のイベント会場の存在等にかんがみると、上記スペースを一般テナントに賃貸するなど、他の用途に使用した方が経済合理性に適う可能性もある。総事業費の8割が国からの交付金（沖縄振興特別推進交付金）で賄われていることを考慮しても、漫然と当該事業を継続することには疑問が残る。

なお、担当課からの回答では、仮に上記イベント会場のスペースを賃貸した場合の予想賃料収入は、月額31万円とのことである（床面積62坪、坪単価5000円で試算）。

②　外部委託することの妥当性

イベント会場という性質上、集客やイベント催行の能力と経験が要求されることから、外部委託すること自体は妥当であると考えられる。

③　業者選定方法の妥当性

確かに、業務の性質上、価格の点のみを重視して委託先を決定するのは妥当でなく、プロポーザル方式を用いること自体は適切だといい得る。

しかし、当該プロポーザルにおける採点基準の中に価格の点が含まれていないことは疑問である。総事業費の8割は国からの交付金で賄われているが、残りの2割は市の財源からの負担であること、外部委託契約における業者選定方法の大原則は一般競争入札であり、競争原理の機能しない随意契約はあくまで例外的場合にのみ認められるものであること（地方自治法施行令167条の2）からすれば、少なくともプロポーザルにおける採点基準の一項目として価格の点を含めるべきである。さもなくば、選定（採点）は極めて主観的なものとなり、事後的に妥当性が検証しがたいものとなってしまう。

実際にも、平成26年度から平成28年度までは、委託先が同一であるうえ、委託金額も、年度順に35,562,000円、35,562,000円、35,000,000円とほぼ同額となっている。また、予定価格を定めるに際しての参考見積書も2者からしか徴取しておらず、うち1者は委託先であり、実質的に予定価格を予想しうる立場にある。さらに、プロポーザルにおける委託先決定後も、参考見積書に記載されたとおりの金額で委託契約が締結されるに至っており、見積金額の根拠

についての実質的検討や、金額についての委託先との交渉がなされた形跡もない。

結果として、委託先が提出した参考見積書の金額（35,562,000円）がプロポーザルの募集要項における提案上限額として設定され、（価格の点が採点基準となっていないため当然であるが）応募業者は、いずれも同上限額でプロポーザルを行い、選定された委託先との間でも同上限額で契約が締結されるに至っている。

以上のとおり、委託料の金額の決定において競争原理が機能していないうえ、契約の都度、委託料の金額の妥当性の検証がなされているか、甚だ疑問が残る。

④　業務の効率性

平成27年度までは、当該イベント会場では3月から5月までの3か月間、イベントが実施されていないとのことである（なお、平成28年度は、4月と5月も実施しているとのことである。）。

担当課からの回答によれば、その理由は、毎年4月と5月はイベントの準備期間であり、3月は実施報告の作成期間である（3月末までイベントを実施すると、3月分の請求を年度支払提出期限である4月中旬に間に合わせることができないおそれがある）ため、とのことであった。しかしながら、かようなブランクは段取り次第でなくすことができるものである。また、現に同一業者が継続して受託していることからすれば、準備期間として2か月も要するとは到底考えられないし、現実に提出されている実施報告書を見ても、作成に半月や1か月も要するようなものではない。当該イベント会場が効率的に利用されていないことは明らかである。

【意見】

以上のとおりであるから、そもそも当該事業を市が実施すること自体を再検討すべきである。一般テナントに賃貸するなど、通年、他の用途に供した場合の経済合理性を検討すべきである。

また、仮に当該事業の実施を継続するとしても、価格の点をプロポーザルにおける採点基準に含める、見積金額の根拠を実質的に検討するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。

№25　外国人観光客受入整備事業委託

（1）概要

①　事業の概要

外国人観光客の急増に対応するため、外国語サポート要員を配置し、観光案内や事業所へのサポートを行い、その結果、外国人観光客の満足度を高め、外国人観光客の受入体制を整備する。

具体的な業務内容は次のとおりである。

・まちなか案内サポート
・店舗・事業所でのサポート
・語学講座の開講
・クルーズ船入港時の案内サポート
・観光マップの増刷
・外国人観光客の動向に対する情報収集及び報告

②　委託契約の概要

契約名	外国人観光客受入整備事業委託契約
契約先	一般社団法人那覇市観光協会
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 21 年度
担当部課	経済観光部　観光課
契約額	29,384,000 円（税込）
予定価格	29,384,000 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定 （那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）。
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。 委託先において、既に事業の基盤が整っており、事業の執行に必要な専門的な技術が蓄積されているため。
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

（2）監査の結果

①　市が本件業務を行う必要性

国からの交付金事業であるが、沖縄県全体が観光立県を目指していることや、近時における外国人観光客の増加に伴う観光産業の多様化及び充実にかんがみれば、近い将来のいずれかの時点で、県との事業の分担や、民間への委譲を検討すべきである。

②　業者選定方法の妥当性

本件業務については、プロポーザルすらなされることなく、平成 21 年度以降、同一の業者への随意契約（1 者随意契約）による委託が継続している。しかし、近時における外国人観光客の増加に伴う観光産業の多様化及び充実にかんがみると、プロポーザル方式によるべきである。

委託先は、副市長及び経済観光部長が役員を兼務する団体であり（ただし、無報酬である。）、他の業者への委託は検討すらされた形跡がなく、「結論先にありき」の委託が継続し、委託先の既得権益となってしまっている。競争原理は一切機能しておらず、市民の目から見て、癒着が疑われる状態である。

この点、随意契約理由書には、「（委託先において）既に事業の基盤が整っており、事業の執行に必要な専門的な技術が蓄積されていることから、あらたに委託先を募ることは合理的でないため、随意契約により継続して事業を行う」とまで記載されているが、他の業者への委託は検討すらしないで、なぜこのようなことがいえるのか、甚だ疑問である。

③　委託料の妥当性

本件業務の委託料は、8 割が国からの交付金（沖縄振興特別推進交付金）によって賄われているが、2 割は市の負担である。

しかるに、随意契約を締結するに際し、参考見積書を委託先 1 者のみからしか徴取しておらず、さらに、同見積金額そのままで契約がなされている（落札率 100%）。同見積金額の妥当性が検討された形跡もない。すなわち、競争原理が一切機能していない。

【指摘】

1 者による既得権益化が顕著であり、直ちに委託方法を見直すべきである。随意契約によるとしても、プロポーザル方式を導入すべきである。

【意見】

①　そもそも本件事業を市が実施すること自体を再検討すべきである（県との分

担や民間への委譲等)。

② 委託料の金額についても、複数の業者から参考見積書を徴取する、見積金額の根拠を実質的に検討する、明確な数値基準を設定するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。

№26　平成27年度犬猫の収容及び処分等に関する業務委託

（1）概要

①　事業の概要

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）に基づき引き取りした犬猫、負傷保護した犬猫の収容、処分を委託する事業である。

②　委託契約の概要

契約名	平成27年度犬猫の収容及び処分等に関する業務委託
契約先	沖縄県
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
担当部課	環境部　環境衛生課
契約額（税込）	12,657,000円
予定価格	12,657,000円
落札率	100％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴収して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約とした理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（1）監査の結果

③　当該事業を市が直接実施する必要性

中核市は狂犬病予防法及び動物愛護管理法で鑑札のない犬等の抑留義務、所有者からの犬猫の引き取り義務が定められており、当該事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

「狂犬病予防法」第21条、第25条において、中核市は抑留所を設置しなければならないと定めらている。那覇市は25年に中核市に移行したものの、適当な建設用地の確保が困難なため現時点において、抑留所は設置されていない。

他の中核市においても、県に委託しているケースが散見される。狂犬病予防法は昭和25年に施行され、施行後7年間で狂犬病は撲滅され国内発症例はない。海外ではいまだ発生しており侵入の脅威はあるものの、中核市に抑留所の設置を義務付けている現行法には疑問が残る。

④　外部委託することの妥当性

県内の抑留施設は、動物愛護管理センター（沖縄県）のみであり、施設設置まで、犬猫の抑留・収容・殺処分・焼却処分の業務を沖縄県に委託することは妥当である。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性

抑留施設は沖縄県しか設置していないため、県と１者随意契約を締結しており、特段指摘事項はない。

№27　平成27年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市公共用水域及び地下水の水質の現状と経年変化を把握することを目的に、水質測定を行う事業を委託するものである。

調査地点は那覇市内河川27地点、海域6地点、地下水1地点、主要水浴場1地点。

②　委託契約の概要

契約名	平成 27 年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務委託
契約先	一般財団法人　沖縄県環境科学センター
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成27年4月20日～平成28年3月31日
担当部課	環境部　環境保全課
契約額（税込）	6,156,000円
予定価格	6,284,947円
落札率	97.9%
参加事業者数	11者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした
委託理由	専門性と分析設備が必要とされるため
指名競争とした理由	地方自治法施行令167条第1項第3号

（1）監査の結果

③　当該事業を市が直接実施する必要性

水質汚濁防止法第15条、同法施行令第10条の規定により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の常時監視は中核市が行う業務と規定されており、当該業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

なお、那覇市では中核市以前から独自に 12 地点の河川については調査を実施している。

④　外部委託することの妥当性

法に規定された物質等の測定には、専門性と分析設備が必要とされるため、当初より委託しており、特段指摘事項なし。

⑤ 業者選定方法（契約方式）の妥当性**【意見、指摘】**

指名競争入札により業者を選定している。

指名業者は5名以上と契約規則にあるが、11社を指名しており問題ない。

指名競争とした理由は、「計量証明業務を適切に履行できる業者を選定するため」となっていたが、資格要件を付した制限付一般競争入札でも可能である。この点に関し、所管課から「参加資格制限を設定することにより、制限付一般競争入札を実施することは可能と判断し、平成29年度入札より実施予定」との回答であった。

制限付一般競争入札を採用されたい。**【意見】**

詳細は、第3章1（7）指名競争入札から制限付一般競争入札への移行参照

なおここ数年の入札結果は下表のとおりである。参加者数は多いが、落札率が高い上に毎年同じ業者が落札しており、競争原理が働いていたのか疑念が残る。この結果のみで談合の可能性を示唆することはできないが、第2章にも記載したとおり、指名競争入札は「誰が入札するか事前に分かっているため談合しやすい」というデメリットもあることから上述したように一般競争入札への移行を検討されたい。

	参加者数	落札者	落札率
25年度	10	沖縄県環境科学センター	97.0
26年度	11	沖縄県環境科学センター	95.3
27年度	11	沖縄県環境科学センター	97.9
28年度	9	沖縄県環境科学センター	96.7

また、指名業者選定に際し、特定の業者を指名業者から外している。外した理由については、「選定条件を満たしているが、平成23年に業務を落札したが契約まで至らなかった経歴があり、指名業者に選定しない」と記載されていた。

地方自治法施行令第167条の4第2項第5号では、正当な理由がなく契約を履行しなかったときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる旨が定められている。

しかし、契約不履行から3年以上経過しており、いつまでも指名業者から外すことは当該施行令に抵触するのではないかとの質問に対し、「3年以上経過し、指名業者から外していた点については、法令に抵触し、不適切であったので、今後はこのようなことが無いように努めたい」との回答であった。

今後は、法令等に抵触することのないよう、法令遵守すべきである。**【指摘】**

⑥　積算方法の妥当性

予算要求時に入手した参考見積書を検討の上、予算額を決定し予算額を予定価格としており、特段指摘事項はない。

⑦　事業評価

環境基準値が設定されている25地点中24地点は環境基準をクリアしているものの、1地点（安里川鳥堀橋地点）は環境基準を超過している。

原因は、地域周辺からの生活排水の流入と考えられる。28年度はこれまでの調査結果に基づき、上記エリアを中心に浄化槽の適正管理の指導、下水道への接続指導を進めており、水質調査の結果は、水質環境の改善に役立っている。

№28　エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務

（1）概要

①　事業の概要

持続可能な循環型社会の構築を目指して、「第 3 次那覇市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民が積極的にごみ問題に参加し、ごみの減量・資源化に取り組むことが出来るように、エコマール那覇プラザ棟を拠点に、下記に掲げる啓発活動を行うことを委託する事業である。

・各種環境講座開催
・施設案内・ツアー
・貸し出し（リユース食器、衣類、環境図書）
・リユース市開催（資源化物として出された衣類の販売）
・再生工房開催（粗大ごみとして出された家具等の販売）
・その他（ごみ処理・減量・環境教育の情報発信・収集。総合学習の受入等）

②　委託契約の概要

契約名	エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託
契約先	アースの会
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（3 年）
委託開始時期	平成 10 年 4 月（通算 18 年）
担当部課	環境部　廃棄物対策課
契約額	27,239,000 円（税込）
予定価格	27,239,000 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 4 条第 4 項において、「市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない」と定められており、啓発事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

経済性、専門性を考慮し、外部委託しており問題なし

③ 業者選定方法の妥当性**【意見】**

啓発事業を行うにあたっては、ごみ問題やごみ処理に関する専門的な知識を有し、先進的かつ効果的な啓発プログラムを提供できる団体を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定しており特段指摘すべき事項はない。

なお、事業開始２年目から同一業者と契約している。委託先は当該事業開始時に環境問題に意識の高い市民を中心に結成された会であるが、他にこのような団体が少ないこと、委託金額も低いことから他者が参入してこないようである。

従来は単年度契約であったが、長期的視野に立った事業が行いにくいことから 27 年度より契約期間を 3 年で委託している。

プロポーザル実施スケジュールは、公募期間 3 月 11 日～18 日、契約締結日 3 月 27 日である。

当初は 26 年度 12 月補正予算で債務負担行為とする予定であったが、スケジュール調整が間に合わず、2 月議会の一般会計予算承認後に手続きを開始したため、タイトなスケジュールとなったようである。

応募者にプレゼンのための時間的余裕を持たせる必要があることから、今後は時間に余裕のあるスケジュールとされたい。**【意見】**。

④ プロポーザル方式の評価基準

実施要領には選定方法について「最優秀者を特定する」と規定し、点数を評価基準としており、特段指摘事項はない。

⑤ 支出負担行為書の決裁時期**【指摘】**

27 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の履行期間の事業の審査及び契約締結を 27 年 3 月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。

契約日 3 月 27 日、支出負担行為書 4 月 1 日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。**【指摘】**。

詳細は、第 3 章 1（4）支出負担行為書の決裁時期参照

⑥　委託業務の成果

２７年度はリユース市（古着の販売）及び再生工房事業の実施見直し等により、販売収入（歳入）が対前年比1.7倍となり、来訪者数も全体で増加しており、一定の効果がみられる。

また、毎年市内の全小学４年生を対象に施設案内を実施するなど積極的に啓発活動を行っており、一定の成果が見られる。

№29　介護保険事業所等の照会・検査等業務委託

（1）概要

①　事業の概要

介護保険事業所等に法令や基準等に沿った事業運営を行わせることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図る。

市が選定した調査対象の介護事業所等を受託者が訪問し、介護保険等に関し適正な運営がなされているかを、書類確認や質問などにより調査し、必要に応じ指導し、その結果を市へ報告する。

②　委託契約の概要

契約名	介護保険事業所等の照会・検査等事務委託
契約先	特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託開始時期	平成26年（通算2年）
担当部課	福祉部　ちゃーがんじゅう課
契約額	7,800,000円（税込）
予定価格	7,800,000円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、事業所は法令や基準に沿った事業運営を行う義務があり、介護給付費の適正化を図るために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために、介護保険法では、介護保険給付に関する照会等事務について「法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるもの（指定市町村事務受託法人）に委託することができる」と規定しており、現在、県内で「指定市町村事務受託法人」は、

受託した事業者のみのであるため、当該事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

業者選定方法の妥当性について検討した結果、特筆すべき事項は検出されなかった。

④　「請求書」の日付

受託者から提出されている「請求書」について、日付が「請求書」で印字されており、「請求書」の日付は「支出命令書」の起票日と同日もしくはそれ以前となっている。

この点については、監査対象となった他の事業においては、「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがあるものが散見される中、当事業は「あるべき取扱い」をしているものと認められる。

⑤　事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて**【意見】**

当市には介護福祉事業の施設は約800、介護福祉サービスは1,200あり、その調査対象は、利用者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所の重点的指導が効率的にできるように、居宅介護支援事業所を優先して選定するほか、委託前に那覇市が実地指導を実施していた地域密着型事業所については、これまでに指導に入ったことのない事業所を優先して選定し、その他の事業所については、指定後ある程度の期間が経っている事業所や以前から苦情のある事業所を優先して選定しており、平成27年度は70件を選定している。当市の限られた財源をもとに市民から求められている様々な必要な行政サービスを提供しなければならないとは言え、本事業の目的達成のためには十分な調査対象数とは言えない。

つまり、介護保険事業所等に法令や基準等に沿った事業運営を行わせることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図るためには、当市で介護福祉事業を行っている事業者の実態を適切に把握する必要がある。

よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。**【意見】**

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３

章１．（１３）を参照。

なお、当事業においては、包括外部監査手続きの担当部署との打ち合わせ以降は、上記の「当事業の効果の検証」という観点から、担当部署は受託者と調整会議を開催している。

№30　地域ふれあいデイサービス事業委託

（1）概要

①　事業の概要

介護保険法に定める地域支援事業に基づいて、高齢者の社会参加促進、閉じこもりを防止し、住み慣れた地域で見守り支援するとともに、介護予防等に関する活動を定期的に行うことで介護への移行を予防し、生活圏域内での生きがいのある生活を支援していくことを目的として実施する事業である。

地域の一般高齢者を対象として、公民館や集会所等の地域の身近な場所で、自治会、民生・児童委員、健康づくり推進委員、ボランティアなどで結成された地域ふれあい運営協議会を中心に、市の委託先から派遣される看護師やレク指導員が一緒になって、血圧測定、健康相談、介護予防体操、歌、踊り、ユンタク等を実施し、介護予防を図る。

②　委託契約の概要

契約名	地域ふれあいデイサービス事業委託契約
契約先	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 17 年（通算 10 年）
担当部課	福祉部　ちゃーがんじゅう課
契約額	64,368,000 円（税込）
予定価格	64,368,000 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、独居老人、老老介護、孤独死などの課題を解決するだけではなく、生活圏域内で健康で生きがいのある生活を支援するために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために運営協議会の設置、事業の計画及び活動ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③ 業者選定方法の妥当性

地域で、運営協議会を設置した上で計画・活動するもので、受託事業者は運営協議会の開設支援やその後の地域との連携、高齢者の支援方法を熟知している必要がある。受託者は、この8年間で64箇所の活動拠点を開設した実績があり、事業の運営に必要な技術・経験を有しており、選定方法は妥当である。

④ 「起案用紙」に記載の「予算額」の訂正について、適切な取扱いをすべきである**【指摘】**

「起案用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後金額を記載しているが、理由や訂正日が不明であるため、訂正した担当者以外の者によって訂正した内容、理由、その時点について適切な確認がなされないことで業務が適切に行われないおそれがある。

当該指摘に対する担当部署からの回答は、「手書き訂正された金額65,475,000円は議会で議決された予算のうち、当該事業に係る予算額であり、印字された予算額64,368,000円は起案前に予定価格作成資料として事業者から徴した見積書に記載の見積額である。起案作成の際に誤って見積額を記入したため、手書きで修正した」とのことである。なお、担当部署としての改善策とは「訂正箇所に訂正した日付を記載する。決裁後の訂正については起案用紙余白を利用し簡易決裁を受ける。」としているが、「起案用紙」については、そもそも契約内容を適切に反映した「起案用紙」を作成することが大前提であり、書き損じた場合においても担当部署からの回答にある手続きを実施するなどして、業務執行に支障のない対応を図るべきである。**【指摘】**

⑤ 事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

当事業の主な広報方法は、担当部署で配布する介護保険便利帳・市民便利帳・ホームページへの掲載、各地域包括支援センター（市内12ヶ所）を通しての広報、那覇市社会福祉協議会（受託先）ホームページ掲載であり、平成27年度の登録者数は4,610人であり、参加延人数は71,209人である。

しかし、当事業の実質的な対象者は、65歳以上の高齢者（平成26年度推計で62,942人）のうち、介護認定を受けておらず、ハイリスクではない「元気高齢者」であり42,484人（68%）である。その全てが当事業のサービス利用を希望している市民であるとは限らないものの、当事業の利用者は10.9%（＝登

録者数 4,610 人÷元気高齢者数 42,484 人）にとどまっている。また、全体の利用者数のうち、男性の割合は 10.5%と男性の利用はかなり低い。そもそも、当事業のサービスを必要とする人が当サービスの存在を知っていなければ、利用することができず、サービスの存在を知っていたとしても、サービスを利用していない「原因」などを把握しなければ、今後、当事業の目的である「生きがいのある生活を支援」することの達成が限定的なものになると思われる。

さらに、(受託者が適正なサービス区分で作成していることを前提とするが)受託者の当事業に関する平成 27 年度の「サービス区分資金収支計算書」では、事業活動収入 60,848,700 円（全額が当事業の受託金収入）に対して、事業活動支出は 63,340,278 円、事業活動資金収支差額は▲2,491,578 円となっていることについは、受託者から提出された資料により把握できているはずであるが、支出超過の「原因」を把握していない。

よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主に上記についての現在の事業目的の達成状況を検証し、未達成となっている「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１３）を参照。

№31　那覇市地域包括支援センター業務委託

（1）概要

①　事業の概要

国において高齢者に対する医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアの構築が求められており、当市においても、より身近な地域単位で高齢者を継続的かつ包括的に支援する必要があることから、その中核機関となる「地域包括支援センター」を市内 12 カ所に委託設置し事業を行っている。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの三職種と認知症地域支援推進員及び事務職を必置し、下記の主な事業のほか多数の事業を実施している。

- 総合相談支援事業
- 介護予防事業、予防給付に関する介護予防ケアマネジメント
- 虐待への対応などを含む権利擁護事業
- 包括的継続的なケアマネジメント（長期継続的な後方支援）

②　委託契約の概要

契約名	那覇市包括的支援事業等業務委託
契約先	特定医療法人葦の会（石嶺） 社会福祉法人ゆうなの会（大名） 医療法人城南会（繁多川） 医療法人社団輔仁会（松川） 医療法人誠和会（識名） 沖縄医療生活協同組合（古波蔵） 医療法人愛和会（おもろまち） 医療法人陽心会（若狭） 医療法人育泉会（松尾） 社会福祉法人おもと会（安里） 医療法人禄寿会（小禄） 社会福祉法人沖縄偕生会（金城）
契約方法	随意契約（プレゼンテーション方式）
契約期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 25 年（通算 3 年）
担当部課	福祉部　ちゃーがんじゅう課
契約額（変更前）	168,000,000 円（税込）［1 先あたり 14,000,000 円（税込）］

予定価格	168,000,000円
落札率	100％
参加事業者数	15者（プレゼンテーション参加事業者）
予定価格積算方法	参考見積書を１者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の２第１項第２号

（２）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、国によって義務付けられた制度であり、高齢化社会の元で生じてくる独居老人、孤独死、老老介護だけではなく、同居する家族からの虐待などの課題を解決するために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために必要な人的資源、設備の確保ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

「地域包括支援センター運営などに関する考え方」、「職員について」、「施設の整備について」などの項目として審査するプレゼンテーションにより業者選定している。

なお、15者が応募し、プレゼンテーション審査は応募者につき１回行うものとし、複数圏域の応募がある場合は一度に複数圏域分の審査を行い、各圏域の応募者が１者のみの場合はプレゼンテーション審査を実施せず、提案書による書類審査のみを行っており、業者選定方法は妥当である。

④　「請求書」の日付の取り扱いについて、見直しを検討されたい**【意見】**

今回監査対象となった受託者１２者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡がそれぞれ別の事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。担当部署の回答は、「ご指摘のとおり、事務処理の上の都合で日付を空けていただくことは委託先への負担になるため適当ではないと認識しております。そのよう

な原因として、検収に時間を掛けすぎていないか、業務過多による影響があるかを課内で検討したいと思います。」とのことである。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

⑤　事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

那覇市の今後の人口推計と高齢者割合の推計値は下図のとおりであり、高齢者率は徐々に上昇する状況である。

	実績値	計画値(第６期計画期間)			計画値(参考推計値)	
	H26 年度	H27	H28	H29	H32	H37
総人口	322,717	323,325	323,826	324,190	324,191	321,055
0～39 歳	149,086	147,132	145,379	143,624	138,867	129,942
40～64 歳	110,689	110,694	110,546	110,474	110,256	110,910
65 歳以上	62,942	65,499	67,901	70,092	75,068	80,203
65～74 歳	30,105	31,726	33,087	34,399	38,593	38,860
75 歳以上	32,837	33,773	34,814	35,693	36,475	41,343
高齢者率	19.5%	20.3%	21.0%	21.6%	23.2%	25.0%

当事業の目的の達成度に対する担当部署の回答は「毎年度の実績報告により、各地域包括支援センターが、市の示した年度指標（教室の実施回数や市民対応など）を確実に実施できていることを確認しております。さらに、各センターは年度当初に年間計画を提示いたしますが、どの地域包括支援センターも地域の実態を十分に把握分析できていると考えております。以上のことより、サービスが低い地域包括支援センターは無く、委託事業としてほぼ達成できていると思っております」とのことであった。

しかし、その一方で、当事業により委託設置された地域包括支援センターの職員の定着率が良いのは 12 先中 40%ほどであり、あまり良いものと言えない状況であり、定着率が低いという「課題」の「原因」として担当部署からの回答は「想定人件費を積算して委託料を契約しておりますが、受託法人ごとに給与体系は異なり、なかには市側の想定人件費より賃金が低い法人があります」、「地域包括支援センター内の人間関係による離職もあります」、「地域包括支援センターの業務が多い現状があります」とのことである。

当事業のように、主に人の手によって提供されるサービスの場合、そのサービス提供者の職員の定着率が低い場合、今後も引き続き、適切なサービスが提供されないおそれがある。

よって、当事業の目的及び必要性を踏まえて、主に上記についての現在の事

業目的の達成状況を検証し、職員の定着率が低い「原因」についてさらに掘り下げて、受託者と必要な対応を協議し、段階的な解決のための具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１.（１３）を参照。

№32　那覇市リフト付バス運行事業委託

（1）概要

①　事業の概要

身体障がい等のため移動することが困難な障がい者の生活圏を拡大し、社会福祉の増進を図る。

平成２年から実施しており、福祉車両２台で利用料は無料で運行。

対象は、市内在住で原則として身体障害者手帳の交付を受けている 65 歳未満の方。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市リフト付バス運行事業委託
契約先	社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年４月１日～平成 28 年３月 31 日
委託開始時期	平成２年（通算 26 年）
担当部課	福祉部障がい福祉課
契約額（変更前）	11,284,000 円（税込）
契約額（変更後）	9,394,416 円（税込）
予定価格	11,284,000 円
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を１者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の２第１項第２号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

当市の市民の社会福祉の増進を図ることを目的として、障がいを持つ市民に対する病院、買い物などの移動サービスを提供することについて、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために「リフト付きバス」を所有し、運行業務ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

平成２年から社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に随意契約しているが、障がい者福祉増進を図ることを目的とした各事業に積極的に取り組んでおり、当市が求める水準の福祉車両を所有している事業者が他におらず、これまでも本事業についても良好な運営実績を重ねているため、事業目的を効果的に達成するためにという当受託者を選定した理由は妥当である。

④　サービスの不足感**【意見】**

利用者の延べ人数の直近３期間の推移は以下のとおりである。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
延べ人数（人）	2,549	2,644	2,513

利用者からの事前予約受付で断る場合があるため、上記の利用者の延べ人数に含まれない利用希望者がいる。担当部署は、サービスの不足感があることは感じているが、どの程度、予約受付を断っているかの実態を把握していない。

当事業の目的及び必要性を踏まえて、委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数などを把握し、上記の「サービスの不足」という「課題」の「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。**【意見】**

⑤　契約額変更の見直しについて「予算額執行伺書」に変更となった理由を記載されたい**【意見】**

H27 年度は契約額を当初 11,284,000 円から 9,394,416 円に変更している。これは、受託者が当サービスに利用するために所有しているバスが老朽化しているため、H27 年度で買い替えを見込んでいたが、買い替えできなかったことによる減額である。

しかし、「予算執行伺書」には「第２回目の支払いを実績に基づき精算する。」との記載があるのみで、上記の理由が記載されていない。

よって、決定された「契約額」を変更する場合には、変更となった理由について明記することが望ましい。**【意見】**

⑥　事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

当事業の「予算額」は、直近３期間の受託者の「見積額」を踏まえて決定しており、約 10 百万円となっている。しかし、上記⑤のとおり、買い替えができなかった平成 27 年度の実績の金額での事業継続が可能かどうかについての

担当部署の回答は「平成 27 年度は、受託者が買い替え予定であった車両のリース料を捻出するために人件費を削減し算出した額であり、結果として買い替えできなかったため、平成 27 年度の実績は 9,394 千円となっている。しかし、買い替え車両のリース料を考慮しなければ、実質的には従前と同水準の人件費が必要であり、平成 27 年度実績の金額での事業は厳しいものとなる」とのことである。

那覇市作成の「歳出予算内示書（当初予算）」　（単位：千円）

区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度
見積額	11,014	11,441	11,284
予算額	11,014	11,441	11,284
査定額	11,014	11,329	11,284
決算額	10,731	11,329	9,394

那覇市社会福祉協議会作成の「決算書」　（単位：円）

区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度
収入額	11,013,450	11,328,000	11,284,000
支出額	10,730,895	11,328,000	9,394,416
返納額	282,555	0	1,325,584

外部監査で把握できる限られた情報からはどの水準が適切な契約額であるかを検討できないほど、「予算額」の策定の手続き、「予算額」と「決算額」の差異についての「検証」が十分になされていない。

今後は、「予算額」を策定するために必要な情報を過去の実績を「検証」することで把握し、適切な「予算額」を策定することが望ましい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１３）を参照。

№33　那覇市安心生活創造推進事業業務委託

（1）概要

①　事業の概要

住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できるよう孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会とつながりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守り、ちょっとした困りごとなどの基本的な生活支援などの地域基盤整備を行う。

具体的な柱は、①地域の福祉ニーズを把握するために必要な事業、②地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要な事業、③地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業である。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市安心生活創造推進事業業務委託
契約先	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成26年5月1日～平成31年3月31日
委託開始時期	平成26年度（通算2年）
担当部課	福祉部　福祉政策課地域福祉グループ
契約額（変更前）	89,164,000円（税抜）
契約額（変更後）	111,399,000円（税抜）
予定価格	89,164,000円（税抜）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）①に記載の目的の達成を通して、引きこもり、独居老人、老老介護、孤独死などの那覇市が抱える社会課題を解決するために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために、社会福祉活動を行っており、地域の自治会、

民生委員との連携もできる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

プロポーザルによる公募を行い、那覇市安心生活創造推進事業一部業務委託事業者選定委員会による検討の結果、決定された受託候補者と委託契約を締結しており選定方法は妥当である。

④　「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

受託者から提出された「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

⑤　事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

当事業の対象となる市民は、介護が必要な者、65歳以上の者の内、見守る必要がない方（施設入所者、家族と同居、単身者ではない）を除いた市民であり、当事業の目的達成のため、地域の自治会が中心となって「地域見守り隊」を30結成（平成28年９月９日現在）するほか、「四者意見交換会」を年３回開催することで、現状把握と「課題」を共有し、改善に努めている。

しかし、「委託仕様書」の「4. 委託業務内容」に「抜け漏れのない実態把握業務」、「抜け漏れのない支援実施業務」とあるように、事業目的達成のために活発な議論によって、以下の「課題」について認識しているが、解決できていない状況である。

「地域見守り隊で支援対象者を「見つける」ということが一番厳しい」
「個人情報保護の壁が立ちはだかり、自治会に名簿を提供されないのが不満」
「自治会のない空白地域の対応」
「地域コーディネーターの人材育成が不足している」

当事業の目的を達成するために「適切なスキルを持った地域コーディネーター」の人材確保、人材育成などに現在の水準を超える多くの財源が必要となるため、上記の「課題」を解消するためには、「課題」を生じさせている「原因」について、さらに踏み込んだ「抜け漏れのない実態把握」を行い、その中から

「真の原因」を把握し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づく予算策定につなげることが望ましい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１３）を参照。

№34　那覇市学習支援事業業務委託

（1）概要

①　事業の概要

様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮状態の中学生を対象に、安心して過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。学習の遅れだけではなく、学習の方法がわからない、将来の目標などを持てない児童に対し、相談・面談などを通して、自立に向けた意欲喚起や学習意欲などの向上を図るとともに、学習態度の改善を図るための支援に努め、できるだけ本人が希望する高校に進学できるように支援することを目的とする。

生活困窮状態にある中学生約 90 人に対して、アセスメントを行って総合的な状況を把握し、個別の状況に応じた目標などを作成して、個々の学習レベルに合わせた個別学習支援やカウンセリング、意欲喚起、キャリア教育等を実施する。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市学習支援事業委託
契約先	特定非営利活動法人エンカレッジ
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 26 年（通算 2 年）
担当部課	福祉部　保護管理課
契約額（変更前）	18,466,455 円（税込）
契約額（変更後）	18,378,929 円（税込）
予定価格	18,466,455 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、子どもの貧困という「課題」を解決し、通常の公立学校では対応が難しい生活困窮状態にある児童、意欲が持てない児童に対して、当市の財源を活用する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するためには、様々な課題・問題を抱えている児童・家庭に対しては、落ち着ける居場所としての機能や、一人一人の見守りや個々の学習レベルに応じた学習支援などの機能が求められるほか、生活保護世帯及び生活困窮世帯の特殊事情を理解し、必要に応じて児童自立支援員などと連携を図るなど総合的かつ専門的な企画力や知識・遂行力が要求されるため、事業者に外部委託することは妥当である。

③ 業者選定方法の妥当性

本事業の趣旨を全うし、さらなる充実を図るためには運営方法等の蓄積、事業展開能力の活用が認められ、一定期間の継続性が求められる。それだけではなく、事業者が変わることは、ようやく児童達と築いた信頼関係や落ち着ける居場所作りなどをゼロからやり直すことになり、精神的に不安定で感情的になりやすくデリケートな時期である児童への負担が大きい。以上より、業者選定法として競争入札はなじまず、随意契約を採用したことは妥当である。

④ 「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

概算払の契約のため、受託者から毎月提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１.（１２）を参照。を参照。

⑤ 概算払の場合の「予算執行伺書」の取り扱いについて、見直しを検討されたい**【意見】**

概算払の支払いの「請求書」、「支出命令書」とは別に、「予算執行伺書」が作成されており、件名「那覇市学習支援事業委託料の精算について（1回目）」の（　）書きが各支払いの回数で記載が違っているのみであるが、「起案日」、「決裁日」は全て「平成28年3月31日」となっている。

契約締結前の「起案用紙」に記載された概算理由として「概算払をしなければ人件費や物件費等の支払いが困難となり業務運営に支障をきたす」としており、受託者と締結した業務委託契約書の第4条第4項に「甲（那覇市）は、前項の委託料について、乙（那覇市社会福祉協議会）の請求に基づき、その金額

の９割を限度として年12回の概算払いおよび精算払いにより委託料を支払うことができる」としているため、上記の「予算執行伺い書」の作成意義が乏しい。形式だけを整えるための時間を削減し、当市が抱える様々な課題解決のための「検証」に時間をかけることが望ましい。

№35　特定健康診査委託契約

（1）概要

①　事業の概要

高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条に基づき、特定健診は、生活習慣病予防対策として、メタボリックシンドロームに焦点を当て、平成 20 年度から国民健康保険の保険者である当市に義務付けられた制度であり、特定健診により自らの健康度を知り、健診結果から特定保健指導を行うことで、生活習慣病の発症・重症化の防止につなげ、医療費の適正化を図ることを目的としている。

40 歳から 74 歳の国保被保険者を対象に特定健康診査を実施しており、市民の受診機会確保のため、県内いずれの医療機関においても受診ができる環境を整えている。

②　委託契約の概要

契約名	特定健康診査委託契約
契約先	一般社団法人沖縄県医師会（集合契約）
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	平成 20 年（通算 8 年）
担当部課	健康部　特定健診課
予定価格	単価契約のため各項目について予定単価を設定
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	沖縄県国民健康保険団体連合会が作成した契約書に記載の単価を確認後、決定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、義務付けられた制度であり、医療費の適正化を図るために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために受診行為ができる医療機関に外部委託をす

ることは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

受診機会の確保のため、県内のどの医療機関においても受診できる仕組みとして、県内の全市町村国保と医師国保組合が代表保険者を立て、そこを窓口に集合契約を行うことは妥当である。

④　事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

どの市町村においても受診率が十分ではないため、後期高齢者支援金の加算・減算制度も設けられており、当市における予算の執行割合は毎年80%前後である。

区分	当初予算	決算	執行割合
年度	①	②	②÷①
H24	185	147	79%
H25	172	143	83%
H26	174	139	80%
H27	168	136	81%

よって、担当部署では「生活習慣病の発症・重症化の防止につなげ、医療費の適正化」を実現するために、受診率向上のための取り組みとして「特定健診に関するアンケート調査」などを行っている。

受診率が約4割で止まっている主な原因について、健診対象者向けのアンケートから把握した主な未受診の理由は、「仕事などで忙しい、面倒である」、「定期的に通院中しているため」などがあげられている。

一方で、担当部署としては、「医療機関側で特定健診と通常診療を同日に実施する場合、初診料や再診料は特定健診に含まれ、通常診療分では算定されないため、医療機関側が特定健診受診勧奨に積極的になれないのではないか」としている。

さらに、担当部署からの回答によれば、その他の原因として「那覇市については、市内だけでも約120箇所あまりの健診実施機関（医療機関）があり、対象の市民からすれば、体調がよくない時にはいつでも医療にかかれる環境にあるため、わざわざ健診を受ける必要性を感じないといった健康意識の低い市民がみられること、一方、国保加入者は自営業者や無職の方、会社を退職後に加入するといったように、比較的低所得者が多く、健診受診後の治療費などの経

済的負担を懸念して、健診が無料で受けられるにも関わらず、健診受診を控える、あるいは保険税を滞納して手元に保険証（特定健診受診券付き）がないため受けないといった市民も少なからずいることが想定される」とのことである。

「生活習慣病の発症・重症化の防止につなげ、医療費の適正化」による財政安定の実現に向け、受診率のさらなる向上のため取組みを検討されたい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１３）を参照。

№36　４種混合ワクチン個別予防接種委託

（１）概要

①　事業の概要

予防接種法に基づき、様々な感染症の蔓延等を予防するため、各種予防接種を実施し、市民の健康増進を図る。当事業としての具体的内容は、結核、麻しん、風しん、ポリオ、インフルエンザなどの各感染症を予防するためのワクチン接種事業であり、その中でも４種混合ワクチンは、生後３ヶ月から７歳半未満までに４回接種する。

②　委託契約の概要

契約名	予防接種業務委託
契約先	一般社団法人那覇市医師会（集合契約の代表） 個別医療機関（個別契約）
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
担当部課	健康部　健康増進課
契約額	959,742,000円（税込）
予定価格	単価契約
参加事業者数	44者（医師会1者、個別医療機関43者）
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（２）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、法律により義務付けられた制度であり、様々な感染症の蔓延を予防することで医療費の適正化を図るだけではなく、市民の経済活動の停滞を予防するためにも、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために適切な医療行為ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

接種対象者及び保護者の接種機会の確保と利便性を図る観点から、可能な限り数多くの市内及び市外近隣の医療機関において接種できる体制が必要であり、競争入札で医療機関を特定することは、上記①の目的達成には合理的ではないため、医師会との集合契約、個別医療機関とは個別契約でそれぞれ随意契約していることは妥当である。

④　事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

当市における予算の執行割合は約80%前後である。

4種混合ワクチン個別予防接種委託料の推移（単位：百万円）

区分		H25年度	H26年度	H27年度
当初見積額	①	573	981	1,004
当初査定後	②	573	856	960
決算額	③	463	852	832

査定後／見積額	②／①	100%	87%	96%
執行割合1	③／①	81%	87%	83%
執行割合2	③／②	81%	99%	87%

予防接種率を向上させる取り組みとして、BCGについては生後10か月の未接種者へ接種勧奨ハガキを送付し、MR2期の未接種者へ接種勧奨ハガキを送付するなどしている。なお、平成27年度の未接種者への接種勧奨ハガキ送付件数及び効果については、BCGは送付件数587人に対して、送付後の接種済者数264人（45%）、MR2期は送付件数1,198人に対して、送付後の接種済者数：674人（56.3%）と一定の効果をあげている。

その他には、地域保健課の「母子保健地域活動事業」と連携して、母子保健事業の周知・啓発を通して地域の人々とともに母子保健の向上を図ることを目的としてボランティアの母子保健推進員を養成し、乳児健診が未受診となっている家庭を訪問の際、予防接種についても、周知及び接種勧奨を行っている。

予防接種率を向上させてきているものの、担当部署としても「4種混合は目標の95%を達成しているが、特に、感染力が強い麻疹・風疹を予防するMRワクチンの目標達成が課題であるにもかかわらず、未だ目標を達成することができず、周知や接種勧奨が不十分という」認識であるため、受託者と連携しながら予防接接種率を向上させる取組みを検討されたい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１３）を参照。

№37　妊婦健康診査

（1）概要

①　事業の概要

母子保健法第 13 条に基づき、全妊婦に対し健康診査を行うことにより、異常を早期に発見するとともに、適切な治療や対策を講じ、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図る。また、妊婦の健診に係る費用を公費で負担し、経済的な負担軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する事を目的としている。

那覇市に住所を有する妊婦からの妊娠届け出により、親子健康手帳とともに妊婦健診受診票を交付している。妊婦は、那覇市が委託契約を結んだ医療機関を受診する際に妊婦健診受診票を医療機関に提出し、医療機関は受診票をもとに健診費用について国保連合会を通して那覇市に請求する。那覇市は、健診費用と事務委託料を国保連合会へ支払い、国保連合会から各医療機関に健診費用が支払われる。

②　委託契約の概要

契約名	妊婦健康診査事業委託契約
契約先	沖縄県医師会、他 9 医療期間
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	15 年超
担当部課	健康部　地域保健課
予定価格	単価契約のため各項目について予約単価を設定
落札率	100％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、法律により義務付けられた制度であり、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図るとともに経済的な負担軽減を図るために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために、適切な健康診査実施できる設備とスタッフを確保している事業者に外部委託することは妥当である。

③ 業者選定方法の妥当性

適切な健康診査を実施できる設備とスタッフを確保している事業者として、沖縄県医師会だけではなく、沖縄県医師会に加入していないが高度な医療を提供できる国公立病院及び総合病院、診療所等とも随意契約している理由は、那覇市在住の妊婦であっても、他市町村の医療機関をかかりつけ医にしていることも多く、また里帰り分娩を希望する妊婦のためにも、県内どこの産婦人科医でも健康診査を受診できることが求められているためであり、その理由は妥当である。

④ 「起案用紙」に記載の「予算額」の訂正について、適切な取扱いを行うべきである**【指摘】**

「起案用紙」の予算額について印字された金額を二重線で抹消し訂正後金額を記載し訂正印を押印している。訂正理由は、「沖縄県医師会、他国公立病院９医療機関との契約の起案であったが、委託料の予算総額となっていたため、国民健康保険団体連合会への事務手数料を除いた額へ訂正した」とのことであり、那覇市会計規則第７条並びに第 11 条に準じて、朱書２線引き、証印して正書した」とのことであるが、理由や訂正日が不明である。

当該指摘に対して、担当部署の回答は「訂正箇所が出ないよう職員へ注意喚起するとともに、訂正が必要になった場合は、可能な限り、起案文書を作り直すこととしたい」としているとおり、そもそも契約内容を適切に反映した「起案用紙」を作成することが大前提であり、決裁前の場合は再度作成し、決裁後の場合は変更内容、変更理由などを明記して、変更についての決裁を受けるべきである。**【指摘】**

⑤ 事業の目的達成に向けたさらなる取り組みについて、検討されたい**【意見】**

妊婦及び胎児の健康の保持増進を図るだけではなく、妊婦の健診に係る費用を公費で負担し、経済的な負担軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産ができる体制の確保を達成するために、担当部署としては受診率向上に向けて、薬局へのポスター掲示、市民の友、市ホームページなどでの広報、届出窓口での保健師または助産師による妊婦健診の情報提供・相談、地区保健師と医療機関などの関係機関との連携による個別支援、産婦人科看護職との連携会議（概ね年１回）を行ってきている。

しかし、窓口での相談の中で、地区保健師が妊婦健診受診の状況確認についての支援を行っているが十分ではない他、妊婦健診の受診情報について、受診後２ヶ月から３ヶ月に委託先の国民健康保険団体連合会から市に報告されるが、妊婦健診の対象者リストがなく、親子健康手帳情報との照合もシステム化できていないため、当事業の対象となる妊婦の把握及び未受診者の把握が難しい状況である。

受診率のさらなる向上のために、まずは当事業の対象となる妊婦の人数、そのうち、受診していない妊婦の人数などの「実態」を把握するだけではなく、受診率が十分ではない原因を検証されたい。その際には、親子健康手帳情報と妊婦検診受診情報とのシステム上の照合を取り入れることによる効率化を図ることも合わせて検討されたい。**【意見】**

なお、この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１３）を参照。

№38　乳幼児健康支援一時預かり事業委託料（安謝小児クリニック）
№39　乳幼児健康支援一時預かり事業委託料（こくらクリニック）

（1）概要

①　事業の概要

保護者が就労している場合などにおいて、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

②　委託契約の概要

契約名	乳幼児健康支援一時預かり事業
契約先	安謝小児クリニック こくらクリニック
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委託開始時期	15 年超
担当部課	こどもみらい部　こどもみらい課
契約額	安謝小児クリニック：16,263,000 円（税込） こくらクリニック　　：10,221,000 円（税込）
予定価格	安謝小児クリニック：16,263,000 円（税込） こくらクリニック　　：10,221,000 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、昨今、女性の就労を推進されていることもあり、共働き、シングルマザーなどで安心した子育てを望む市民ニーズに対するサービスであり、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために、事業の趣旨を十分に理解して、適切な対応

ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

那覇市の実施要項が定める施設要件を満たしている診療所・保育室を整備している医療機関は他になく、当事業の趣旨を十分に理解している実績のある事業者であり、選定方法は妥当である。

④　「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

今回監査対象となった受託者 2 者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡がそれぞれ別の事業者であるはずの両者の請求書の日付が酷似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

⑤　利用者人数に基づく契約額と、実績に基づく精算について、見直しを検討されたい**【意見】**

当事業は国の「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」に基づいて実施されており、契約額については、前期の利用人数の実績を踏まえて、要綱の別表に基づいて算定される。

安謝小児クリニックの平成 27 年度の契約額は 16,263,000 円であり、これは要綱の別表の「基本分：2,417,000 円」と「加算分：利用人数が「1,200 人以上 1,400 人未満」の 13,846,000 円」で算定されたものとなっている。安謝小児クリニックの平成 27 年度の利用人数実績は 1,528 人であり、その場合の加算分は 15,860,000 円であり、2,014,000 円の差が生じている。この点について、現在、最終月の利用実績見込みなどによる精算はできないとのことである。

しかし、上記「①当該事業を市が直接実施する必要性」のとおりその目的を達成するためには、通常業務を適切に対応しながら、それに加えて当事業を対応できる受託者の当事業の趣旨に対する十分な理解と、当市と受託者との信頼関係がなければ、当事業を継続することは困難になるおそれがある。

よって、形式だけで判断するのではなく、「実態」を十分に把握して、「検証」し、次の予算策定につなげることが望ましい。また、本件のように国の要綱などのルールに従わなければならない場合であっても、国の所管部署に現場の声を届け、実態に合うようなルール変更を要望されたい。**【意見】**

⑥　利用人数に基づいて契約額が決定されるルールの「見積書」について、見直しを検討されたい**【意見】**

上記⑤のとおり、本件のように国などのルールに基づいて、利用人数などで契約額が決定される事業の契約締結について、受託者からの「見積書」を提出してもらう必要性について十分に検討して、「見積書」の提出を不要にしても事業の実施に実質的な支障がないのであれば、受理受託者にとっての「見積書」の作成、提出の負担、当市にとっての「見積書」の受理、内容確認などの業務負担を軽減することが望ましい。**【意見】**

№40.№58　御細工所跡緊急発掘調査事業委託

（1）概要

①　事業の概要

琉球王府時代の工芸品を製作していたと考えられる「御細工所」跡の発掘調査を委託する事業である。

首里城公園に隣接する首里城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えのため試掘調査したところ埋蔵物が出てきたため、緊急発掘調査を行うことになった。

②　委託契約の概要

契約名	御細工所跡緊急発掘調査事業委託
契約先	株式会社島田組沖縄支店
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成 27 年 7 月 21 日～平成 28 年 1 月 15 日（当初） 平成 27 年 7 月 21 日～平成 28 年 1 月 29 日（変更後）
担当部課	市民文化部　文化財課
契約額（税込）	50,760,000 円（当初） 52,945,750 円（変更後）
予定価格（税込）	52,920,000 円（当初） 55,198,800 円（変更後）
最低制限価格	42,336,000 円（予定価格の 80%、事後公表）
落札率	95.9%
参加事業者数	10 者
予定価格積算方法	参考見積書を 2 者以上から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
指名競争とした理由	地方自治法施行令 167 条第 1 項第 3 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

埋蔵文化財の発掘・調査業務は、文化財保護法第 3 条において「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と規定されており、当該業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

専門的知識が必要なため、当初より委託しており、特段指摘事項はない。

③ 業者選定方法（契約方式）の妥当性**【意見】**

「発掘調査業務では、専門的な技術や経験が求められることから、「埋蔵文化財発掘調査の民間発掘調査関係組織への外部委託にあたっての基本方針（平成25年6月副市長決裁）」に定める要件を満たす業者に委託する必要があったため」指名競争入札を行ったとのことである。

当該基本方針に定める要件を一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。**【意見】**

詳細は、第3章1（7）指名競争入札から制限付一般競争入札への移行参照。

なお、今回は条件を満たす全業者（10者）が指名を受け、すべての業者が参加しており競争に参加できないといった弊害はなかった。

④ 積算方法の妥当性

参考見積りを3社から徴取し、内容を検討の上、最低見積り額を予定価格としており、特段指摘事項はない。

⑤ 契約変更の妥当性

遺跡の保存方法には、以下の方法がある。

記録保存：埋蔵物を取り出し、遺構は写真等で記録後取り壊す方法

現地保存：その上に建物等は建築せず、そのまま保存する方法

（遺構は埋め戻して保存し地上にレプリカ等を展示）

移設保存：遺跡を他の場所に移設し保存する方法

当初、記録保存する計画であったが、一部現地保存が可能になったため、そのための作業を追加で委託したことによる契約額、契約期間延長であり、特段指摘事項はない。

№41　平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託

（1）概要

①　事業の概要

昭和31年から平成18年までの建築物にはアスベストを建材として使用しているものがある。経年劣化や損傷などにより飛散し、建物利用者の健康被害につながるおそれがあることから、適切な飛散防止対策を講じる必要があるが、該当建築物の把握が十分にされていない。そのため、使用実態を把握する必要性から、「住宅・建築物アスベスト改修事業」が国の補助金事業として始まり、那覇市も当該事業を行うこととした（事業期間は26年度～29年度）。

26年度は対象となる建築物の把握を行い、該当建築物106,000件を抽出した。

27年度は、建築物の位置情報を正確に把握するため、「那覇市建築物アスベストデータベース」を用いて地図情報システムから建築物の位置（座標・住居表示・地名地番等）を特定し、当該データベースに情報を付加する事業を行った。

28年度、29年度は所有者の割り出しや現地調査を行う予定である。

②　委託契約の概要

契約名	平成27年度アスベストデータベース位置特定業務委託
契約先	株式会社パスコ
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成27年8月12日～平成28年2月29日
担当部課	都市計画部　建築指導課
契約額（税込）	19,500,480円
予定価格	24,375,600円
落札率	80.0％
参加事業者数	５者
予定価格積算方法	積算基準（積算に際し参考見積書使用）
委託理由	一時的・大量の業務のため

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記のとおり、国の補助金事業として実施しており那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

専門的知識必要なため、当初より委託しており、特段指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性

一般競争入札にあたり、最低制限価格を設定したうえで予定価格を事前公表している。最低制限価格は予定価格の6/10から8/10の範囲で設定し、開札後公表している。

1回目は入札額がいずれも最低制限価格未満のため入札不調に終わったが、再度入札を実施し落札者が決定されており、特段指摘事項はない。

④　予定価格の事前公表**【意見】**

上記のとおり、入札にあたり、予定価格を事前公表している。

事前公表した理由については、「予定価格を事前に関係職員等から聞き出して、公正を害しようとする等の不正な行為を未然に防止するため、那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領第5条第2項により入札執行前に公表するものとして定められていることから、当該事務取扱要領の趣旨に鑑み、当該業務においても予定価格を公表することといたしました」との回答であった。

建設工事等に関しては、上記取扱要領により予定価格は事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。

「第3章　1．総論（8）予定価格の事前公表」に記載のとおり、予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合があるが、今回は最低制限価格を設定しており落札率は高止まりしていないが、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。**【意見】**

「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」には最低制限価格の設定方法（範囲）、その範囲の上限下限も規定されている。今回の入札では予定価格のほか、最低制限価格を設定する旨も公告されているため、すべての入札者が予定価格の6/10から8/10の範囲で入札することになり、積算能力の低い業者が応札することが可能であり、予定価格を事前公表したことによる弊害が生じるおそれがあり、事前公表のあり方について検討されたい。**【意見】**

⑤　積算方法の妥当性

積算基準により積算しているが、一部の採用単価は3社からの参考見積書の最安値を採用しており、積算方法に特段指摘事項はない。

⑥　事業の成果

現在も進行中の事業のため成果評価は行われていないが、他部署でも情報共有し有効利用見込め、当該事業は一定の成果が認められる。

№42　平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託

（1）概要

①　事業の概要

首里地区（龍潭通り）及び壺屋地区（やちむん通り）において、那覇市にふさわしい景観形成を推進するための基礎調査を行い、ヴァーチャルリアリティ技術等により、地域住民等と通りの景観に対するイメージの共有を図り、屋外広告物の誘導基準案の作成を委託する事業である。

②　委託契約の概要

契約名	平成27年度那覇市景観形成行動計画推進業務委託
契約先	株式会社国建
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成27年10月13日～平成28年3月31日
担当部課	都市計画部　都市計画課
契約額（税込）	9,288,000円
予定価格	9,508,320円
落札率	97.6%
参加事業者数	10者
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
指名競争とした理由	地方自治法施行令167条第1項第２号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

「那覇市景観計画」において、「都市景観形成地域」として3地域指定している。「都市景観形成地域」とは、都市景観の形成上重要な役割を果たす地域として伝統的に建築物などが一体となった地域、または今後の都市景観形成のために計画的に整備する必要がある地域であり、首里金城地区、龍潭通り沿線地区、壺屋地区が指定されている。金城地区以外は商業地のため、屋外広告物の誘導基準案を作成することで、那覇市の観光地としての価値を高めることに寄与すると考えられ、当該事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

専門的知識が必要な業務であることから当初より委託しており、特段指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性

指名競争入札により業者を選定している理由は、本業務にあたっては建設部門の技術士資格が必要であるが、那覇市内には該当する業者が 16 業者と少ないこと、また本業務に類似した景観計画や都市計画等のまちづくりや屋外広告物調査業務等の実績を条件とするとさらに業者数が絞られ、一般競争に付する必要がないと認められる程度に業者数が少ないためとしており、特段指摘事項はない。

なお、指名業者は５名以上と契約規則にあるが、10 社を指名しており問題ない。

④　予定価格の事前公表**【意見】**

指名競争入札にあたり、予定価格を事前公表している。

事前公表した理由については、「予定価格を事前に知ろうとする不正な行為を未然に防止する趣旨より、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第５条により、事前公表するものと本市では定められていることから、当該業務においても予定価格を公表しております」との回答であった。

建設工事等に関しては、上記取扱要領により予定価格は事前公表するルールとなっているが、その他の委託業務については特段の規定はなく、取扱要領を準用したものである。

「第３章　１．総論（5）予定価格の事前公表」に記載のとおり、予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では落札率が 97.6％と高止まりしており、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。**【意見】**

⑤　積算方法の妥当性

一般財団法人経済調査会発行の「設計業務等標準積算基準書」で示されている土木設計業務等積算基準に基づいて計算していること、直接人件費、直接経費は３社見積りの最安値を採用していることから、積算方法に特段指摘事項はない。

№43　那覇市首里金城４丁目・繁多川４丁目の一部地籍調査業務委託（F・G工程）

（1）概要

①　事業の概要

地籍調査は、法務局の登記内容に基づいて、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目の調査及び境界・面積に関する測量を行い、調査結果を登記内容に反映させるための調査である。

那覇市の地籍調査実施進捗率は 69.7％で沖縄県全体の進捗率 97％に比し、調査が遅れている。

地籍調査事業は、１つの調査ブロックを３年間で行うのが標準的である。

27 年度は那覇市首里金城４丁目･繁多川４丁目の一部地区の２年目の調査業務を委託したものであり、土地の細部測量、地籍図案、地籍簿案の作成を実施した。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市首里金城４丁目･繁多川４丁目の一部地籍調査業務委託（F・G工程）
契約先	株式会社　沖縄用地測量設計
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成 27 年７月 17 日～平成 28 年２月 29 日
担当部課	都市計画部　地籍調査課
契約額（税込）	6,264,000 円（当初） 6,858,000 円（変更後）
予定価格	6,588,000 円（当初） 7,212,798 円（変更後）
落札率	95.0％
参加事業者数	７者（８者中１者辞退）
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
指名競争とした理由	地方自治法施行令 167 条第１項第２号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

地籍調査は、国土調査法第６条の４において主に市町村が行う業務と定められており、当該業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

専門的知識が必要なため、当初より委託しており、特段指摘事項はない。

③ 業者選定方法（契約方式）の妥当性**【指摘・意見】**

指名競争とした理由は、「当該業務には測量士・土地家屋調査士の資格を有する者が必要なため」とのことである。

入札に際し一般競争入札の資格要件として設定すれば制限付一般競争入札が可能である。

指名業者選定委員会においても同様の指摘があり、28年度からは同内容の契約について制限付き一般競争入札が実施されている。27年度も一般競争入札が実施できたはずであり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。**【意見】**

詳細は、第3章1（7）指名競争入札から制限付一般競争入札への移行参照

契約方式、委託内容、実施時期等は事前に所管部署で協議し、那覇市事務決裁規程に従い決裁を受けることになっているが（執行伺）、決裁文書が作成されていない。ルールに従い決裁文書を作成すべきである。**【指摘】**

④ 積算方法の妥当性

積算基準に基づき算定しており、特段指摘事項はない。

⑤ 契約変更手続きの妥当性

地籍簿案作成業務は本来2年目の業務に含まれるが、予算が確保できず当初委託内容から外していた。入札差額が出たため、地籍簿案作成業務の一部を追加発注したものであり、契約変更について特段指摘事項はない。

№44　平成26年度松山公園展示設計製作業務委託

（1）概要

①　事業の概要

「松山公園連携施設基本計画」に基づき、かつての久米村（クニンダ）に関わる琉球の歴史・文化を親しみやすく展示することによって、公園利用者をはじめ、観光客を含めた多くの市民が、楽しみ・憩える場を提供することを目的とし、展示の基本計画、展示設計及び展示制作を委託するものである。

28年5月に琉球や久米村（クニンダ）の歴史文化に触れることができる展示や、飲食店、交流室からなる複合施設「クニンダテラス」が完成し供用を開始している。

②　委託契約の概要

契約名	平成26年度松山公園展示設計製作業務委託
契約先	株式会社　トータルメディア開発研究所
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成26年11月14日～平成27年3月31日（当初） 平成26年11月14日～平成27年9月30日（変更後）
担当部課	建設管理部　花とみどり課
契約額	49,896,000円（税込）
予定価格	49,896,000円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	4者
予定価格積算方法	参考見積書を2者以上から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

「那覇市都市計画マスタープラン」のなかで、松山公園においても、公園の管理機能と併せて、地域の情報発信や交流のできる「松山公園連携施設」の計画を進めてきた。

都市計画は、都市が向かうべき目標や将来像を明示した上でその実現のために創造・規制・誘導を行う仕組みである。本都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の役割を担うものであり、各種の広域都市計画との整合・調整を図りつつ、市

の特性を活かした都市整備のあり方を市民にわかりやすく定め、市民・企業・行政の指針とするとともに、今後の市の定める都市計画の基本となる方針である。

以上より、当該事業は都市計画法に基づく計画に沿った内容であり、当該業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 業者選定方法（契約方式）の妥当性

那覇市松山公園連携施設における展示の設計及び製作にあたっては、より豊かな発想力とその実現性を持つ業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定しており特段指摘すべき事項はない。

業者選定プロポーザル審査委員会は、行政職員のみならず学識経験者、観光関係者、地域関係者で構成されており、専門性、客観性、透明性確保の観点から特段指摘事項はない。

審査委員会は２回開催されており、委託内容、参加資格、審査手順、審査基準等を審議しており、その役割を適切に果たしている。

③ 結果の公表ルール**【意見】**

募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。これに関しては、「当時のホームページには掲載していたが事業完了後に掲載を終了した」との回答であった。那覇市では過去６年程度の「お知らせ」についてはホームページで閲覧できるようになっており、審査結果についても、公表ルールを定め適切に運用されたい。**【意見】**

詳細は、第３章１（３）公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規程整備参照

④ プロポーザル方式の評価基準**【意見】**

審査要領の選定方法について「委員は、評価点の合計を参加者ごとに単純集計し、１位及び２位を選定する。順位を１位とした委員の数が多い順に、優先交渉者１者及び次点者１者を特定する」と規定している。

この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。

なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。

第３章１．（６）プロポーザル方式の評価基準を参考に評価基準の見直しを検討されたい。**【意見】**

⑤　契約変更の妥当性**【意見】**

履行期限を平成27年3月31日から9月30日に183日延長している。

延長理由は、「設計を進めるにあたり、専門家や地域関係者を含む検討委員会において意見を収集しており、展示計画を決定するまでに当初計画以上の時間を要したため」となっている。また、別件の本体工事の遅れにより現場への展示物の搬入・設置が遅れたことも一因である。

変更契約の際は、補正予算に計上し議会の承認を得て、繰越明許費として次年度の支払を可能にしていた。

前工程の遅れがあり年度内に業務が完了しないことがあらかじめ判明していたのであるから、契約締結時に債務負担行為として契約されたい。**【意見】**

№45　那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託

（1）概要

①　事業の概要

「那覇市住生活基本計画」の趣旨に則り、以下の事業を委託するものである。

・密集住宅市街地の改善に関する事項

沖縄県は戦後米軍に土地を接収された経緯等から現行の建築基準法に抵触する家屋等が密集する地域が存在する（いわゆる二項道路問題）。火災発生時に消防車が通れない道路もあり早急な対策が必要であるが、これらの地域は土地や建物の権利関係が複雑なケースもあり、住民の合意形成にも時間がかかっている。今回の事業では、これらの地域の現況調査と今後の再生方針を取りまとめた「那覇密集住宅市街地再生方針」の策定を委託した。

・まちなか居住の推進に関する事項

高齢化や商業機能の低下等が進んでいる中心市街地へのまちなか居住推進の一環として、「那覇市住宅ストック活用モデル事業」（空き家・空室を所有者・居住者のニーズに合わせリノベーションし入居率アップを目指すことを支援する事業）の実施を委託した。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託
契約先	那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託 共同企業体
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成27年9月9日～平成28年3月25日（当初） 平成27年9月9日～平成28年3月31日（変更後）
担当部課	建設管理部　建設企画課
契約額	9,871,200円（税込）
予定価格	9,871,200円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	2者
予定価格積算方法	参考見積書を2者以上から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

住生活基本法第７条において、「国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されている。また「那覇市住生活基本計画」にそって事業を実施しており、当該業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

専門的知識必要なため、当初より委託しており特段指摘事項なし。

③ 業者選定方法の妥当性

適切かつ実効性のある方針を策定するため、住環境基礎調査について豊富な知識、専門的な技術・ノウハウを有する業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定しており特段指摘すべき事項はない。

④ 結果の公表ルール**【意見】**

募集要項によると、「審査結果は事務局ホームページに掲載する」とあるが、ホームページを閲覧したところ、審査結果は確認できなかった。那覇市では過去６年程度の「お知らせ」についてはホームページで閲覧できるようになっており、審査結果についても、公表ルールを定め、運用されたい。**【意見】**

詳細は、第３章１（３）公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規定整備参照

⑤ プロポーザル方式の評価基準**【意見】**

審査要領の選定方法について「順位を１位とした審査員の数が最も多い提案者を第一位とする」と規定している。

この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。

なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。

第３章１．（６）プロポーザル方式の評価基準を参考に評価基準の見直しを検討されたい。**【意見】**

⑥ 契約期間変更の妥当性**【意見】**

履行期限を平成28年３月25日から３月31日に６日延長している。

「那覇市住宅ストック活用モデル事業」は準備期間が短く、マッチング事例を発表するシンポジウムが開催できなかった。そこでモデル事業の効果や啓発に向けたリーフレットの作成業務に内容を変更することになり、契約期間を延長している。

契約期間変更はやむを得ないが、モデル事業についての周知不足が原因と考えられ、契約期間の終期に間に合うように、スケジュール管理を適切に行っていただきたい。**【意見】**

⑦　委託業務の成果

密集住宅市街地の改善に関しては、他部署との連携を盛り込んだ「那覇密集住宅市街地再生方針」をもとに 28 年度も引き続き事業を継続し問題解消に向けて取り組んでおり、一定の成果がみられる。

まちなか居住の推進に関しては、28 年度にマッチング事例に基づきシンポジウムも開催され（約 200 名が参加）、普及啓発活動も徐々に進展しており、一定の成果がみられる。

№46　平成27年度緑ヶ丘公園樹木剪定業務

（1）概要

①　事業の概要

一括交付金を利用した「亜熱帯庭園都市の公園美化事業」（平成 24 年～33年）では、観光客が快適に利用できるよう観光地周辺の公園美化のため植栽剪定業務を行っている。対象となる都市公園 12 か所のうち、27 年度は緑ヶ丘公園の樹木剪定を委託した。

なお「亜熱帯庭園都市」とは、「都市基盤や都市景観が亜熱帯特有の自然や歴史、文化環境に調和した緑ゆたかな庭園のようなまち」をいう（那覇市景観計画より）。

②　委託契約の概要

契約名	平成 27 年度緑ヶ丘公園樹木剪定業務
契約先	株式会社　平成造園
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成 27 年 12 月 19 日～平成 28 年 3 月 11 日
担当部課	建設管理部　公園管理課
契約額（税込）	7,020,000 円（当初） 9,038,800 円（変更後）
予定価格（税込）	7,290,000 円（当初） 9,386,476 円（変更後）
落札率	96.2%
参加事業者数	5 者
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
指名競争とした理由	地方自治法施行令 167 条第 1 項第 3 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

都市公園の管理は、都市公園法第 2 条の 3 により、地方公共団体が行うことになっており、管理業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

一括交付金を利用した事業であり、当初より外部委託を前提としており、特段指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性**【意見】**

指名競争入札により業者を選定している。

那覇市契約規則第 18 条では「なるべく 5 名以上指名するものとする」とあるが今回は 7 社を指名しており、指摘事項はない。

指名競争とした理由については、指名競争入札理由書によると、「市街地での剪定業務は経験が重要視されることから、一般競争入札によると履行能力のない者が参加する可能性があるため」としている。

一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。**【意見】**

詳細は、第 3 章 1（7）指名競争入札から制限付一般競争入札への移行参照

④　積算方法の妥当性

積算は、直接工事費については 3 業者からの単価見積の平均値を利用し、その他管理費等は積算基準に則り積算していた。

業者からの単価見積りについても、積算の際に利用する物価本である「造園修景積算マニュアル」（一般財団法人建設物価調査会発行）に基づき、単価の検証をしたうえで利用しており、積算方法に特段指摘事項はない。

⑤　契約変更の妥当性

緑ヶ丘公園の植栽状況に基づく剪定量を予算要求したものの満額回答得られなかったため、当初は予算の範囲内で業務を発注した。

入札を行った結果、入札差額が発生したため、追加発注したものであり、特段指摘事項はない。

№47　平成27年度街路樹維持管理業務委託（その１）

（1）概要

①　事業の概要

那覇市道において街路樹の剪定・除草等の維持管理を行い、修景緑化に努めることを目的とし、道路パトロール・陳情等に基づき街路樹の剪定・除草等の業務を委託する事業である。

那覇市では、街路樹についてこれまで剪定士まかせの管理（剪定）であったが、歩道幅員や樹木の自然樹形を活かした管理のあり方を示した「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」を策定しこれに沿って事業を行っている。

②　委託契約の概要

契約名	平成27年度街路樹維持管理業務委託（その１）
契約先	有限会社　オキケン開発
契約方法	指名競争入札
契約期間	平成27年5月20日～平成28年3月22日
担当部課	建設管理部　道路管理課
契約額（税込）	13,392,000円（当初） 17,069,400円（変更後）
予定価格（税込）	14,472,000円（当初） 18,446,400円（変更後）
落札率	92.5%
参加事業者数	10者
予定価格積算方法	積算基準によって算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
指名競争とした理由	地方自治法施行令167条第1項第２号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

市道の管理は、道路法第４２条により、地方公共団体が行うことになっており、管理業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

専門的知識が必要なため、当初より委託しており特段指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性**【意見】**

指名競争入札により業者を選定している。

指名業者は５名以上と契約規則にあるが、10社を指名しており問題ない。

那覇市を２エリアに分割し、エリアごとに10社を指名しそれぞれ指名競争入札している。全エリアを１社に委託した場合、倒産等のリスクに対応できないことから２エリアで分割発注しているとのことであり、特段指摘事項はない。

指名競争入札とした理由は、街路樹の剪定には一定の技術が必要だが、那覇市内には当該業者が20社程度しかないため、一般競争しなくとも上記のように指名競争入札することで一定の競争原理が働くためとしている。

一定の資格要件を付せば制限付一般競争入札が可能である。自治体では一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札を選択する場合は地方自治法で定めている要件を満たしているか事前に十分検討されたい。**【意見】**

詳細は、第３章１（７）指名競争入札から制限付一般競争入札への移行参照

一連の予算執行（指名業者への通知～入札～契約締結）は年度をまたがず27年度に行われており、特段指摘事項はない。

④　予定価格の事前公表**【意見】**

指名競争入札にあたり、予定価格を事前公表している。

事前公表した理由については、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第５条に準じて事前公表しているとの回答であった。

「第３章　１．総論（5）予定価格の事前公表」に記載のとおり、予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では応札者数も多かったことから落札率は高止まりしているとまではいえないが、取扱要領を安易に準用することについて見直しを検討されたい。**【意見】**

⑤　積算方法の妥当性

積算の際の採用単価は３社から入手した参考見積書の平均単価を採用しており、特段指摘事項はない。

⑥　契約期間の妥当性**【意見】**

委託期間は、平成27年５月20日～平成28年３月22日となっている。空白期間のトラブル（街路樹が電線に架かる等）も想定されることから、契約期間の見直しを検討されたい。**【意見】**

なお、所管課でも同様の問題意識を持っており、29年度からは契約期間を4月1日～3月31日に変更するとのことであった。

⑦　契約変更手続の妥当性

陳情等により緊急の剪定作業が必要となったため、一部業務内容の変更に伴い契約金額の変更を行ったものであり、特段指摘事項はない。

⑧　支払方法の妥当性（検査方法）

陳情やパトロールに基づき剪定を依頼すると、業者から作業後の報告書を写真付きで受け取り検査しており、特段指摘事項はない。

№48　用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託

（1）概要

①　事業の概要

当路線の付近には、小学校や高等学校が立地しているが、現況道路は歩道がなく、狭隘な地域内道路を車両や路線バスなどが通行し、車両交通と歩行者が混在する危険な状況となっている。

当路線を整備することにより、快適な歩行空間の形成と良好な交通体系の確立を図るものである。

現道拡幅となる市道松川中央線から市道三原中央線との交差点までの区間620mを整備するための事前に必要な測量業務と土地の表示に関する登記申請業務を行う。

②　委託契約の概要

契約名	用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
契約先	公益社団法人沖縄公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約方法	制限付き一般競争入札
契約期間	平成27年7月1日～平成28年3月31日
委託開始時期	平成27年（通算1年）
担当部課	建設管理部　道路建設課
契約額	単価契約
予定価格	41,427,720円（税込）
落札率	77.1％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を3者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

都市計画法第3条、沖縄振興特別措置法第2条及び第4条などの法令に基づき、上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、市民、特に児童・生徒の安心・安全な通学のために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために整備対象となる区間の用地測量及び土地の表示に関する登記申請が適切にできる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

3者に見積依頼の後、担当部署において設計価格を普通積算して、那覇市ホームページにて「公共嘱託登記業務に関する制限付き一般競争入札の実施について」で公告しており、選定方法は妥当である。

④　「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（７）を参照。

なお、上記の点について、本件の担当部署の回答は「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません」、「本市には、業者が提出する文書の日付はワープロで記入するというルール等はありません」とのことである。

しかし、現状の取り扱いについて、包括外部監査を通じて質問があったにもかかわらず、「業者は慣習で日付を空欄にしており、特に理由はありません。」という過去の「原因」に何の疑問も持たずに、十分な「検証」も実施せずに「今後は、請求書等の日付はワープロで記入し提出するよう業者を指導したいと考えております。」と安直な対応策を提示することから推察するに、PDCAの意識が十分ではなく、「以前から引き継いできた業務」の内容などに疑問を持たず、場当たり的に対応しているように感じる。**【意見】**

⑤　用地境界立会のクレーム対応について見直しを検討されたい**【意見】**

地主及び隣接地主による苦情として、「公図に基づいて把握していくが地主本人の認識が曖昧なものによるもの」や、「受託者には法令に基づいて許可証を交付しているが、受託者からの適切な挨拶がないもの」などがある。

本件は地主等の協力が得られなければ、事業の目的が達成されず、また、本来、委託者である当市が責任を持って行うべき事業である。

しかし、上記の「②外部委託することの妥当性」のとおり、受託者に業務を実施してもらう以上、受託者が測量業務を適切に実施するように、契約書、仕様書での周知のみだけではなく、委託者として受託者が適切な測量業務がなされるように、クレームについては適宜、受託者に伝達などすることが望ましい。**【意見】**

⑥　土地家屋調査士資格の確認作業について見直しを検討されたい**【意見】**

契約に際しての確認として毎回、土地家屋調査士資格証明書を提出させているが、沖縄県土地家屋調査士会から「沖縄県土地家屋調査士会　会員名簿一覧」を入手しているため、過去に当市と契約する際に資格証明書を提出している土地家屋調査士については、最新の「会員名簿一覧」を入手し記載されていることで、資格証明書の提出を省略することができると思われる。

この点について、担当部署の回答は、「書類の提出については、本業務の単価契約書、仕様書の規定に基づき提出しています」、「課内で資格証明書等のデータをストックすることは、データの入力、更新、管理等の業務が発生し、当課の業務の効率化につながるのか検証が必要と考えます」とのことである。

上記コメントに限らず、「以前から引き継いできた業務」の内容などに疑問を持ち、事業の目的を達成するための諸手続きについて「当課の業務の効率化につながるのか検証」し、適時適切に改善することが望ましい。**【意見】**

№49　真和志線補償物件調査算定業務委託

（1）概要

①　事業の概要

当路線の付近には、小学校や高等学校が立地しているが、現況道路は歩道がなく、狭隘な地域内道路を車両や路線バスなどが通行し、車両交通と歩行者が混在する危険な状況となっている。

当路線を整備することにより、快適な歩行空間の形成と良好な交通体系の確立を図るものである。

現道拡幅となる市道松川中央線から市道三原中央線との交差点までの区間620mを整備するために、事前に必要な補償物件調査業務を行う。

②　委託契約の概要

契約名	真和志線補償物件調査算定業務
契約先	株式会社都市建築設計
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成27年8月24日～平成27年10月27日
担当部課	建設管理部　道路建設課
契約額（変更前）	3,898,800円（税込）
契約額（変更後）	5,022,000円（税込）
予定価格	4,104,000円
落札率	95%
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	積算基準
委託理由	事務の効率化、経費削減のため

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

土地収用法に基づき、上記（１）の①の事業の概要に記載のとおり、市民、特に児童・生徒の安心・安全な通学のために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために整備対象となる区間の補償物件の調査算定が適切にできる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

担当部署において設計価格を普通積算して、那覇市公共工事電子入札システムホームページで公告しており、選定方法は妥当である。

④　「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

⑤　関連部署との必要な業務連携について、見直しを検討されたい**【意見】**

当市における建物の存在の把握は、当事業の担当部署の建設管理部道路建設課だけではなく、固定資産税を徴収する資産税課でも把握しており、本件と同様の調査においては、本件担当部署が調査対象を把握するために、公図だけではなく、場合によっては資産税課からの情報提供を受けることもある。

今回の個別検証の対象となった当補償物件調査において知り得た未登記物件について、資産税課において固定資産税が課税されているかを確認したところ、追加調査を行った５棟の内４棟については、資産税課でも把握しておらず、本報告書作成時点において、課税が必要な物件かどうか判断が行われていない。

上記未登記物件について情報共有していない理由について担当部署からは、「当事業は、地権者の所有物に対する適正な補償金の算定が目的であり、地権者からの合意を得るための障害（契約・調査拒否など）となり、本来の目的である事業の進捗に大きな影響を与えるおそれがあるため、それらを踏まえながら、業務連携について慎重に検討していきたい。」との回答であった。

確かに当市においては市民などに対する適切な公的サービスを提供するために各部署に責任を持つ役割があり、それを果たすことが第一義的には重要なことである。

固定資産税の徴収は重要な業務であり、その一方で、那覇市の厳しい財政状況がゆえに那覇市役所の職員の方々の業務負担もかなり厳しいものだと思われる。よって、各部署の目的達成のために把握した情報であり、法律などで問題がないものであるならば、業務連携のための情報提供を行うことが望ましい。**【意見】**

No.50　高機能消防指令センター改修業務委託

（1）概要

①　事業の概要

消防本部と消防隊・救急隊を結ぶ消防救急無線はアナログ方式だが、平成 28 年 5 月 31 日に使用期限が到来することにより、デジタル方式への移行が必要になった。

既設の高機能消防指令センターを消防救急デジタル無線設備と接続して有機的に機能させ、指令管制業務の高度化・効率化を確立するための改修業務を委託するものである。

②　委託契約の概要

契約名	高機能消防指令センター改修業務委託
契約先	パイオニア電設株式会社
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 4 月 16 日～平成 28 年 3 月 31 日
担当部課	消防局　指令情報課
契約額（税込）	39,825,000 円
予定価格（税込）	39,825,000 円
落札率	100％
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

消防組織法第 6 条により、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任」を有しており、同第 8 条の「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」ことから、当該事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

専門的知識が必要なため外部委託しており、特段指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性

那覇市の消防システムは、富士通リースが導入し、その後のリース・保守契約も同社と締結している。パイオニア電設は同社の沖縄の代理店であり、今回の改修業務は既存のシステムと密接不可分な関係にあり、他者に履行させるとシステム運用に著しく支障が生じる恐れがあるため、同社と１者随契しており、特段指摘すべき事項はない。

④　積算方法の妥当性

委託先からの見積書をもとに予定価格を決定している。委託内容が専門的なため、自治体では詳細な積算はできないため参考見積書をもとに予定価格を算定しており、特段指摘すべき事項はない。

⑤　支払方法の妥当性（検査方法）

平成27年11月以降テスト導入し、28年1月4日に検査完了後に支払手続きしており、特段指摘事項はない。なお、28年度から本格稼働させているが、現時点では大きなトラブル等はなく、移行は適切に行われた。

№51　首里学校給食センター他学校給食運送業務委託
№52　銘苅学校給食センター他学校給食運送業務委託
№53　真和志学校給食センター学校給食運送業務委託

（1）概要

①　事業の概要

学校給食法に定められた学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るという目的達成のために、学校給食実施日に各給食センターで調理した給食を各受配校へ配送し、回収する業務及びそれに伴う関連業務を行うこと。

②　委託契約の概要

契約名	学校給食センター他学校給食搬送業務委託
契約先	首里：株式会社あんしん 銘苅：琉球通運株式会社 真和志：琉球通運株式会社
契約方法	指名競争入札
契約期間	首里：平成24年12月7日～平成30年3月31日 銘苅：平成23年12月16日～平成29年3月31日 真和志：平成23年12月16日～平成29年3月31日
委託開始時期	平成14年から外部委託開始し、順次範囲を拡大している。
担当部課	首里：学校給食センター首里学校給食センター 銘苅：　学校給食センター 真和志：　真和志学校給食センター
契約額（変更前）	5年間総額（税込）［内、平成２７年度］ 首里：98,000,000円［内、19,660,000円］ 銘苅：98,280,000円［内、19,656,000円］ 真和志：97,000,000円［内、19,399,980円］
契約額（変更後）	消費税増税による変更［内、平成２７年度］ 首里：100,240,000円［内、20,160,000円］ 銘苅：99,964,800円［内、20,217,600円］ 真和志：98,662,855円［内、19,954,265円］
予定価格	首里：116,852,400円 銘苅：　108,000,000円 真和志：108,000,000円
落札率	首里：83.9%、銘苅：91.0%、真和志：89.8%

参加事業者数	首里：2社 銘苅：　2社 真和志：2社
予定価格積算方法	参考見積書を入札2者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
指名競争とした理由	地方自治法施行令第167条第1項第1号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、法律により義務付けられた業務に付随する配送・回収などの業務であるため、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために、適切な配送業務ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　指名競争入札における業者選定方法について、透明性を高めるための見直しを検討されたい**【意見】**

地方自治法施行令第167条の11第3項の規定に基づき公示し、指名競争入札しており、今回監査対象とした委託事業について入札した事業者は、琉球通運株式会社と株式会社あんしんの2社のみであるが、各契約の各社の入札額は以下のとおりである。

区分（金額：円）	対象校数	琉球通運	あんしん
首里	8校	109,746,000	98,000,000
銘苅	6校	98,280,000	118,466,486
真和志	8校	97,000,000	118,348,361

給食センターから配送の対象である学校までの距離、運搬量などで多少の違いはあると考えられるが、上記の指名業者2者の入札価格は、各社の積み上げ計算だけではなく、両者がそれぞれ入札できるような価格調整が働いているように見える。

しかしながら、上記②のとおり、当事業の目的達成のためには、学校給食を適切に配送できる設備を有し、その業務を適切に実施できる事業者でなければならない。上記の疑念が持たれないように業者選定に透明性を高めるための見直しが望まれる。**【意見】**

④　「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

契約書で「甲は、前条の委託料を別紙「支払い一覧表」のとおり支払うものとする。乙は、前項の金額を請求する時は、それぞれの月分にかかる請求書を第 12 条の業務完了届を添付して翌月の十日までに甲に提出するものとする。」とあるが、受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。このことについての担当部署からの回答は「契約上、請求書が到達してからの支払いとなる。請求書は郵送で送られてくるため、実際の発効日と到達日に相違が出てくる。業者と調整の上、日付を空欄にしてもらい、職員により到達日を記入している。到着後、速やかに支出命令を作成するため同日となっていることが多い」とのことである。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

№54　銘苅学校給食センター調理業務委託

（1）概要

①　事業の概要

学校給食法に定められた学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るという目的達成のために、給食センターで調理業務を行うこと。

平成 15 年度から学校給食調理業務民間委託を実施し、これまでに 4 単独調理場（与儀小、識名小、真和志小、金城小）及び 7 小規模給食センター（古蔵、神原、城岳、安謝、天久、銘苅、大名の各学校給食センター）の調理業務を民間委託している。

②　委託契約の概要

契約名	銘苅学校給食センター学校給食調理業務委託
契約先	株式会社オーディフ
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 26 年 3 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日
委託開始時期	平成 26 年 3 月 1 日（通算 4 年 5 ヶ月）
担当部課	学校教育部　学校給食課
契約額	5 年間総額（税込）［内、平成 27 年度］ 139,120,751 円［内、31,847,360 円］
予定価格	139,120,751 円
落札率	100％
参加事業者数	6 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、法律により義務付けられた業務であり、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するためだけではなく、経費削減を図るため、本務調理員（那覇市職員）の退職者数を勘案し、学校給食調理業務の民間委託を推進す

る観点から、適切な調理業務ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

学校給食調理業務は、価格のみによる競争によって業者選定するのではなく、那覇市学校給食調理業務委託基本方針に基づき、学校給食の意義を十分認識し、衛生管理を確保し安全で調理技術に優れた適正な業者を選定し、その技術力・信用・経験など経営能力や技術力を活用することが必要である。このことから安全性及び効率性を確保し安定的に業務を継続しなければならないので、本件は単に金額のみの競争入札等にはなじまずプロポーザル方式により業者を選定し、随意契約を締結するとしており、平成 25 年度に「那覇市学校給食調理業務委託業者選定委員会」を設置し、教育長への選定結果の報告を行い、応募した 6 社の中から選定委員会の評価により選定した業者と随意契約しており、業者選定方法は妥当である。

④　「請求書」の日付について、適切な取り扱いを行うべきである**【指摘】**

受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。この点、担当部署からの回答は、「支払する際は調理業務完了届を確認後に手続きしており、請求書を受け取った後に調理業務完了届が届くため、受託業者と調整の上、日付を空欄にしてもらい、職員により調理業務完了届を確認した日付を記入しています」とことであった。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

⑤　残菜に対する取り組みについて

直近３年間の残菜処理数量と残菜処理費用の推移は以下のとおりである。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
残菜処理数量（kg）	24,028	23,951	25,955
残菜処理費用（円）	388,621	397,621	384,660

残菜量には、調理場で生じる野菜クズ、異物混入や事故等に備え予備分、給食終了後に児童生徒の食べ残し、麺類のスープ等食べ残しとみなされない物も

合わせて残菜として回収したものが含まれる。

上記の残菜のうち、食べ残しを「課題」ととらえた場合、その「原因」としての担当部署からの回答は「学校給食は教育の一環として提供される食事であり、学校給食の目標や栄養価、使用する食材の種類等、文部科学省の基準量に基づいて献立を作成するため、児童生徒が食べ慣れない食材を提供することもあり、児童生徒の好き嫌いによる食べ残しが考えられる。また、食事の適切量は児童生徒それぞれ異なるため、同じ量で配られる給食の場合、どうしても適切量に対して多い少ないが生じることや、その日の体調にもよること等も原因として考えられる。」とのことである。

また、具体的な「検証」についての担当部署からの回答は、「年に２回残量調査を行っており、児童生徒への提供量と残量のみを計量の対象としているため、正確な残量が調査でき、児童生徒の栄養摂取状況を把握することが可能で、それに基づいて今後の献立等に活かすように取り組んでいる。また、食育の授業や教材等で好き嫌いの克服や産地の食物に興味を持たせるように取り組んでおり、今後も引き続き取り組んでいくことが望ましい」とのことであり、引き続き、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るという目的の達成のための取り組みを期待したい。

№55　健康診断諸検査料（小学校）尿検査他

（1）概要

①　事業の概要

学校保健安全法に基づき、児童の健康の保持増進を図ることを目的として健康診断業務を委託する。

那覇市立小学校の健康診断業務の実施について委託し、諸検査（視力検査・尿検査・ぎょう虫検査・心電図）を行う。

健康診断は、短期間に市内全児童の検査を行わなければならず、県内において検査を行える機関が限られているため、複数の業者と契約するにあたり、委託内容や単価など、同一条件で契約を行っている。

②　委託契約の概要

契約名	健康診断業務委託
契約先	一般財団法人沖縄県健康づくり財団他３者
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
担当部課	学校教育部　学校教育課
予定価格	単価契約のため各項目について予定価格を設定
落札率	100％
参加事業者数	4者
予定価格積算方法	参考見積書を4者から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、法律により義務付けられた制度であり、児童の健康の保持増進を図るために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために適切な検査ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　業者選定方法の妥当性

学校保健安全法第13条、第15条に基づく定期健康診断業務は多岐にわたっており、県内においてその項目に沿った検査が行える機関は限られている。那覇市においては、市内54校の全児童・生徒の検査を4月から6月末日までという限られた期間で行わなければならないが、学校は4月から6月にかけて行事等も多く、限られた日程の中で視力検査等機材を持ち込んで行う検査もあり、1者のみでは機材及び検査員に限りがあるため、複数の業者と契約を結ぶ必要がある。また、複数の業者と契約するにあたり、委託内容や単価など同一条件で契約を結ぶ必要があり選定方法は妥当である。

職員向けの健康診断についても同様である。

④　「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１．（１２）を参照。

№56　那覇市教育用ネットワーク運用業務委託

（1）概要

①　事業の概要

教育委員会学校教育部教育研究所の情報関連事業については、平成 27 年度に策定した那覇市教育情報化推進計画に基づき、「児童生徒に確かな学力を育成すること」を目的とするものであり、その実現のために、学習意欲の向上及び主体的な学習態度の醸成による「生きる力」を身につけることを目標として、ICT 活用による教育の情報化を通じ、基礎的・基本的知識や技能の習得だけでなく、課題解決能力(思考力・判断力・表現力)の育成を図っている。ICT を活用する目的としては、同計画に示しているとおり、「情報教育」「ICT の活用」「校務の情報化」などを通じた教育の質の向上を図るものである。

その ICT の根幹インフラ（ネットワーク・サーバー・校務支援のためのグループウェア等アプリケーション）を本事業にて構築し、市内小中学校・教育委員会・教育研究所等を情報通信ネットワークで接続し、教材コンテンツの共有とインターネットの教育利用を進める。

通信インフラ・サービスの提供、データセンターにおけるサーバー運用管理及びサーバー上での各種ソフトウエア・サービスの提供及び保守管理を高度な専門知識を持つ民間事業者に委託する。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市教育用ネットワーク運用業務委託
契約先	株式会社プロスタッフ
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 26 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日
委託開始時期	平成 26 年（通算 2 年）
担当部課	教育委員会学校教育部　教育研究所
契約額	81,259,200 円（税込）［平成 27 年度：16,251,840 円］
予定価格	82,080,000 円（税込）
落札率	99%
参加事業者数	3 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴取して算定
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

上記（1）の①の事業の概要に記載のとおり、那覇市の教育水準を向上させるための一つの施策としての教材コンテンツの共有、インターネット教育利用による教育事業の向上、効率化を図るために、当市の財源を活用する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

上記①の目的を達成するために、当市が求める仕様に従った適切な業務ができる事業者に外部委託することは妥当である。

③　専門性が著しく高い業務の業者選定において、専門的な審査ができる者を審査員に含めるように検討されたい**【意見】**

当事業の指名提案事業者８社のうち、３社がプレゼンテーションを行い、提示金額が著しく高い１社を除いて、９名（学校教育部：副部長、教育研究所：副所長・指導主事・主査、学務課：主幹、学校給食課：主査、仲井真中学校：学校事務、松島中学校：学校事務、情報政策課：主査）で構成する「那覇市教育用ネットワークにかかるアウトソーシングサービス等再構築提案審査委員会」によって選定された事業者と随意契約を締結している。

当事業の担当部署としては、審査委員会を構成する審査委員の内、情報政策課のみが専門的知識を有しているとしているが、上記のとおり教育関係者がほとんどで、当事業の委託先を選定するための重要な判断要素の一つである「仕様書確認証明書」の内容（例えば、サーバー構成等）に精通していないが、採点表ではサーバー構成や通信回線等、専門家的知識を要する審査項目において、２社の採点に大差がついているように見受けられる。

その理由としては、受託した事業者は仕様書のすべての項目が「○」であり、受託できなかった事業者は、項目によっては「△」とした上で、「備考」欄に、代替的な手段などにより那覇市が求める要件に対して支障がない旨の説明を補足している。しかし、受託できなかった事業者に「×」をつけた箇所については、審査委員が適切かつ高度な専門知識を有していれば、審査に当たって適切な質問ができていたはずである。

そもそも、「仕様書確認証明書」の○×だけでは、那覇市が求める仕様を満たしているかの判断はつきにくいと思われる。この点、担当部署の回答は「外部専門家を入れていない理由としては、担当課職員としても基礎的知識を有しており、当該ネットワーク上で稼動しているシステムの管理課、市役所側システムの担当課等の職員も含めた委員構成とすることで、仕様書の確認はできる

ものと判断している」としている。

しかし、要件を実際に満たしているかどうかの十分な検証についての担当部署の回答は「当時のプレゼンテーションの様子を確認したところ、プレゼンテーション及び仕様書確認証明書に関連し、マルチホーミングの詳細や導入時の研修内容等について質問することはあったが、仕様書を満たしているかどうかについての具体的な検証・実証までは踏み込んでいない」とのことである。

さらに、契約締結後、上記の検証が不十分であり、結果として事業者選定が誤りであった場合についての担当部署の回答は、「万が一仕様を満たさず不具合が生じた場合は、契約違反として是正、見直しもしくは契約解除を行うことで足りる。」としている。しかし、当事業は５年間の複数年契約であり、そもそもシステムによる基盤について、是正、見直しにとどまるものでなく、契約解除に至るような状況になってしまう場合、上記（１）の①で記載している当事業の目的である「児童生徒に確かな学力を育成すること」に支障が出るおそれも考えられる。

したがって、非常に高度な専門的知識が必要であるからこそ外部委託せざるをえない当事業のような業務について、審査委員会による事業者選定を行う場合には、専門知識を有し、かつ、客観的な立場で審査することができる者も審査委員として選任することが望ましい。**【意見】**

④ 「請求書」の日付について、見直しを検討されたい**【意見】**

受託者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されており、「支出命令書」の起票日と全て同日となっている。「請求書」の日付欄の記入された文字と「支出命令書」に記載された「担当者名・TEL」欄に記入された文字の筆跡が類似しており、受託者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、市担当者が「請求書」の日付を記入したおそれがある。

担当部署の回答によれば「請求書の送付自体は月初めに受託事業者から送付されます。日付は空けておいてもらっています。速やかかつ正確な予算執行の観点から、受託事業者との調整のうえでそのような方法をとっておりますが、ご指摘については真摯に受け止め、改善していきたいと思います」とのことである。

この点については、他の事業においても同様の事例があるため、詳細は第３章１.（１２）を参照。

⑤ 事業による効果測定などの「検証」を踏まえた予算策定を検討されたい**【意見】**

当事業の効果測定について、担当部署の回答は「定量的な効果を示すことは

難しいところでありますが、ひとつの指標としては、標準学力調査等の学力テストの結果が挙げられるかと考えます。学力テストの結果については、学力向上の傾向がみられております。また、前述の那覇市情報化推進計画において、電子黒板やタブレット端末活用に係るアンケート調査の実施結果概要に触れているところでありますが、ネットワーク運用（安定性や使いやすさなど）に関する効果検証やアンケートは実施していないため、今後は検証方法等を検討していく必要があると考えます。」とのことである。

確かに当事業のようなシステム基盤など直接的に効果測定ができにくい事業については、学力向上の効果が当事業のICTによるものであるのか、それ以外のものによるものなのかは明確に測定することは難しいと思われる。

しかし、「ネットワーク運用（安定性や使いやすさなど）に関する効果検証やアンケートは実施していない」とのことであり、当事業が費用に対して適切な効果を得ているのかどうかの「検証」が行われていないため、委託契約後の運用状況を適切に「検証」することが望ましい。**【意見】**

№57　那覇市健康ウォーキング推進事業

（1）概要

①　事業の概要

市民に運動を習慣化することの大切さを認識してもらうため、健康ウォーキング大会（年1回開催）やウォーキング講座等の開催（年4回開催）を委託する事業である。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市健康ウォーキング推進事業
契約先	那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年2月29日
担当部課	生涯学習部　市民スポーツ課
契約額（税込）	9,081,000円（概算契約） 8,562,836円（最終精算金額）
予定価格（税込）	9,081,000円
落札率	100%
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定
委託理由	民間のアイデアやノウハウを活用するため
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

社会教育法第5条において、教育委員会（那覇市）の行う事務に「運動会、協議会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること」と規定されており、ウォーキング大会を那覇市が直接実施する必要性は認められる。市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で、生きがいのある心豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツ・レクレーションの普及振興と快適なスポーツ環境の整備充実に努めている。

②　外部委託することの妥当性

経済性、専門性を考慮し、外部委託しており問題なし。

③　業者選定方法の妥当性

本事業の実施にあたり、那覇市・那覇市医師会など健康に関わる団体、那覇市自治会長連合会など地域に関わる団体の協力なしには実施が困難なことから、26年に関連団体42団体で構成する那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会を結成した。同実行委員会は当該業務を実施するために組織された団体であり、随意契約することに特段指摘事項はない。

那覇市長が実行委員会の会長に就任しており、契約の締結権者となる。そのため那覇市と実行委員会の契約締結権者に関し民法第108条の双方代理に抵触することから、契約は実行委員会の副会長名で締結されている。委任手続も事前に書面で行われており、特段指摘事項はない。

④　概算契約の精算手続き

当該事業は、金額をあらかじめ確定することが困難なため、後日履行完了の段階において決定することとし、概算金額で契約を締結している。

履行完了後に、実行委員会から「事業実施報告書」が提出され、内容確認後に精算手続（返金処理）を行っており、特段指摘事項はない。

⑤　委託業務の成果

各種イベントの参加者の推移は以下のとおりである。

	26年度	27年度	28年度
ひやみかち　なはウォーク	4,019	3,890	3,905
健康ウォーキング講座（延べ参加者数）	640	390	実施中

健康ウォーキング大会には毎年4,000人前後が参加しており、参加者アンケートでは、「次回も参加したい」（91.7％）、「今後もウォーキングを続ける」（93.0％）との集計結果もあり一定の成果がみられる。

№59　那覇市繁多川図書館業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市繁多川図書館における貸出・返却処理のほか、お話会・上映会の開催など図書館業務を委託する事業である。

那覇市内には７つの市立図書館があり、繁多川図書館は平成 17 年４月に開館され、蔵書数５万冊規模の図書館で、琉球八社の一つである識名宮や、世界遺産の識名園も近隣にあり、歴史・文化を感じられる環境となっている。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市繁多川図書館業務委託
契約先	一般社団法人　沖縄県子どもの本研究会
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成 26 年４月１日～平成 29 年３月 31 日（３年）
委託開始時期	平成 20 年４月１日（通算８年）
担当部課	生涯学習部　生涯学習課
契約額	53,910,000 円（税込）
予定価格	53,910,000 円（税込）
落札率	100％
参加事業者数	１者
予定価格積算方法	過去の実績を参考にして算定
委託理由	民間のアイデアやノウハウを活用するため
随意契約理由	地方自治法施行令 167 条の２第１項第２号

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

教育基本法第 12 条第２項において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と規定されており、図書館事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

経済性、専門性を考慮し、外部委託しており問題なし。

③　業者選定方法の妥当性

図書館業務を行うにあたって、民間のノウハウを活用し効率的かつ効果的な図書館運営を行うため、専門的なサービスを提供できる人材を有する団体（４名以上の司書、司書補を配置）を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定しており特段指摘すべき事項はない。

委託開始当初（17 年～19 年度）は別団体、その後は同一団体と契約している。那覇市内には同様の団体ないため、3 年ごとに募集をかけるが結果的には、1 社のみが参加している。委託先は 1973 年設立以来、読書活動推進のため、子どもの本の学校を開催するなど沖縄県内の読書活動推進を牽引してきた団体であり、図書館司書の有資格者も多く所属しており、専門的知識やノウハウを有している。

他の図書館は、直営で行っており、今後はアウトソーシングを計画しているが、上記理由により引受団体ないため、外部委託は進んでいない。

④　プロポーザル方式の評価基準**【意見】**

選定基準では審査方法について「順位を第 1 位とした委員が最も多い団体を委託予定候補者に選定する」と規定している。

この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。

今回は、応募者が 1 者のみであったことから結果に影響はなかった。

第 3 章１．（６）プロポーザル方式の評価基準を参考に評価基準の見直しを検討されたい。**【意見】**

⑤　支出負担行為書の決裁時期**【指摘】**

26 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の履行期間の事業の審査を 25 年 11 月、契約締結を 26 年 3 月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。

契約日 26 年 3 月 31 日、支出負担行為書 26 年 4 月 1 日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。**【指摘】**

詳細は、第 3 章 1（４）支出負担行為書の決裁時期参照

⑥　業務の成果

直営で運営している市内の図書館と比べると、年間 8 百万円程度人件費が少なくなっており、委託の効果がみられる。受託者は独自の取り組みに積極的で、幼児向けの読み聞かせ会等を 26 年度は 16 回開催しており（他の直営図書館は平均 4 回）、内容面においても委託の効果がみられる。

また、年 2 回那覇市立図書館協議会が開催され、図書館運営について議論・提案がなされているが、概ね良好な評価を受けている。

№60.№62　那覇市公民館・図書館清掃業務委託

（1）概要

①　事業の概要

那覇市内の公民館・図書館の清掃業務を委託する事業である。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市公民館・図書館清掃業務委託契約
契約先	琉球総合ビル管理株式会社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
担当部課	生涯学習部　中央図書館
契約額（税込）	24,883,200 円
予定価格	25,312,500 円
落札率	98.3％
参加事業者数	33 者
予定価格積算方法	参考見積書を 2 者以上から徴取して算定

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

「教育基本法」第 12 条第 2 項において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と規定されており、公民館・図書館運営を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

専門的知識必要なため、当初より委託しており、特段の指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性

制限付き一般競争入札を実施しており、入札手続等について書類を閲覧したが、特段の指摘事項はない。

④　年度開始前の入札の執行について**【意見】**

3 月に入札を実施し業者を選定し、4 月 1 日付けで契約を締結している。

詳細は「第 3 章 3 （5）年度開始前の入札の執行について」参照。

⑤　積算方法の妥当性

予算要求時に 2 社から参考見積書を入手し最低見積額を予算額・目途額とした。目途額の端数を切捨て予定価格としており、特段の指摘事項はない。

№61　プラネタリウム番組開発業務委託

（1）概要

① 事業の概要

牧志駅前ほしぞら公民館で投影するデジタルプラネタリウム番組の制作を委託する事業である。

幼児向け、小学校高学年向けの2番組（1番組あたり20分程度）の制作を委託した。

② 委託契約の概要

契約名	プラネタリウム番組開発業務委託
契約先	株式会社沖縄映像センター
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成27年11月26日～平成28年2月29日（当初） 平成27年11月26日～平成28年3月29日（変更後）
担当部課	生涯学習部　中央公民館
契約額	9,795,168円（税込）
予定価格	9,796,000円（税込）
落札率	99.9％
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	予算額を予定価格とした
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

（2）監査の結果

① 当該事業を市が直接実施する必要性

教育基本法第12条第2項において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と規定されている。プラネタリウムは公民館内に設置された社会教育施設である。

プラネタリウム事業は、昭和54年に久茂地公民館で開始された。平成23年に施設の老朽化に伴い牧志駅前ほしぞら公民館を建設し、当該事業も引き続き行っている。社会教育施設として市民の宇宙への好奇心を育んでもらう役割があり、当該業務を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

② 外部委託することの妥当性

専門的知識必要なため、当初より委託しており、特段の指摘事項はない。

③ 業者選定方法（契約方式）の妥当性**【意見】**

プラネタリウム番組の制作にあたっては、より豊かな発想力とその実現性を持つ業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により業者を選定しており特段指摘すべき事項はない。

業者選定プロポーザル審査委員会は、行政職員のみならず学識経験者（元高校地学教員）もメンバーに加え、委託内容、参加資格、審査手順、審査基準等を審議しており、その役割を適切に果たしている。

募集要項には、「審査結果は文書にて通知する」とあるが、外部公表はしていない。公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、那覇市でも公表を検討されたい。**【意見】**

詳細は、第３章１（３）公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規定整備参照

④ プロポーザル方式の評価基準**【意見】**

プロポーザル評価要領では審査方法について「主観的評価項目の点数が 36 点を越えるもののなかで、1 位をつけた委員が多い団体を選定する」と規定している。

この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。

今回は、応募者が 1 者のみであったこと、応募者の点数が 36 点を超えていたことから結果に影響はなかった。

第 3 章１．（６）プロポーザル方式の評価基準を参考に評価基準の見直しを検討されたい。**【意見】**

⑤ 契約変更の妥当性

履行期限を平成 28 年 2 月 29 日から 3 月 29 日に 30 日延長している。

延長理由は、天候不順により、撮影延期等があったためとあり、やむを得ない理由である。

⑥ 事業の評価

一般的な内容の他、うちなーぐち番組や沖縄の民話を題材にした番組などのコンテンツを充実させ（12 番組）、幼児から大人まで幅広い層の集客を図っている。来場者数は、25 年度 20,231 人、26 年度 20,771 人、27 年度 22,080 人と年々増加しており、一定の成果が表れている。

№63　アメリカ統治下議会議事録電子化事業業務委託

（1）概要

①　事業の概要

祖国復帰前のアメリカ施政権下における那覇市議会の記録・議事録(1958 年～1961 年 1 月分まで)を電子データ化し、検索機能を具備した電子書籍とし、本土とは異なる特殊な政治形態下における議事録データの保管環境と市民への公開の利便性の向上に寄与する。

②　委託契約の概要

契約名	アメリカ統治下議会議事録電子化事業業務委託契約
契約先	株式会社 Oki One
契約方法	随意契約
契約期間	平成 27 年 5 月 29 日～平成 28 年 2 月 29 日
委託開始時期	平成 26 年
担当部課	議会事務局議事管理課
契約額	18,900,000 円（税込）（うち 8 割は沖縄振興特別推進交付金により賄われている。）
予定価格	18,900,000 円（税込）
落札率	100%
参加事業者数	8 者
予定価格積算方法	過去の実績を参考として算定（過去の委託契約額の実績で算定）
委託理由	高度・専門的な知識等が必要なため。
随意契約理由	指名競争入札を実施したが、3 回目までの入札額が予定価格に達しなかったため（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 8 号）

（2）監査の結果

①　委託先の決定方法について**【意見】**

指名競争入札に際して、那覇市内に本社のある業者であることが条件の一つとされている。起案用紙においては、その理由として、「那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱」11 条 3 項が挙げられている。

しかし、同条項は、

> 物品購入契約に係る業者の選定の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、当該会計年度における指名及び発注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないように留意しなければならない。
> (1) 市内業者（本市内に本店を有し当該本店を登録しているものをいう。）
> (2) 準市内業者（本市内に支店を有し当該支店を登録しているものをいう。）
> (3) 県内業者（県内に本店又は支店を有し当該本店又は支店を登録しているものをいう。）
> (4) 県外業者（県外に本店又は支店を有し当該本店又は支店を登録しているものをいう。）

と規定するものであり（下線は引用者にて付記）、「物品購入契約」に関する規定であって、本件業務にこれを直接適用することはできない。無論、これを本件業務に準用すること自体が直ちに不当となるわけではないが、現に３回指名競争入札をしても予定価格を満たす入札者がいなかった事実にかんがみると、地理的条件を緩和し、広く市外業者、県外業者からも参加を募ることを検討すべきである**【意見】**。

№64　那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務の委託

（1）概要

①　事業の概要

指定金融機関及び収納代理金融機関で納められたすべての納付書を那覇市で稼働している財務会計システムへ取り込むためにデータ化する。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務の委託契約
契約先	株式会社琉球銀行
契約方法	随意契約
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託開始時期	有償契約は平成15年度以降（平成14年度までは無償）
担当部課	出納室
契約額	6,788,572円（税込）
予定価格	6,788,572円（税込）
落札率	100%
参加事業者数	1者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴取して算定 （那覇市では算定せず、通常の取引を踏まえた業者からの見積書を基に算定）
委託理由	本件業務は、指定金融機関（琉球銀行）の業務の中で、現金と納付書（済通）の合計金額を照合する作業と密接に関連しているため、指定金融機関に委託している。
随意契約理由	地方自治法施行令167条の2第1項2号

（2）監査の結果

①　委託料の妥当性

委託先は、昭和46年に那覇市指定金融機関に指定されて以来、現在に至るまで那覇市指定金融機関である。

本件業務（納付書のOCR処理業務）は、指定金融機関（琉球銀行）の業務の中で、現金と納付書（済通）の合計金額を照合する作業と密接に関連していることから、平成4年度以来、委託先が業務を行っている。平成14年度までは、無償で委託されていたが、平成15年度以降、処理件数の増加等の理由により

有償となった。直近７年度の委託料の変遷は、次のとおりである。

平成21年度　6,000,000円（1件当たりの単価5.5円(税込)）
平成22年度　6,600,000円
平成23年度　6,600,000円
平成24年度　6,600,000円
平成25年度　6,600,000円
平成26年度　6,788,572円
平成27年度　6,788,572円（1件当たりの単価8.1円(税込)）

なお、委託先から那覇市長宛てに平成23年11月に提出された文書（委託料の増額（予算化）を要望するもの）によると、「本業務は、指定金融機関の業務の範囲外であるため、委託会社（株式会社リウコム）に再委託しており、年間委託料（10,004,400円）に対し弊行が差額（▲3,404,400円）を負担しているのが現状でございます」とのことであり、委託先にとって採算の合わない委託金額であることがうかがわれる。平成27年度の委託料は、この平成23年度の要望文書から算出した1件当たりの再委託料の単価（9.3円(税込)）を踏まえて、委託先と協議のうえ算出されている。

② 委託の方法について

一方で、1者に対する随意契約による委託が長期間にわたって継続しているのも事実である。

対策としては、指定金融機関自体の変更や輪番制の導入が考えられるが、出納室の説明によると、㋐庁舎内に設置する金融機関の出張所が派出所に変わることによる弊害（派出所の事務は公金等の出納事務に限られており、預金の受払い等の営業行為ができず、市民の利便性が大きく損なわれるなど）、㋑システムの再構築が必要になること、㋒金融機関特有の端末機器、事務備品等の入れ替え作業が必要となること等の負担が見込まれることとなる。これらの負担との比較考量の中で、より適切な体制の検討が必要となる。

また、本件業務自体は、特段の専門的知識・経験を有するものではないため、そもそも指定金融機関に委託する必要性自体を再検討する必要がある。現実的には、指定金融機関以外に委託すると、委託料が現在より高額になる可能性が高いと思われるが、随意契約を締結する以上は、委託料の妥当性を客観的に検証しうる形にしておく必要がある。無論、見積りを徴取した結果として、やはり現状どおり指定金融機関に委託することが最も廉価だとなれば、委託先との随意契約締結の合理性の根拠の一つとなろう。

【意見】

① そもそも指定金融機関に委託することの必要性を再検討すること、随意契約を締結するとしても、指定金融機関以外からも見積書を徴取し、金額の妥当性を裏付けることが望まれる。

② 本件業務は再委託がなされているところ、市民の大量の個人情報を取り扱う業務であることから、万が一にも個人情報漏洩事故が発生せぬよう、委託業務終了後は、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄した旨の誓約書を委託先及び再委託先から徴取する、市の職員が再委託先を訪問して業務状況をチェックし、書面化して報告するなどの対策が有用と考える。

№65　那覇市上下水道局お客様センター業務委託

（1）概要

①　事業の概要

水道業務に関する窓口・検針・開閉栓・滞納整理・収納業務等の一連の業務を委託する業務である。

②　委託契約の概要

契約名	那覇市上下水道局お客様センター業務委託
契約先	太閤建設・第一環境連合体
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	平成26年6月1日～平成29年5月31日（3年）
担当部課	上下水道局　料金サービス課
契約額	504,921,600円（税込）
予定価格	563,668,000円（税込）
落札率	89.5％
参加事業者数	5者
予定価格積算方法	参考見積書を2者以上から徴取して算定
委託理由	事務の効率化、経費削減のため

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

水道法第6条で、「水道事業は、原則として市町村が経営する」、下水道法第3条で、「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする」と規定されており、水道事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

事務の効率化、経費削減のため委託しており、特段の指摘事項はない。

③　委託範囲の妥当性

以前は、検針・開閉栓業務のみ外部委託していたが、那覇市と同規模の自治体では、大半の業務を外部委託しているケースが多い。県外見学等を実施し、他自治体の委託状況をもとに委託範囲を決定しており、特段指摘事項はない。

なお、29年度はさらに委託範囲を拡大する予定である。

④　業者選定方法（契約方式）の妥当性

利用者に対するサービスの向上、業務効率化及び事務経費削減の観点から、一連の業務を包括的に委託するにあたっては、本業務を適正に履行できる業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定しており特段指摘すべき事項はない。

業者選定プロポーザル審査委員会は、行政職員のみならず学識経験者、地域関係者で構成されており、専門性、客観性、透明性確保の観点から特段指摘事項はない。

審査委員会は2回開催されており、委託内容、参加資格、審査手順、審査基準等を審議しており、その役割を適切に果たしている。

⑤　支出負担行為書の整理時期**【指摘】**

26年6月1日～29年5月31日の履行期間の事業の審査を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。

契約日3月7日、支出負担行為書4月1日となっている。支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。**【指摘】**

詳細は、第3章1（4）支出負担行為書の決裁時期参照

⑥　プロポーザル方式の評価基準**【意見】**

実施説明書には選定方法について以下のように規定している。

委員ごとに決めた参加事業者の順位において、最も多く1位となった参加事業者を受託候補者に選定する。

この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が反映しにくくなり、評価が大きく分かれる事業者が選定される可能性がある。

なお今回は、配点で評価しても結果は同じであった。

第3章1.（9）プロポーザル方式の評価基準を参考に評価基準の見直しを検討されたい。**【意見】**

⑦　結果の公表ルール**【意見】**

募集要項によると、「審査結果は参加者に通知する。参加者から非決定の理由の説明を求められた場合、委員ごとに決めた参加者の順位を書面で回答する」とある。公平性、透明性確保の観点から採点結果について公表している自治体もあり、審査結果についても、公表ルールを定め、運用されたい。**【意見】**

詳細は、第3章1（3）公告の方法、入札結果の公表ルールに関する規定整備参照

⑧　積算方法の妥当性

参考見積書を3社から徴取し、内容を検討の上、平均額を予定価格としており、特段指摘事項はない。

⑨　事業評価

コスト削減効果を試算したところ、人件費が年間 1300 万円削減された。また、平日の業務時間延長、土曜日も対応することにより、利用者数増加し、市民サービスの向上に役立っている。

№66　平成 27 年度公共下水道維持管理業務委託（その 2）

№67　平成 27 年度公共下水道維持管理業務委託（その 1）

（1）概要

①　事業の概要

那覇市内の下水道施設における詰まり等の清掃、老朽化した施設の調査及び緊急時や陳情等への対応業務を委託する事業である。

下水道事業は、㋐家庭や企業から出た汚水を浄化センターに送り浄化処理後に河川や海に戻す事業、㋑市内に降った雨水を側溝や雨水管をとおして河川や海に流す事業からなる。浄化処理のみ沖縄県が行い、その他の業務を那覇市が行っている。

27 年 3 月時点の那覇市の汚水の下水道処理人口普及率は 98.0%、雨水の面整備率 47.9%となっている。

②　委託契約の概要

（その 1）

契約名	平成 27 年度公共下水道維持管理業務委託（その 1）
契約先	有限会社三友
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
担当部課	下水道課　管理第 1 係
契約額	37,800,000 円（税込）
予定価格	38,664,000 円（税込）
落札率	97.7%
参加事業者数	6 者
予定価格積算方法	積算基準

（その 2）

契約名	平成 27 年度公共下水道維持管理業務委託（その 2）
契約先	有限会社中央環境サービス公社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
担当部課	下水道課　管理第 1 係
契約額	37,908,000 円（税込）
予定価格	38,880,000 円（税込）

落札率	97.5%
参加事業者数	６者
予定価格積算方法	積算基準

（2）監査の結果

①　当該事業を市が直接実施する必要性

下水道法第３条で、「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする」と規定されており、下水道事業を那覇市が直接実施する必要性は認められる。

②　外部委託することの妥当性

専門的知識必要なため、当初より委託しており、特段の指摘事項はない。

③　業者選定方法（契約方式）の妥当性

那覇市内を２エリアに分け、北地区を管理業務（その 1)、南地区を管理業務（その 2）とし、発注しているが、委託エリアの区分については適切な範囲と判断しており、特段の指摘事項はない。

④　予定価格の事前公表**【意見】**

競争入札にあたり、予定価格を事前公表している。

事前公表した理由については、「事前公表しないと予定価格を知ろうとして不正が起きる可能性があるため、不正防止の観点から事前公表している（那覇市契約規則逐条解説)」との回答であった。

「第３章　１．総論（5）予定価格の事前公表」に記載のとおり、予定価格の事前公表に関しては、落札率が高止まりするなどの弊害が生じる場合がある。今回の入札では落札率が 97.5%、97.7%と高止まりし、事前公表することの弊害が表れており、事前公表の適否について見直しを検討されたい。**【意見】**

⑤　支出負担行為書の整理時期**【指摘】**

27 年４月１日～28 年３月 31 日の履行期間の事業の入札を 27 年２月、契約締結を３月に実施しており、一連の予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。

契約日３月 13 日、支出負担行為書４月１日となっている。支出負担行為は契約前に実施すべきである。**【指摘】**

詳細は、第３章１（２）支出負担行為書の整理時期参照

⑥　那覇市水道局ホームページのアップデート**【指摘】**

ホームページに掲載されている水道事業に関する各種データについて、更新されていないものが散見された。定期的にデータ更新すべきである。**【指摘】**

以上